金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(案)

. 基本的考え方	
	1
- 1 - 1 金融商品取引業者等の監督の目的と監督部局の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 1 - 2 金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方	
- 2 監督指針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 2 - 1 監督指針策定の趣旨 ····································	. ૩
- 2 - 2 本監督指針の構成	
- 2 - 2 中監目指到の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
ᄼᄚᅕᄆᄢᄀᄬᆇᅉᇫᄧᅒᅜᄹᇰᅕᅑᄳᄪᄔᇫᅁᅔᄔ	
<u>. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</u>	_
- 1 一般的な事務処理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 1 - 1 一般的な監督事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 1 - 2 監督部局間の連携	
- 1 - 3 検査部局との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 1 - 4 自主規制機関との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 1 - 5 内部委任 ······	11
- 2 苦情処理・情報提供等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 3 法令解釈等外部からの照会への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
- 3 - 1 法令照会	15
- 3 - 2 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
- 4 行政指導等を行う際の留意点等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 4 - 1 行政指導等を行う際の留意点等 ·······	19
- 4 - 2 面談等を行う際の留意点 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
- 4 - 3 連絡・相談手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 5 行政処分を行う際の留意点 ····································	
- 5 - 1 検査結果等への対応 ····································	
- 5 - 2 法第 51 条から第 52 条の 2 第 1 項までの規定に基づく行政処分	22
- 3・2	22
- 5 - 3 登録金融機関に対する処分に係る留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 5 - 4 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
- 5 - 5 法第 51 条又は法第 51 条の 2 に基づく業務改善命令の履行状況の	
報告義務の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 5 - 6 行政手続法等との関係等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 5 - 7 意見交換制度	
- 5 - 8 関係当局・海外監督当局等への連絡	
- 5 - 9 不利益処分の公表に関する考え方	26
- 6 準用 ··································	27
監督上の評価項目と諸手続(共通編)_	
	28
- 2 業務の適切性(共通編) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
- 2 - 1 法令等遵守態勢	32
- 2 - 2 金融商品事故等に対する監督上の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
- 2 - 3 勧誘・説明態勢 ····································	
- 2 - 3 - 1 適合性原則 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
- 2 - 3 - 2 営業員管理態勢	
- 2 - 3 - 3 広告等の規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 2 - 3 - 4 顧客に対する説明態勢	
- 2 - 3 - 4 - 殿台にス]ゞる肌内窓労・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31

- 2 - 4 顧客情報の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 2 - 5 苦情処理態勢 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40
- 2 - 6 本人確認、疑わしい取引の届出義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
- 2 - 7 事務リスク管理態勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
- 2 - 8 システムリスク管理態勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
- 2 - 9 危機管理態勢	
- 2 - 1 0 金融商品仲介業者の法令違反の防止措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
- 2 - 1 1 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等 ·····	
- 3 諸手続(共通編) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53
- 3 - 1 登録 ······	53
- 3 - 2 承認及び届出等	55
- 3 - 2 - 1 弊害防止措置の適用除外承認	55
- 3 - 2 - 2 届出 ······	67
- 3 - 3 業務に関する帳簿書類関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 3 - 4 産業活力再生特別措置法関係 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	70
. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)	
- 1 経営管理(第一種金融商品取引業) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	72
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
- 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 ・・・・・・・・・・・・・・・	
- 2 財務の健全性等(第一種金融商品取引業)	
- 2 - 1 自己資本規制比率の正確性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 2 - 2 金融商品取引業者の自己資本規制比率が法令に定められた水準を	
下回った場合の監督上の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
- 2 - 3 市場リスク管理態勢 ····································	77
- 2 - 4 取引先リスク管理態勢 ······	79
- 2 - 5 流動性リスク管理態勢 ······	
- 2 - 6 国際的に活動する金融商品取引業者グループについて ・・・・・・・・・	
- 3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)	
- 3 - 1 有価証券関連業に係る業務の適切性	
- 3 - 1 - 1 法令等遵守態勢 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
- 3 - 1 - 2 勧誘・説明態勢 ····································	
- 3 - 1 - 3 取引一任契約等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
- 3 - 1 - 4 誤認防止措置 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
- 3 - 1 - 5 業務継続体制(BCM) ······	
- 3 - 1 - 6 災害時における金融に関する措置 ・・・・・・・・・・・・・	
- 3 - 2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 3 - 2 - 1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上 ・・・・・	
- 3 - 2 - 2 発行体に対するチェック機能の発揮 ·····	93
- 3 - 2 - 3 投資者に対するチェック機能の発揮 ·····	94
- 3 - 2 - 4 市場プレイヤーとしての自己規律の維持	
- 3 - 2 - 5 監督手法・対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 3 - 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性 ·····	
- 3 - 3 - 1 法令等遵守態勢	
- 3 - 2 勧誘・説明態勢	
- 3 - 3 - 取引一任契約等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
- 3 - 4 協会等未加入業者に関する監督上の留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 4 諸手続(第一種金融商品取引業) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
- 4 - 1 登録 ······	102
- 4 - 2 承認及び届出等 ····································	
	, 57

- 4 - 2 - 1 認可 ······	104
- 4 - 2 - 2 承認 ·····	
- 4 - 2 - 3 届出 ······	
- 4 - 2 - 4 累積投資業務に係る留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
- 4 - 3 外務員登録 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	117
- 4 - 4 金融商品取引責任準備金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	118
. 監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業)	
- 1 経営管理(第二種金融商品取引業) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
- 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
- 2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)	
- 2 - 1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
- 2 - 1 - 1 勧誘・説明態勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
- 2 - 1 - 2 取引一任契約等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	122
- 2 - 1 - 3 誤認防止措置 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	123
- 2 - 2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性	124
- 2 - 2 - 1 法令等遵守態勢 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	124
- 2 - 2 - 勧誘・説明態勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	124
- 2 - 2 - 3 取引一任契約等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	125
- 3 諸手続(第二種金融商品取引業) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	127
- 3 - 1 登録 ······	
- 3 - 2 外務員登録 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	128
- 3 - 3 営業保証金の供託等に係る留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)	
- 1 経営管理(投資運用業) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
- 1 経営管理(投資運用業) ····································	130
- 1 経営管理(投資運用業) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	130 130
- 1 経営管理(投資運用業) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	130 130 132
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130 130 132 132
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員 - 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 - 2 業務の適切性(投資運用業) - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性	130 130 132 132 132
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130 130 132 132 132 132
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130 130 132 132 132 134
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130 130 132 132 132 134 136
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130 132 132 132 132 134 136 137
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130 132 132 132 132 134 136 137
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130 130 132 132 132 134 136 137 137
- 1 経営管理(投資運用業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130 130 132 132 132 134 136 137 137
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員 - 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 - 2 業務の適切性(投資運用業) - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性 - 2 - 2 - 1 業務執行態勢 - 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 2 - 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 2 - 4 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置 - 2 - 2 - 4 - 1 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 - 2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置 - 2 - 2 - 5 その他留意事項	130 130 132 132 132 134 136 137 137
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員 - 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 - 2 業務の適切性(投資運用業) - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性 - 2 - 2 - 1 業務執行態勢 - 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 2 - 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 2 - 3 件害所止措置 - 2 - 2 - 4 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置 - 2 - 2 - 4 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 - 2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置 - 2 - 2 - 5 その他留意事項 - 2 - 3 投資信託委託業等に係る業務の適切性	130 132 132 132 132 134 136 137 137
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員 - 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 - 2 業務の適切性(投資運用業) - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性 - 2 - 2 - 1 業務執行態勢 - 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 2 - 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 2 - 4 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置 - 2 - 2 - 4 - 1 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 - 2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置 - 2 - 2 - 5 その他留意事項 - 2 - 3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 - 2 - 3 - 1 業務執行態勢	130 132 132 132 134 136 137 137 138 139 140
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員 - 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 - 2 業務の適切性(投資運用業) - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性 - 2 - 2 - 1 業務執行態勢 - 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 2 - 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 2 - 4 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置 - 2 - 2 - 4 - 1 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 - 2 所属業者による代理・媒介業者の選切性等を確保するための措置 - 2 - 2 - 5 その他留意事項 - 2 - 3 - 1 業務執行態勢 - 2 - 3 - 1 業務執行態勢 - 2 - 3 - 1 業務執行態勢	130 132 132 132 134 136 137 137 138 139 140 142
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員 - 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 - 2 業務の適切性(投資運用業) - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性 - 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 2 - 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 2 - 4 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置 - 2 - 2 - 4 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 - 1 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 - 2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置 - 2 - 3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 - 2 - 3 - 1 業務執行態勢 - 2 - 3 - 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 3 - 3 弊害防止措置・忠実義務	130 132 132 132 134 136 137 137 138 139 140 142 143
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員 - 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 - 2 業務の適切性(投資運用業) - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性 - 2 - 2 - 1 業務執行態勢 - 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 2 - 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 2 - 4 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 - 1 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 - 2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置 - 2 - 3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 - 2 - 3 - 1 業務執行態勢 - 2 - 3 - 2 受益者等に対する勧誘・説明態勢 - 2 - 3 - 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 4 ファンド運用業に係る業務の適切性	130 132 132 132 134 136 137 137 138 139 140 142 143 144
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員 - 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 - 2 業務の適切性(投資運用業) - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性 - 2 - 2 - 1 業務執行態勢 - 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 2 - 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 2 - 4 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置 - 2 - 2 - 4 イ理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 - 1 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 - 2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置 - 2 - 3 - 4 投資信託委託業等に係る業務の適切性 - 2 - 3 - 1 業務執行態勢 - 2 - 3 - 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 4 ファンド運用業に係る業務の適切性 - 2 - 4 1 業務執行態勢	130 132 132 132 134 136 137 138 139 140 142 143 144 144
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員 - 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 - 2 業務の適切性(投資運用業) - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性 - 2 - 2 - 1 業務執行態勢 - 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 2 - 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 2 - 4 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 ・ 1 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 ・ 2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置 - 2 - 2 - 4 ・ 2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置 - 2 - 3 ・ 4 変積に終め、 - 2 - 3 ・ 3 数執行態勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130 132 132 132 134 136 137 137 138 139 140 142 143 144 144
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員 - 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 - 2 業務の適切性(投資運用業) - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性 - 2 - 2 - 1 業務執行態勢 - 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 2 - 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 2 - 4 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 ・ 1 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 ・ 2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置 - 2 - 3 ・ 投資信託委託業等に係る業務の適切性 - 2 - 3 ・ 1 業務執行態勢 - 2 - 3 ・ 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 4 ・ 7アンド運用業に係る業務の適切性 - 2 - 4 ・ 7アンド運用業に係る業務の適切性 - 2 - 4 ・ 1 業務執行態勢 - 2 - 4 ・ 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 4 ・ 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 4 ・ 3 弊害防止措置・忠実義務	130 132 132 132 134 136 137 137 138 139 140 142 143 144 144 146 147
- 1 経営管理(投資運用業) - 1 - 1 金融商品取引業者の役員 - 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 - 2 業務の適切性(投資運用業) - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性 - 2 - 2 - 1 業務執行態勢 - 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 2 - 3 弊害防止措置・忠実義務 - 2 - 2 - 4 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 ・ 1 代理・媒介業者の選定等 - 2 - 2 - 4 ・ 2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置 - 2 - 2 - 4 ・ 2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置 - 2 - 3 ・ 4 変積に終め、 - 2 - 3 ・ 3 数執行態勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130 132 132 132 134 136 137 137 138 139 140 142 143 144 144 146 147 148

- 2 - 5 - 2 内部管理態勢 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 40
- 2 - 5 - 3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目 ・・・・・・・	
	149
- 2 - 6 投資法人の業務の適切性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
- 2 - 6 - 1 投資法人の機関運営等に関する事項	152
- 2 - 7 その他留意事項	153
- 2 - 7 - 1 投信法及び信託法に関する留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
- 2 - 7 - 2 委託者非指図型投資信託に関する留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
- 2 - 8 協会等未加入業者に関する監督上の留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
- 3 諸手続(投資運用業) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	155
- 3 - 1 登録 ····································	155
- 3 - 1 - 1 投資運用業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	155
- 3 - 1 - 2 投資法人	158
- 3 - 2 承認及び届出等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	160
- 3 - 2 - 1 承認 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	160
- 3 - 2 - 2 届出 ······	161
- 3 - 2 - 3 運用報告書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	164
- 3 - 2 - 4 投資信託財産等に関する帳簿書類関係	168
- 3 - 2 - 5 外国投資信託に関する届出書の記載要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	169
- 3 - 2 - 6 外国投資信託の投資信託財産運用報告書の表示要領 ・・・・・・・	172
- 3 - 2 - 7 外国投資法人に関する届出書の記載要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	173
- 3 - 3 投資法人に係る事務処理上の留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	176
- 3 - 3 - 1 登録投資法人の変更及び解散の届出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	176
- 3 - 3 - 2 営業報告書	
- 3 - 3 - 3 臨時報告書	177
- 3 - 3 - 4 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等・・・	177
- 3 - 3 - 5 証明書の発行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	179
監督上の評価項目と諸手続(投資助言・代理業)	
- 1 経営管理(投資助言・代理業)	
	182
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	182
	182
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	182 182
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員 ····································	182 182 182 182
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	182 182 182 182 183
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	182 182 182 182 183 183
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	182 182 182 182 183 183 184
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	182 182 182 183 183 184 184
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	182 182 182 183 183 184 184 186
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	182 182 182 183 183 184 184 186
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	182 182 182 183 183 184 184 186 186
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	182 182 182 183 183 184 184 186 186
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	182 182 182 183 183 184 184 186 186 187
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員	182 182 182 183 183 184 186 186 187 187 188
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	182 182 182 183 183 184 186 186 187 187 188 189
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員	182 182 182 183 183 184 186 186 187 187 188 189
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員 - 2 業務の適切性(投資助言・代理業) - 2 - 1 投資助言業に係る業務の適切性 - 2 - 1 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 1 - 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 1 - 3 投資顧問契約の解除(クーリングオフ) - 2 - 1 - 4 弊害防止措置 - 2 - 1 - 5 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置 - 2 - 2 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置 - 2 - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 - 2 代理・媒介業者の態勢整備 - 2 - 2 - 3 投資者保護のための情報提供 - 2 - 2 - 3 投資者保護のための情報提供 - 2 - 2 - 4 二以上の所属業者から代理・媒介業を受託する場合の措置 - 3 諸手続(投資助言・代理業) - 3 - 1 登録 - 3 - 2 営業保証金の供託等に係る留意事項	182 182 182 183 183 184 186 186 187 187 188 189
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員	182 182 182 183 183 184 186 186 187 188 189 189 190
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員 - 2 業務の適切性(投資助言・代理業) - 2 - 1 投資助言業に係る業務の適切性 - 2 - 1 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 1 - 2 勧誘・説明態勢 - 2 - 1 - 3 投資顧問契約の解除(クーリングオフ) - 2 - 1 - 4 弊害防止措置 - 2 - 1 - 5 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置 - 2 - 2 代理・媒介業に係る業務の適切性 - 2 - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 - 1 法令等遵守態勢 - 2 - 2 - 2 代理・媒介業者の態勢整備 - 2 - 2 - 3 投資者保護のための情報提供 - 2 - 2 - 4 二以上の所属業者から代理・媒介業を受託する場合の措置・・ 3 諸手続(投資助言・代理業) - 3 : 1 登録 - 3 - 1 登録 - 3 - 2 営業保証金の供託等に係る留意事項 - 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) - 1 業務の適切性	182 182 182 183 183 184 186 186 187 188 189 190
- 1 - 1 金融商品取引業者の役員	182 182 182 183 183 184 186 187 187 188 189 190

- 1 - 3 協会等未加入登録金融機関に関する監督上の留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	195
- 2 諸手続(登録金融機関) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 2 - 1 登録 ······	197
- 2 - 2 承認及び届出等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	199
- 2 - 3 業務に関する帳簿書類関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 2 - 4 法第 33 条の規定の解釈について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	199
- 2 - 5 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
. 監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務)	
- 1 適格機関投資家等特例業務に係る業務の適切性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 1 - 1 勧誘・説明態勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 1 - 2 適格機関投資家等自己運用業者の実態把握 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 1 - 3 本人確認、疑わしい取引の届出義務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	201
- 1 - 4 無届業者に関する留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
- 1 - 5 適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点 ・・・・・・・	202
監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者)	
- 1 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引 ・・・・・・・	203
. 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者)	
	205
- 1 業務の適切性 ····································	205 205
- 1 業務の適切性 ····································	205 205 207
- 1 業務の適切性 ····································	205 205 207 207
- 1 業務の適切性 ····································	205 205 207 207
- 1 業務の適切性 ····································	205 205 207 207
- 1 業務の適切性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	205 205 207 207 207
- 1 業務の適切性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	205 205 207 207 207 207
- 1 業務の適切性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	205 205 207 207 207 207 208 208
- 1 業務の適切性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	205 205 207 207 207 207 208 208 208
- 1 業務の適切性 - 2 諸手続 (金融商品仲介業者) - 2 - 1 登録 - 2 - 2 届出 - 2 - 3 業務に関する帳簿書類関係 - 2 - 4 外務員登録 - 監督上の評価項目と諸手続(証券金融会社) - 1 経営管理 - 2 業務の適切性 - 2 - 1 事業報告書 - 3 諸手続(証券金融会社)	205 205 207 207 207 208 208 208 208 209
- 1 業務の適切性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	205 205 207 207 207 208 208 208 209 209
- 1 業務の適切性	205 205 207 207 207 208 208 208 209 209 210
- 1 業務の適切性 - 2 諸手続 (金融商品仲介業者) - 2 - 1 登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	205 205 207 207 207 208 208 208 209 210 210
- 1 業務の適切性	205 205 207 207 207 208 208 208 209 210 210

. 基本的考え方

- 1 金融商品取引業者等の監督に関する基本的考え方

- 1 - 1 金融商品取引業者等の監督の目的と監督部局の役割

金融商品市場において、投資者が積極的に資産運用を行うとともに、企業が円滑に資金調達を図るためには、金融商品市場が公正かつ効率的なものであることが大前提であり、金融商品取引業者等(金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。以下同じ。)は、このような金融商品市場の仲介者として、重要な役割を果たしている。

金融商品取引業者等の監督の目的は、金融商品取引業を行う者の業務の健全かつ適切な運営 を確保し、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にする ほか、市場仲介機能等の適切な発揮を通じ、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の 公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することにある。

効果的な監督行政を行うためには、検査部局(証券取引等監視委員会事務局及び金融庁検査局等。以下同じ。)の「オンサイト」と監督部局の「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることが必要であり、実効性の高い監督を実現するためには、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融商品取引業者等の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、金融商品取引業者等に対して投資者保護策を始めとする各種法令遵守の徹底を求めていくとともに、金融商品取引業者等との定期的・継続的な意見交換等により、業務の状況を適切に把握することや、金融商品取引業者等から提供された各種の情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、重要な役割といえる。

特に、監督当局は、個別の金融商品取引業者等の状況のみならず、金融商品取引業者等全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他の金融商品取引業者等との比較分析を通じて、当該金融商品取引業者等が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の金融商品取引業者等への還元及びヒアリングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていくことが重要である。

- 1 - 2 金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

(1)検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融商

品取引業者等の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。

監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

(2)金融商品取引業者等との十分な意思の疎通の確保

金融商品取引業者等の監督に当たっては、金融商品取引業者等の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督当局においては、金融商品取引業者等からの報告だけではなく、日頃から十分な意思疎通を図ることを通じて積極的に情報収集する必要がある。具体的には、金融商品取引業者等との定期的な意見交換等を通じて、金融商品取引業者等との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3)金融商品取引業者等の自主的な努力の尊重

監督当局は、私企業である金融商品取引業者等の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。金融商品取引業者等の監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、金融商品取引業者等の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4)効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び金融商品取引業者等の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は 効率的・効果的に行われる必要がある。従って、金融商品取引業者等に報告や資料提出等を 求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配意するとともに、現在行っている 監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率 性の向上を図るよう努めなければならない。

更に、多様化する金融商品取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。特に、国際的に活動する金融商品取引業者グループ(- 2 - 6 に定義するものをいう。)については、金融商品取引業者単体の監督と併せ、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行う必要がある。

また、金融商品取引業者等の監督において、金融商品取引法(以下「法」という。)上に規定されている自主規制機関である金融商品取引業協会(認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)や金融商品取引所は、金融商品取引業者等に対して市場の実情に精通している者として自らを律していくことにより投資者からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、監督上の連携を密接に行う必要がある。

- 2 監督指針策定の趣旨

- 2 - 1 監督指針策定の趣旨

我が国経済が持続的に発展するためには、間接金融に偏重している我が国の金融の流れが直接金融や市場型間接金融にシフトする、いわゆる「貯蓄から投資へ」の動きを加速することが重要な課題である。これは、主に以下の四つの効果を通じ、我が国金融システムの安定と内外の市場参加者にとって魅力ある市場の実現、企業の成長、及び経済発展に資すると考えられる。

多数の市場参加者がその能力に応じてリスクを広く負担する構造へと変化することにより、強靭で高度なリスクシェアリング能力を有する金融システムを実現すること(間接金融にリスクが集中することによって生じる金融システムの脆弱性の回避)。

リスクマネーの円滑な供給を実現し、企業のイノベーションを促進すること。

貯蓄金融から投資金融への資金のシフトによる、経営者を監視する厚みのある市場の実現により、資本の効率性を高め、我が国企業の収益性の向上を図ること。

少子高齢社会において、投資者に多様な運用手段を提供することで、多彩で豊かな社会 を実現すること。

こうした流れを実現するためには、仲介者たる金融商品取引業者等が国民からの信頼を得ることに加え、金融行政として、適切な制度設計と併せて、金融商品取引業者等が投資者保護や適切なリスク管理などを意識したガバナンスを強化するよう適切に動機付けていくことが必要となる。

我が国における金融・資本市場の改革を振り返ると、フリー・フェア・グローバルを掲げた 平成10年の金融システム改革以降、証券会社の参入容易化や業務の自由化、証券業の担い手の 多様化などの、証券市場の活性化のための諸施策が講じられた。その成果は、金融商品や販売 チャネルの多様化などのかたちで現れ始め、証券業等を巡る環境の変化や金融・資本市場の国 際化が進展した。

そうした中にあっても、利用者保護、利用者利便の向上と、我が国市場の信頼性確保は、依然として大きな課題であった。例えば、これまで規制対象となっていない金融商品についての詐欺的な販売等により、一般顧客に被害が生じるような事例に対しては、金融先物取引法改正による外国為替証拠金取引への規制の導入(平成17年7月施行)など、個別に投資者保護策を拡充する形で制度的な手当てを行ってきた。

このような中、証券取引法の金融商品取引法への改組(平成19年 月施行)は、これまでの 改革の成果を更に進める観点から金融イノベーションを促進するとともに、横断的かつ包括的 な投資者保護ルールの整備等により、適切な利用者保護を図っていくためのものである。

今後は、こうした横断的法制の下で、これまでの改革の成果を活かしつつ、「貯蓄から投資へ」 の流れを更に加速させていくため、多様化している金融商品取引業者等に対し、監督上の対応 を的確に行うことが求められている。

このような状況の下、日常の監督事務を遂行するため、従来、業態ごとに策定されていた監

督指針や事務ガイドラインの内容を体系的に整理し、金融商品取引業者等に対し、包括的かつ 横断的に、監督の考え方や監督上の着眼点と留意点、具体的監督手法等を整備することとした。

本監督指針は、金融商品取引業者等の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるよう に作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の金融商 品取引業者等に一律に求めているものではない。

従って、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、公益又は投資者保護等の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、公益又は投資者保護等の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)は本監督指針に基づき、管轄金融商品取引業者等の監督事務を実施するものとし、金融庁担当課室にあっても同様の扱いとする。なお、本監督指針の策定に伴い、「証券会社向けの総合的な監督指針」、「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」、「事務ガイドライン(投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について)」、「信託会社等に関する総合的な監督指針」のうち「10 信託受益権販売業者」、「金融監督等にあたっての留意事項について(事務ガイドライン)第三分冊:金融会社関係」のうち「6.商品ファンド業関係」は廃止することとする。

-2-2 本監督指針の構成

本監督指針は、多様な金融商品取引業者等の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複 する記述を少なくするという意図で策定されている。

そのため、「.基本的考え方」、「.金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点」は、基本的には金融商品取引業者(第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業又は投資助言・代理業を行う者)又は登録金融機関を対象としつつ、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者、証券金融会社、投資法人及び商品投資販売業者も念頭に置いた記述となっている。

また、それに続く「監督上の評価項目と諸手続」には、まず「 共通編」として、金融商品取引業者に共通する監督上の留意事項等を記し、続く「 」から「 」までの部分では、各業態に特有の、追加的な留意事項等について記している。

従って、これら金融商品取引業者等を監督する者は、以下の表も参考にしつつ、まずは「 共通編」を参照するとともに、対象となる業者の業務の属性に応じ、その業者に特有の留意事 項が記されている「 」から「 」までの部分を参照することとする。

また、「」以降においては、登録金融機関、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者及び証券金融会社それぞれの監督上の評価項目と諸手続が、それまでの部分を適宜準用するかたち等で記されているので、これも参照することとする。

(参考)金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 適用表

安良 京田 京田 京田 京田 京田 京田 京田 京		金	融商品	取引業	者	登	特	外	金	証
 ・監督に係る事務処理上の留意点 ・監督上の評価項目と諸手続(共通編) ・監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業) ・評価項目(第一種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(助言・代理業) 諸手続(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(団語・代理業) 諸手続(財富・代理業) ・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) 評価項目(登録金融機関) 評価項目(登録金融機関) 部番集統(登録金融機関) 部番集統(資際金融機関) ・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) ・監督上の評価項目と諸手続(所属証券業者) 諸手続(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) 部番上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者) 		_	第二種業	投資運用業	•	録金融機関	例	国証券業者	融商品仲介業者	券金融会社
 ・監督上の評価項目と諸手続(共通編) ・監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(助言・代理業) 諸手続(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) ・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) 評価項目(登録金融機関) 評価項目(登録金融機関) 部番長の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) 部番長の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) ・監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 評価項目(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) 部番上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者) 	. 基本的考え方									
評価項目(共通編) 諸手続(共通編) ・監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業) 詳手続(第一種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(投資運用業) 諸手続(投資運用業) 諸手続(投資運用業) 諸手続(投資運用業) 諸手続(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(助言・代理業) ・監督上の評価項目と諸手続(助言・代理業) ・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) ・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) ・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) ・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) ・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) ・監督上の評価項目と諸手続(物国証券業者) 諸手続(適格機関投資家等特例業務) ・監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) :監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	. 監督に係る事務処理上の留意点									
諸手続(共通編)	. 監督上の評価項目と諸手続(共通編)									
 ・監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業) 評価項目(第一種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業) 諸手続(第二種金融商品取引業) 諸手続(第二種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(投資運用業) 評価項目(投資運用業) 諸手続(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(助言・代理業) 評価項目(助言・代理業) ・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) 評価項目(登録金融機関) 部番手統(登録金融機関) 部番手統(登録金融機関) ・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) 評価項目(適格機関投資家等特例業務) ・監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 評価項目(外国証券業者) ・監督上の評価項目と諸手統(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者) 	評価項目(共通編)									
評価項目(第一種金融商品取引業) 諸手続(第一種金融商品取引業) 評価項目(第二種金融商品取引業) 諸手続(第二種金融商品取引業) 諸手続(第二種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(投資運用業) 諸手続(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(助言・代理業) 評価項目(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) ・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) 評価項目(登録金融機関) 諸手続(登録金融機関) 諸手続(登録金融機関) ・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) 評価項目(適格機関投資家等特例業務) 部手続(適格機関投資家等特例業務) 部手続(適格機関投資家等特例業務) 部番手統(適格機関投資家等特例業務) 部番上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) 記督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者)	諸手続 (共通編)									
諸手続(第一種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業) 諸手続(第二種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(投資運用業) 評価項目(投資運用業) 語手続(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(助言・代理業) 評価項目(助言・代理業) 記督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) 評価項目(登録金融機関) 諸手続(登録金融機関) 記督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) 評価項目(適格機関投資家等特例業務) 記督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) 記督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) 記督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 評価項目(外国証券業者) 評価項目(外国証券業者) 記督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融科	商品取	引業)							
 ・監督上の評価項目と諸手続(第二種金融商品取引業)	評価項目(第一種金融商品取引業)									
評価項目(第二種金融商品取引業) 諸手続(第二種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(投資運用業) 詳手続(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) ・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) ・評価項目(登録金融機関) ・評価項目(登録金融機関) ・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) ・評価項目(適格機関投資家等特例業務) ・監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) ・監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) ・監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) ・監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) ・監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) ・記督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者)	諸手続(第一種金融商品取引業)									
諸手続(第二種金融商品取引業) ・監督上の評価項目と諸手続(投資運用業) 評価項目(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) ・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) 評価項目(登録金融機関) 諸手続(登録金融機関) 諸手続(登録金融機関) 諸手続(適格機関投資家等特例業務) 評価項目(適格機関投資家等特例業務) 「評価項目(外国証券業者) 評価項目(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) 記督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品中介業者)	. 監督上の評価項目と諸手続(第二種金融系	商品取	引業)							
	評価項目(第二種金融商品取引業)									
評価項目(投資運用業) 諸手続(投資運用業) ・監督上の評価項目と諸手続(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) ・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) ・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) ・評価項目(適格機関投資家等特例業務) ・評価項目(適格機関投資家等特例業務) ・監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) ・監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) ・監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) ・監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) ・監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) ・監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者)	諸手続(第二種金融商品取引業)									
諸手続(投資運用業) . 監督上の評価項目と諸手続(助言・代理業) 評価項目(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) . 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) 詳価項目(登録金融機関) 諸手続(登録金融機関) . 監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) 評価項目(適格機関投資家等特例業務) 諸手続(適格機関投資家等特例業務) 諸手続(適格機関投資家等特例業務) 諸手続(適格機関投資家等特例業務) 記督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 評価項目(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) 記督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業))								
・監督上の評価項目と諸手続(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) ・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) 評価項目(登録金融機関) 諸手続(登録金融機関) ・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) 評価項目(適格機関投資家等特例業務) 諸手続(適格機関投資家等特例業務) ・監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 評価項目(外国証券業者) ・監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	評価項目(投資運用業)									
評価項目(助言・代理業) 諸手続(助言・代理業) ・監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) 諸手続(登録金融機関) ・監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) ・評価項目(適格機関投資家等特例業務) 諸手続(適格機関投資家等特例業務) ・監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) ・評価項目(外国証券業者) ・監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) ・監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) ・監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者)	諸手続(投資運用業)									
諸手続(助言・代理業)	. 監督上の評価項目と諸手続(助言・代理)	業)								
. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関) 評価項目(登録金融機関) . 監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) 評価項目(適格機関投資家等特例業務) . 監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 評価項目(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) . 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	評価項目(助言・代理業)									
評価項目(登録金融機関) 諸手続(登録金融機関) . 監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) 評価項目(適格機関投資家等特例業務) 諸手続(適格機関投資家等特例業務) . 監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 評価項目(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) : 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	諸手続(助言・代理業)									
諸手続(登録金融機関) . 監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) 評価項目(適格機関投資家等特例業務) . 監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 評価項目(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) . 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関	関)								
. 監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資家等特例業務) 評価項目(適格機関投資家等特例業務) 諸手続(適格機関投資家等特例業務) . 監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) . 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	評価項目(登録金融機関)									
評価項目(適格機関投資家等特例業務) 諸手続(適格機関投資家等特例業務) . 監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 評価項目(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) . 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	諸手続(登録金融機関)									
諸手続(適格機関投資家等特例業務) . 監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 評価項目(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) . 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	. 監督上の評価項目と諸手続(適格機関投資	資家等	特例業	美務)						
. 監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者) 評価項目(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) . 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	評価項目(適格機関投資家等特例業務))								
評価項目(外国証券業者) 諸手続(外国証券業者) . 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	諸手続(適格機関投資家等特例業務)									
諸手続(外国証券業者) . 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	. 監督上の評価項目と諸手続(外国証券業権	当)								
. 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者) 評価項目(金融商品仲介業者)	評価項目(外国証券業者)									
評価項目(金融商品仲介業者)	諸手続(外国証券業者)									
	. 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲が	个業者)							
** T. (t.) A B T D (t. A ** T)	評価項目(金融商品仲介業者)									
酒于続(金融商品仲介業者)	諸手続(金融商品仲介業者)									
. 監督上の評価項目と諸手続(証券金融会社)	. 監督上の評価項目と諸手続(証券金融会社	生)								
評価項目(証券金融会社)	評価項目(証券金融会社)									
諸手続(証券金融会社)	諸手続(証券金融会社)									

. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点

- 1 一般的な事務処理等

- 1 - 1 一般的な監督事務

(1)事務年度の監督に当たっての重点事項の策定・公表

監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度当初に当該事務年度の監督方 針を策定・公表することとする。

(2)定期的なヒアリング

オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者に対し、定期的に以下の ヒアリングを実施することとする。

なお、業種によっては、監督上の必要性や監督事務の効率的な遂行の観点から、必ず しも定期的なヒアリングに馴染まないものもあると考えられるため、創意・工夫により 効率的・効果的なモニタリングに努めるものとする。

決算ヒアリング

半期ないし四半期毎に、決算の状況や財務上の課題等についてヒアリングを実施することとする。なお、具体的なヒアリングの実施に当たっては、金融商品取引業者の財務内容、業務内容等に応じて対象先を適宜抽出するなど、効率的な実施に努めるものとする。

総合的なヒアリング

金融商品取引業者の決算状況等を踏まえ、経営戦略及び業務展開方針、各種リスク管理・収益管理態勢、ガバナンスの構築等に関して、ヒアリングを行う。また、必要に応じて、監督部局幹部による金融商品取引業者の経営陣に対するトップヒアリングを実施するものとする。

(3)随時のヒアリング

金融商品取引業者の業績や戦略の変化、金利・資産価格の変動等の経済情勢の動きや投資者保護上の問題、金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に影響を及ぼしかねない事象の発生など、監督上の必要が認められる場合には、オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者の経営者に対するトップヒアリングを含め随時ヒアリングを実施することとする。

(4)モニタリング調査表の提出について

財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)は、法第56条の2第1項に基づき次に掲げるモニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。

【金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者)へのモニタリング】

自己資本規制比率の状況

業務、経理の状況

顧客資産の分別管理の状況

市場リスク

取引先リスク

オペレーショナル・リスク

流動性リスク

【金融商品取引業者(投資運用業を行う者)へのモニタリング】

ファンド名

ファンドの類型

運用財産総額

(5)行政処分に係る公告の留意事項

法第54条の2の規定に基づき行政処分の公告を行う場合は、次の事項を掲載するものとする。

商号、名称又は氏名

本店等の所在地

(注)本店等とは、本店その他の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所)をいう。以下同じ。 登録番号

登録年月日

行政処分の年月日

行政処分の内容

(6)類似商号使用者等の実態把握等

投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号 又は名称を使用している者等を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等への照 会、直接の電話確認等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。

特に、投資者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応 のみに留まることのないよう十分留意するものとする。

(7)類似商号使用者等に対する警告等

明らかに類似商号に該当すると認められる者(例えば、「証券」、「第種金融商品取引業者」、「投資法人」等)については、別紙様式 - 1により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換等を行うものとする。

金融商品取引業者と紛らわしい商号(注)を使用している者については、別紙様式

- 2 により文書で警告を行うとともに、警察や地域の消費者センター等への照会、 直接の電話確認等の方法により業務内容を調査するものとする。

調査の結果、当該業者の業務が金融商品取引業者とは明らかに異なる場合を除き、 別紙様式 - 3により再度文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接 触し是正を求めるものとする。

また、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っていることが判明した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに取り止めるようあわせて文書で警告を行うとともに捜査当局に連絡する。

類似商号を使用していない場合であっても、投資者からの苦情や通報等を受けて調査した結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っていることが判明した場合には、別紙様式 - 4により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換を行うものとする。

別紙様式 - 1、別紙様式 - 3及び別紙様式 - 4による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し告発を行うものとする。

投資者からの苦情や通報等を受けて調査した結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っていると断定するまでには至らない場合であっても、行っているおそれがあるものと判断される場合には、必要に応じて、別紙様式 - 5による文書での照会、電話や面談等により業務の状況を直接確認し、さらに、捜査当局への連絡及び情報交換を行うものとする。

財務局長は、上記 から までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等 の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁長官へ報告するものとする。

財務局長は、類似商号使用者等については、管理台帳(別紙様式 - 6)を作成し、 当該業者に対する投資者等からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導 内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておくものとする。

(注)「金融商品取引業者と紛らわしい商号例」

金融商品取引業者で、法施行時に旧証券取引法第28条の登録を受けている者(みなし登録第一種業者)及び法施行後に有価証券関連業を行う者は、その商号中に「証券」という文字を使用することができる。商号中に「証券」という文字を用いるこれらの者(以下「特例証券会社等」という。)と紛らわしい商号に関しては、一般に「特例証券会社等と誤認されるおそれ」の有無により個別に検討するものとするが、使用例を掲げれば次のとおりである。

(a) 「証券」という文字に他の文字を組み合わせているが、その商号から特例証券会社等と紛らわしいもの。

〔例示〕

証券取引、 証券売買、 証券取次、 証券投資、 証券商事、 証券短資、 証券委託、 証券媒介、 証券代理 ただし、「 証券印刷」のように明らかに特例証券会社等と異なるものは除く。

(b) 「証券」という文字は使用していないが、その商号から特例証券会社等と紛

らわしいもの。

[例示]

株式委託、 株式投資、 株式取次、 株式売買、 株式取 引、 株式代理(債券でも同様) 金融商品取引

- 1 - 2 監督部局間の連携

(1)金融庁と財務局における連携

金融庁と財務局との間では、金融商品取引業者等を監督する上で必要と考えられる情報について、適切に情報交換等を行い、リスクの存在や問題意識の共有を図る必要がある。そのため、 - 1 - 5 に掲げる内部委任事務に係る協議等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する金融商品取引業者等について、公表されていないリスクの存在や問題等を把握したときは、適宜監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。

(2)管轄財務局長との連絡調整

金融庁長官又は財務局長は、他の財務局長が管轄する区域における金融商品取引業者の営業所の設置、位置の変更、名称の変更、廃止、業務の休止及び再開に係る届出書を受理した場合は、その写しを当該営業所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。

金融庁長官又は財務局長は、所管する金融商品取引業者等の他の財務局長が管轄する区域に所在する営業所に対して、法第51条から第54条までの規定に基づく処分をした場合は、速やかに当該営業所の所在地を管轄する財務局長にその処分内容を連絡するものとする。

財務局長は、金融庁長官又は他の財務局長が所管する金融商品取引業者の主要株主から、法第32条に基づく届出を受理した場合は、当該届出書の本紙を速やかに、金融庁長官又は当該他の財務局長に送付するものとする。また、法第32条の3に基づく届出を受理した場合も同様に取り扱うものとする。

金融庁長官又は財務局長は、所管する金融商品取引業者の主要株主に対して、法第 32条の2に基づく命令を行った場合は、当該主要株主の本店又は主たる事務所(当該 主要株主が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該主 要株主が非居住者である場合は関東財務局長)にその命令内容を連絡するものとする。

金融庁長官又は財務局長は、自らが所管する金融商品取引業者等のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在する金融商品仲介業者に業務の委託を行っている金融商品取引業者等がある場合においては、当該金融商品仲介業者を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。

- 1 - 3 検査部局との連携

監督部局及び検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い 監督を実現することが重要であることから、検査部局との連携について、以下の点に十分 留意するものとする。

(1)オフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点の検査部局への還元

監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した金融商品取引業者等の問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元するものとする。

具体的には、監督部局は、検査部局に対し、以下のような金融商品取引業者等の現状 等についての説明を行うものとする。

前回検査から当該時点までの金融商品取引業者等の主な動き

(他社との提携、増資、経営陣の交代等)

合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している金融商品取引業者等については、経営再編のスケジュール等

直近決算の分析結果

リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果

総合的なヒアリングの結果

監督上の措置(報告徴求、行政処分等)の発動及びフォローアップの状況

監督部局として検査で重視すべきと考える点

その他

(2)検査を通じて把握された問題点に係る監督上の対応

検査部局が実施した金融商品取引業者等に対する検査について、その検査結果を監督業務に適切に反映させる観点から、 - 5 に基づき行政処分その他の措置を検討することとする。

(3)検査・監督連携会議の開催

監督部局と検査部局との間の適切な連携を図るため、検査・監督連携会議を開催する。本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開催する他必要に応じて適宜開催することとする。

本会議においては、新事務年度の金融商品取引業者等に対する検査・監督上の重要項目などの課題について、意見交換等を行うこととする。

- 1 - 4 自主規制機関との連携

金融商品取引業者等の監督に当たっては、法令上の規制と併せて各自主規制機関の定める規則を重視する必要があることに留意する。また、自主規制機関との間では、取引の公正性の確保や投資者保護を図る目的の範囲において、金融商品取引業者等を監督する上で

必要と考えられる情報についての情報交換を適切に行うとともに、積極的な意見交換等を通じたリスクの存在や問題意識の共有を図るよう努めることとする。また、各自主規制機関の間の連絡調整のための会議等に参加するなど、横断的な自主規制機能の発揮に向けた取組みを、当局としても積極的に支援することとする。

なお、金融商品取引業からの暴力団等の排除に関し、証券保安連絡会を通じた関係機関 との連携を適切に図ることとする。

- 1 - 5 内部委任

(1)金融庁長官への協議

財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理に あたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。

なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。

法第29条の4第1項又は第33条の5の規定による登録の拒否

法第30条第1項の規定による認可業務の認可

法第32条の2の規定による主要株主に対する行政処分(法第32条の4で準用する場合を含む。)

法第35条第4項の規定によるその他業務の承認(当該財務局の管轄区域内で最初に 承認するものに限る。)

法第44条の3第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による弊害防止措置に関する適用除外の承認

法第51条、第51条の2、第52条第1項又は第52条の2第1項の規定による業務改善・ 停止命令、登録取消又は認可取消の行政処分

法第52条第2項及び第52条の2第2項の規定による役員(外国法人にあっては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。)の解任処分

法第53条の規定による自己資本規制比率に係る業務改善等処分

法第54条の規定による長期業務休止金融商品取引業者等に対する登録取消処分

法第56条の4第2項の規定による協会未加入金融商品取引業者等に対する社内規則 の作成又は変更の命令

法第56条の4第3項及び第4項の規定による協会等未加入金融商品取引業者等に係る社内規則の作成又は変更若しくは廃止の承認

法第187条の規定による調査に必要な処分

金融商品取引業の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(以下「自己資本規制告示」という。)第8条第1項の規定による金利感応度の分析の承認

自己資本規制告示第12条の規定による内部管理モデル方式の承認

自己資本規制告示第15条第4項の規定による承認取消処分

(2)金融庁長官への報告

財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。

財務局長は、本庁監理金融商品取引業者等が法第29条の3第1項又は法第33条の4第1項の規定による登録を行った場合は、速やかに登録申請書の正本及び添付書類を金融庁長官へ送付すること。

財務局長は、各四半期末現在における登録金融商品取引業者等の状況について、別紙様式 - 7(登録金融機関は別紙様式 - 8、金融商品仲介業者は別紙様式 - 9)により各四半期末の翌月20日までに金融庁長官へ報告すること。

財務局長は、各四半期末現在における主要株主(法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。)の状況について、別紙様式 - 10により各四半期末の翌月20日までに金融庁長官へ報告すること。

財務局長は、事故確認に関する事務(法第39条第3項ただし書)について、別紙様式 - 11(確認事務処理状況報告書)により半期ごとに取りまとめ、各半期末の翌月15日までに金融庁長官へ報告すること。

財務局長は、次の書類の提出を受けた場合には、速やかにその写しを金融庁長官へ 送付すること。

- イ.国際業務に関する報告書(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」 という。)第180条第2号)
- 口.駐在員事務所の設置又は廃止の届出書(業府令第206条第9号ヌ)

財務局長は、法第50条の2第1項又は第7項の規定による届出を受理したときは、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。

財務局長は、法第57条第3項に基づき通知をしたとき(法第194の4第1項の規定に基づく財務大臣への通知を要する場合に限る。)は、速やかに通知書の写しを金融庁長官へ送付すること。

財務局長は、自己資本規制告示第15条第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。

財務局長は、財務局監理金融商品取引業者等の前事業年度における登録免許税(登録免許税法第2条に規定する登録免許税)の納付状況を調査し、毎年4月30日までに金融庁長官へ報告すること。

(3)財務事務所長等への再委任

財務局長は、金融商品取引法施行令(以下「政令」という。)第42条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長に再委任することができる。

法第29条の2第1項及び第33条の3第1項に規定する登録申請書の受理に関する事務

法第30条の3第1項に規定する認可申請書の受理に関する事務 法第35条第4項に規定する承認申請書の受理に関する事務

法第31条第1項及び第3項又は法第33条の6第1項及び第3項、法第31条の2第5項及び第8項、法第31条の4第4項、法第35条第3項及び第6項、法第46条の6第1項、法第50条第1項並びに法第50条の2第1項及び第7項の規定による届出の受理に関する事務

法第32条第1項、法第32条の3、法第32条の4の規定による届出の受理に関する事務

法第46条の3第1項及び第2項、法第47条の2、法第48条の2第1項及び第2項、 法第49条の3第1項及び第2項の規定により提出される書類の受理に関する事務

(4)留意点

登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、-1-5(1)からまで、及びからまで、(2)、及び(3)、及びは適用しない。

- 2 苦情処理・情報提供等

(1)苦情等への対応

金融商品取引業者等及び金融商品取引に関する苦情に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局にあっては担当課室が、第一義的な苦情受付窓口となるが、申出人に対しては、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき金融商品取引業者等の経営の健全性を確保することが当局の職務であることを明確に説明するとともに、法に基づき苦情対応・処理を行う機関として、金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体を紹介するものとする。

(2)情報の蓄積

金融商品取引業者等に関する苦情・情報提供のうち、金融商品取引業者等の経営の健全性を確保する上で参考になると考えられるものについては、その内容を記録(別紙様式 - 12)するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課室に報告するものとする。

- 3 法令解釈等外部からの照会への対応

- 3 - 1 法令照会

(1) 照会を受ける内容の範囲

照会を受ける内容の範囲は、法及びこれに関連する法令であって金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

(2) 照会に対する回答方法

本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答するものとする。

財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(別紙様式 - 13)を作成し、金融庁担当課室と電子メール又はファックス等により(以下「電子メール等」という。)協議するものとする。

金融庁担当課室長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体(注)から受けた、次のイ及び口の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。

(注)事業者団体とは、当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体(当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。)をいう。

イ.本手続の対象となる照会の範囲

本手続の対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。

- a 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、 一般的な法令解釈に係るものであること(法令適用事前確認手続制度の利用が可能でないこと。)。
- b. 事実関係の認定を伴う照会でないこと。
- c. 照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者(照会者が団体である場合はその団体の構成事業者)に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること。
- d.過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているもので ないこと。

口. 照会書面(電子的方法を含む。)

本手続きの利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記イに記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

- a. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- b. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- c. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

八.照会窓口

照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課室又は照会者を所管する財務局担当課室とする。財務局担当課室が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課室に電子メール等により照会書面を送付することとする。

二.回答

- a.金融庁担当課室長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として2ヵ月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2ヵ月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。
- b.回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査当局の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」

c. 本手続きによる回答を行わない場合には、金融庁担当課室は、照会者に対し、 その旨及び理由を説明することとする。

ホ. 公表

上記二の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答内容を金融庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。

上記 に該当するもの以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ「応接箋」(別紙様式 - 14)を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課室又は財務局担当課室の企画担当係に保存するものとする。

照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、

- 3 - 2 (2)に照らし法令適用事前確認手続の利用が可能な場合には、照会者に対し、法令適用事前確認手続を利用するよう伝えることとする。

-3-2 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)

法令適用事前確認手続(以下「ノーアクションレター制度」という。)とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続きに関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室とし、財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁担当課室に対し、照会書面を原則として3日以内に電子メール等により送付する。

(注)財務局においては、照会書面を金融庁担当課室に送付する際、原則として審査意 見を付するものとする。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下 ないし について確認し、 当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会 書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求める ことができる。

照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令(以下「対象法令(条項)」という。)に関し、以下のような照会を行うものか。

- イ.その事業や取引を行うことが、無許可業務等にならないかどうか。
- 口. その事業や取引を行うことが、無届け業務等にならないかどうか。
- ハ.その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等(不利益処分)を受けることがないかどうか。

照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記 の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

照会書面の記載要領

照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているものか。

- イ、将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。
- 口.対象法令(条項)のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。
- 八.照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。
- 二.上記口において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が 明確に記述されていること。

回答

照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、できるだけ早

く回答するよう努めることとする。

- イ、高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則60日以内
- 口.担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるお それがある場合 30日を超える合理的な期間内
- 八.他府省との共管法令に係る照会の場合 原則60日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 回答期間に算入しないものとする。また、30日以内に回答を行わない場合には、照 会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

照会及び回答についての公開

金融庁は、照会者名並びに照会及び回答の内容を、原則として30日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から30日を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から30日を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に規定する不開示情報が含まれている場合、これを除いて公表することができる。

- 4 行政指導等を行う際の留意点等

- 4 - 1 行政指導等を行う際の留意点等

金融商品取引業者等に対して、行政指導等(行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。)を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導等を行う際には、以下の点に留意する。

(1)一般原則(行政手続法第32条)

行政指導等の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。 例えば、以下の点に留意する。

- イ.行政指導等の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。
- ロ.相手方が行政指導等に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導等を継続していないか。

相手方が行政指導等に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

- イ.行政指導等に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。
- ロ.行政指導等を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、 行政指導等を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を 行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導等をすること自体を否 定するものではない。

(2)申請に関連する行政指導等(行政手続法第33条)

申請者が当該行政指導等に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導等を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。申請者が、明示的に行政指導等に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導等の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導等の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

申請者が行政指導等に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。 例えば、以下の点に留意する。

- イ.申請者が行政指導等に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。
- 口.申請者が行政指導等に従わない旨の意思表明を明確には行っていない場合、行政 指導等を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。
- 八.申請者が行政指導等に従わない意思を表明した場合には、行政指導等を中止し、

申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3)許認可等の権限に関連する行政指導等(行政手続法第34条)

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導等に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定 の作為又は不作為を求めていないか。

行政指導等に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導等に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4)行政指導等の方式(行政手続法第35条)

行政指導等を行う際には、相手方に対し、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者 を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

- イ、相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。
- 口、当該行政指導等をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。
- 八.個別の法律に根拠を有する行政指導等を行う際には、その根拠条項を示しているか。
- 二.個別の法律に根拠を有さない行政指導等を行う際には、当該行政指導等の必要性 について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

行政指導等について、相手方から、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を記載 した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを 交付しているか(ただし、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。)。

- イ.書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。
- 口.書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。
- 八.単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

- 4 - 2 面談等を行う際の留意点

職員が、金融商品取引業者等の役職員等と面談等(面談、電話、電子メール等によるやりとりをいう。以下同じ。)を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。

面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。

面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。

面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者 双方にとって明確となっているか。

面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

- 4 - 3 連絡・相談手続

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、金融庁担当課室に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

- 5 行政処分を行う際の留意点

- 5 - 1 検査結果等への対応

(1)検査結果への対応

検査部局が実施した金融商品取引業者等に対する検査については、以下のとおり、その結果を監督業務に適切に反映させることとする。

検査報告書において指摘のあった法令に抵触する行為、その他金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況、登録金融機関の業務の運営に関し、公益又は投資者保護の観点から問題のある行為又は状況、及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、金融商品取引業者等に対し、当該報告書で指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1ヵ月以内(必要に応じ、項目ごとに短縮するものとする。)に提出することを、法第56条の2第1項に基づき命ずるものとする。

また、合併等によりシステム統合等を予定している金融商品取引業者等において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理態勢(内部監査を含む。)等についても、同項に基づき報告書の提出を命ずるものとする。

上記の報告書の提出命令は、別紙様式 - 15により行うものとする。

報告書が提出される段階においては、金融商品取引業者等から十分なヒアリングを 行うこととする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとす る。

報告書に記載された改善・対応策の実施状況、指摘事項の改善状況について、一定の期間を要すると認められる場合には、定期的なヒアリングを実施する等フォローアップに努めるものとする。

立入検査の結果等を踏まえ、証券取引等監視委員会より、金融庁設置法第20条第1項に基づき「行うべき行政処分その他の措置」について勧告があった場合には、監督部局においては、その内容についての検討を行った上で、法第56条の2第1項に基づく報告徴求命令、法第51条から第52条の2までの規定に基づく行政処分、その他の適切な措置を検討することとする。

(2)オフサイト・モニタリング等に基づく報告徴求

オフサイト・モニタリング等を通じて、金融商品取引業者等のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合においては、法第56条の2第1項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。

報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法 第56条の2第1項に基づき、追加報告を求めることとする。 上記報告を検証した結果、公益又は投資者保護の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、金融商品取引業者等の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて、報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。

必要があれば、法第56条の2第1項に基づき、定期的なフォローアップ報告を求めることとする。

- 5 - 2 法第51条から第52条の2第1項までの規定に基づく行政処分(業務改善命令、 業務停止命令等)

金融商品取引業者等からの報告又は証券取引等監視委員会からの勧告等の内容について、本監督指針に掲げた評価項目等に照らして総合的に検証した結果、公益又は投資者保護の 観点から重大な問題が認められる場合、以下(1)から(3)に掲げる要素を勘案すると ともに、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを金融商品取引業者等の自主性に委ねることが適当かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- 業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、行政処分の内容を決定することとする。

(1) 当該行為の重大性・悪質性

公益侵害の程度

金融商品取引業者等が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著し く不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく 侵害していないか。

利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融商品取引業者等の行為が悪質であったか。

当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失による ものか。

組織性の有無

当該行為が現場の個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的な ものであったか。

反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

(2) 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

(3)軽減事由

上記(1)及び(2)の他に、行政による対応に先行して、金融商品取引業者等自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

- 5 - 3 登録金融機関に対する処分に係る留意点

登録金融機関が行う有価証券関連業務について不適切な事例が見られた場合においては、 法に基づく投資者保護等の観点に加え、銀行法等に基づく経営の健全性の観点も踏まえ、 銀行監督担当部局等と連携して報告徴求を行い、必要に応じ共同で業務改善命令等を発出 することとする。

- 5 - 4 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間

法第51条から第52条の2までの規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、

検査部局から勧告書若しくは検査報告書(写)を受理したときから、1ヵ月(財務局長から金融庁長官への協議を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は2ヵ月)以内を目途に行うものとする。

なお、当該勧告書若しくは検査報告書において指摘された事項につき、事実確認等のため金融商品取引業者等やその他の者に対して報告徴求を行った場合は、報告書を受理したときから1ヵ月(財務局長から金融庁長官への協議を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は2ヵ月)以内を目途に行うものとする。

(注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

- (a) 複数回にわたって、法第56条の2第1項に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
- (b) 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を

求める場合には、当該訂正、資料の追加提出等が行われたときを指すものとする。

- (注2)弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間に含まれない。
- (注3)標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。
- 5 5 法第51条又は法第51条の2に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除 法第51条又は法第51条の2に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づ く金融商品取引業者等の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促 すため、原則として、当該金融商品取引業者等の提出する業務改善計画の履行状況の報告 を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。
- (1)法第51条又は法第51条の2に基づき業務改善命令を発出している金融商品取引業者等に対して、当該業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該金融商品取引業者等の報告義務は解除される。
- (2)法第51条又は法第51条の2に基づき業務改善命令を発出している金融商品取引業者等に対して、当該業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。
 - 5 6 行政手続法等との関係等
- (1)行政手続法との関係

業務改善命令・業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消し等の不利益処分を しようとする場合には、法第57条第2項に基づき聴聞を行わなければならないことに留 意する。

また、いずれの場合においても、行政手続法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。

(2)行政不服審査法との関係

報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り 消す処分をしようとする場合には、財務局監理金融商品取引業者等については、行政不 服審査法第5条に基づく審査請求ができる旨、本庁監理金融商品取引業者等については、 行政不服審査法第6条に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しなければならない ことに留意する。

(3)行政事件訴訟法との関係

報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り 消す処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴え を提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

- 5 - 7 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、金融商品取引業者等からの求めに応じ、監督当局と金融商品取引業者等との間で、 複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びそ の重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

法第56条の2第1項に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した金融商品取引業者等から、監督当局の幹部(注1)と当該金融商品取引業者等の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合(注2)であって、監督当局が当該金融商品取引業者等に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

(注1)監督当局の幹部の例:金融庁・財務局の担当課室長

(注2)金融商品取引業者等からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第56条の2第1項に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

- 5 - 8 関係当局・海外監督当局等への連絡

報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録・認可を取り消す等の不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外監督当局等への連絡を行うものとする。

- 5 9 不利益処分の公表に関する考え方
- (1)業務停止、登録・認可の取消しを命じたときは、法第54条の2に基づき、官報に告示しなければならないことに留意する。
- (2)上記(1)以外の公表の取扱いについては、「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」 5 (透明性)に規定された考え方によることに留意する。

すなわち、業務改善命令等の不利益処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融商品取引業者等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

- 6 準用

(1)適格機関投資家等特例業務を行う者への準用

適格機関投資家等特例業務を行う者に係る事務処理については、 - 2 、 - 3 、 - 4 及び - 5 の各規定に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜 読み替えるものとする。

(2)金融商品仲介業者への準用

金融商品仲介業者に係る事務処理については、 - 1 - 1(6)及び(7)(からまでに限る。) - 1 - 3、 - 1 - 5、 - 2、 - 3、 - 4並びに - 5の各規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

管轄財務局長との連絡調整

財務局長は、金融商品仲介業者の監督事務に係る管轄財務局長との連絡調整については、 - 1 - 2 (2) 及び を準用するほか、次の点に留意するものとする。

- イ.財務局長は、金融庁長官及び他の財務局長が所管する金融商品取引業者等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の監督にあたっては、当該所属金融商品取引業者等を所管する金融庁長官又は財務局長に、当該所属金融商品取引業者等の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。
- 口.財務局長は、管轄する区域に、他の財務局長が所管する金融商品仲介業者の営業 所又は事務所が所在する場合には、当該金融商品仲介業者を所管する財務局長に、 当該金融商品仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努め るものとする。

(3)証券金融会社への準用

証券金融会社に係る事務処理については、 - 1 - 3 、 - 2 、 - 3 、 - 4 及び - 5 に準ずるものとする。

(4)投資法人への準用

投資法人に係る事務処理については、 - 1 - 1 (6)及び(7) - 1 - 3、 - 2、 - 3、 - 4並びに - 5に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

(5)商品投資販売業者への準用

商品投資販売業者に係る商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく事務処理については、 - 1 - 2(1)及び(2) 、 - 1 - 3、 - 1 - 4、 - 1 - 5(1) - 2、 - 3、 - 4並びに - 5(- 5 - 9(1)を除く。)に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

. 監督上の評価項目と諸手続(共通編)

- 1 経営管理(共通編)

市場が健全な発展を実現していくためには、金融商品取引業者自らが法令等遵守態勢の整備等に努め、投資者保護に欠けることのないよう経営を行うことが重要である。日常の監督事務においては、金融商品取引業者の業務執行に対する経営陣の監督が有効に機能しているか、経営陣に対する監視統制が有効に機能しているかといった観点から、望ましいと考えられる金融商品取引業者の経営管理のあり方について検証していく必要がある。

(1)主な着眼点

金融商品取引業者の経営管理が有効に機能するためには、金融商品取引業者の全役職員が、金融商品取引業者が金融商品市場の担い手として重大な社会的責任を有することを認識した上で、自らに与えられた役割を十分理解しその業務運営に参画していくことが必要である。その中でも特に、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、内部監査部門の担う責務は重要である。

代表取締役が、金融商品取引業者を代表する権限を付与された取締役として、金融商品取引業者の経営の最高責任を担うことは言うまでもない。取締役会は、金融商品取引業者の経営の最高意思決定機関として、業務執行の具体的な決定を行う権限を有するとともに、代表取締役や担当取締役の行う業務執行を監視し独断的経営を抑止する機能を併せ持つ。監査役・監査役会は、上記のような金融商品取引業者の経営上重要な責務を有する取締役等の業務執行を監査するための広範かつ強力な権限を付託されており、経営監視において重要な職責を有する。

このように、金融商品取引業者の経営にとって重大な役割を果たすべき代表取締役、 取締役・取締役会、監査役・監査役会が、その機能を適切に発揮し、与えられた責務を 全うしているかどうかを、例えば以下の点に留意して検証することとする。

(注)委員会設置会社である金融商品取引業者については、取締役会、各委員会、執行 役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといっ た観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、 実態に即して検証を行うこととする。

代表取締役

- イ.代表取締役は、業務推進に係る事柄のみならず、法令等遵守及び内部管理態勢の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的方針の策定及び徹底に、誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。
- 口.代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与える ことを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- 八.代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定すると ともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築(内部監査部門の独立性 の確保を含む。)し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等 におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計

画の基本事項を承認しているか。更に、内部監査の結果等については適切な措置を 講じているか。

取締役・取締役会

- イ.取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、取締役会 における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加している か。
- 口.取締役会は、金融商品取引業者が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し、必要に応じ見直しを行っているか。
- 八.取締役会は、業務推進に係る事柄のみならず、法令等遵守及び内部管理態勢の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための 具体的方針の策定及び徹底に、誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、 当該方針について社内で周知を図っているか。
- 二.取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に、担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定、モニタリング、管理等の手法について、深い認識と理解を有しているか。
- ホ.取締役会は、戦略目標を踏まえた各種リスク管理の方針を明確に定めているか。 また、リスク管理の方針を、定期的に、あるいは戦略目標の変化やリスク管理手法 の発達等にあわせて随時見直しているか。更に、定期的にリスクの情報に係る報告 を受けて必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理 体制の整備等に活用しているか。
- へ.取締役会は、顧客資産の分別管理が投資者保護ひいては金融商品市場の健全な発展に資するものであることを理解した上で、顧客資産の分別管理の重要性を認識しているか。また、顧客資産の分別管理の状況について、定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、顧客資産の分別管理が適切に行われるための体制の整備等に活用しているか。
- ト.取締役会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む。)し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。更に、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

監査役・監査役会

- イ.監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- 口.監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を 実施しているか。
- 八.監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関で

あることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

二.監査役会は、外部監査の内容に応じてその結果の報告を受けるなどして、自らの 監査の実効性の確保に努めているか。

内部監査部門

内部監査は、金融商品取引業者の経営目標の実現に寄与することを目的として、被監査部門から独立した立場で、業務執行状況や内部管理・内部統制の適切性、有効性、合理性等を検証・評価し、これに基づいて経営陣に対して助言・勧告等を行うものであり、金融商品取引業者の自律的な企業運営を確保していく上で、最も重要な企業活動の一つである。このような重要性に鑑み、金融商品取引業者の内部監査が有効に機能しているかどうかを、例えば以下の点に留意して検証することとする。

- イ.内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう被監査部門から 独立し、かつ実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- 口.内部監査部門は、金融商品取引業者の全ての業務を監査対象として、被監査部門 におけるリスクの管理状況及びリスクの種類等を把握した上で、内部監査計画を立 案しているか。
- ハ.内部監査部門は、内部監査計画に基づき、被監査部門に対して効率的かつ実効性 ある内部監査を実施しているか。
- 二.内部監査部門は、内部監査において把握・指摘した重要な事項を遅滞なく代表取 締役及び取締役会に報告しているか。
- ホ.内部監査部門は、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映しているか。

外部監査の活用

金融商品取引業者に制度上義務付けられる会計監査人による財務諸表等監査以外に、外部監査人による業務監査(本社、グループ等による監査を含む。)を義務付けるものではない。しかしながら、企業収益の獲得及びリスク管理、あるいは内部管理態勢の実効性を確保するためには、会計監査人等によるこれら外部監査は、金融商品取引業者自らの内部監査と同様に、その有効な活用が確保されることが望ましいことから、例えば以下の点に留意して検証することとする。

- イ.外部監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会又は監査役 会に報告されているか。
- 口.被監査部門は、外部監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。また 内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。

(2)監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務を通じて、経営管理について検証することとする。

総合的なヒアリング(-1-1(2)参照)

総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、ガバナンスの状況等に関し、ヒアリングを行うこととする。また、必要に応じて、経営陣に

対して直接にトップヒアリングを行うこととする。

内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況を把握する観点から、必要に応じ、金融商品取引業者の内部監査部門に対し、内部監査態勢、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等につきヒアリングを実施することとする。

また、特に必要があると認められる場合には、金融商品取引業者の監査役、社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。

日常の監督事務を通じた経営管理の検証

上記のヒアリングに加え、例えば、検査における指摘事項に対する業務改善報告のフォローアップ、金融商品事故等届出書の受理等の日常の監督事務を通じても、経営管理の有効性について検証することとする。

モニタリング結果の記録

上記モニタリング結果を踏まえ、特記すべき事項についてはその記録を作成・保存 することにより、その後の監督事務における有効な活用を図ることとする。

監督手法・対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 業務の適切性(共通編)

- 2 - 1 法令等遵守態勢

(1)法令等遵守(コンプライアンス)態勢の整備

我が国金融・経済の発展のためには、公正、透明で効率的な市場の下で、金融商品・サービスが適切な方法で提供される必要があり、金融商品取引業者に対する利用者の信頼は、そのための最も重要な要素の一つである。金融商品取引業者は、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが強く求められている。金融商品取引業者のコンプライアンス態勢の整備については、その業容に応じて、例えば以下のような点に留意して検証することとする。

コンプライアンスが経営の最重要課題の一つとして位置付けられ、その実践に係る 基本的な方針、更に具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)や行動規範 (倫理規程、コンプライアンス・マニュアル)等が策定されているか。また、これら の方針等は役職員に対してその存在及び内容について周知徹底が図られ、十分に理解 されるとともに日常の業務運営において実践されているか。

実践計画や行動規範は、定期的又は必要に応じ随時に、評価及びフォローアップが 行われているか。また、内容の見直しが行われているか。

コンプライアンス関連の情報が、営業を行う部門(主として収益をあげるための業務を行う全ての部門をいう。以下「営業部門」という。)、コンプライアンス担当部署/担当者、経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制となっているか。

コンプライアンスに関する研修・教育体制が確立・充実され、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めているか。また、研修の評価及びフォローアップが適宜行われ、内容の見直しを行うなど、実効性の確保に努めているか。

金融商品取引業者の内部管理態勢を強化し、適正な業務の遂行に資するため、金融商品取引業者における法令諸規則等の遵守状況を管理する業務を担う者(政令第15条の4第1号に規定する者をいう。)の機能が十分に発揮される態勢となっているか。また、内部管理責任者等の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップが行われているか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の法令等遵守態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 2 金融商品事故等に対する監督上の対応

金融商品事故等(注)に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (注)金融商品事故等とは、次のいずれかをいう。以下同じ。
 - (a) 業府令第206条第5号に規定する法令又は諸規則に反する行為
 - (b) 金融商品取引業者又はその役職員が告発等を受けたとき。
 - (c) その他金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記(a)又は(b)に掲げる行為に準ずるもの。

(1)主な着眼点

金融商品事故等の発覚の第一報

金融商品取引業者において金融商品事故等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。なお、金融商品取引業者から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。

- イ.コンプライアンス規程等に則り内部管理部門、内部監査部門へ迅速な報告及び取締役会等への報告を行っているか。
- ロ.刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等へ通報しているか。
- ハ.事故の発生部署とは独立した部署(内部監査部門等)において事故の調査・解明 を実施しているか。

業務の適切性の検証

金融商品事故等と金融商品取引業者の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。

- イ、当該事故等への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。
- 口. 当該事故等の内容が金融商品取引業者の経営等に与える影響はどうか、顧客や金融商品市場に与える影響はどうか。
- 八.内部牽制機能が適切に発揮されているか。
- 二.再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が明確化されているか。
- ホ.当該事故等の発覚後の対応が適切か。
- へ.当該事故等による損失の全部又は一部を補てんするために財産上の利益の提供を 行う場合に、提供する財産上の利益及びその算定根拠の記録簿を整備しているか。 また、その実行状況を、営業部門から独立した内部管理部門等においてチェックす る体制が整備されているか。

(2)監督手法・対応

金融商品取引業者からの報告や届出書の提出等により金融商品事故等があったことを 把握した場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを行 うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融 商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 3 勧誘・説明態勢

- 2 - 3 - 1 適合性原則

金融商品取引業者は、法第40条に基づき、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。

そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証することとする(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。)。

(1)主な着眼点

顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底

- イ.顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等について、顧客カード等の整備とあわせ適時の把握に努めるとともに、投資勧誘に当たっては、当該顧客属性等に則した 適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底しているか。
- 口.内部管理部門においては、顧客属性等の把握の状況及び顧客情報の管理の状況を 把握するように努め、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われて いるか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを行う等、 その実効性を確保する態勢構築に努めているか。

顧客の取引実態の的確な把握及びその効果的活用

- イ.顧客の取引実態の把握については、例えば、顧客口座毎の売買損、評価損、取引回数、手数料の状況等といった取引状況を、顧客の取引実態の把握の参考としているか。
- 口.取引実態の把握において、取引内容を直接顧客に確認する必要があると判断した 顧客については、例えば各営業部門における管理責任者等(担当者以外の責任者で 内部管理責任者、部店長等を含む。以下同じ。)による顧客面談等を適時・適切に実 施し、取引実態の的確な把握に努めているか。
- 八.内部管理部門においては、各営業部門における管理責任者等が行う顧客面談等に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、顧客面談等の状況を把握·検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築するよう努めているか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された適合性の原則等に関する金融商品取引業者の態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 3 - 2 営業員管理態勢

金融商品取引業者は、顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、営業員の勧誘実態の把握及び法令遵守の徹底が重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。

(1)主な着眼点

営業員の勧誘実態の把握及びその適正化

- イ.勧誘実態の把握について、例えば、各営業部門における管理責任者等は、必要に 応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努め、適切な措置を 講じているか。
- 口.内部管理部門においては、勧誘実態の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法 を役職員に周知徹底するとともに、必要に応じて、その状況を把握·検証し、当該方 法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築しているか。

役職員の法令遵守意識の徹底

- イ.役職員の法令等遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事 例研修及び外部研修等を実施し、役職員の法令等遵守意識の向上を図っているか。
- 口.内部管理部門においては、各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等 を見直しする等、その実効性を高める措置を講じているか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の営業員管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 3 - 3 広告等の規制

金融商品取引業者が行う広告等(業府令第76条第1項に規定する広告等をいう。以下同

じ。)の表示は、投資者への投資勧誘の導入部分に当たり、明瞭かつ正確な表示による情報 提供が、適正な投資勧誘の履行を確保する観点から最も重要であるが、その徹底に当たっ ては、以下の点に特に留意するものとする。

(注)なお、広告等には、勧誘資料やインターネットのホームページ、郵便、信書便、ファックス、電子メール、ビラ、パンフレット等による多数の者に対する情報提供が含まれるが、実際に広告等に該当するか否かの判断は、投資者との電子メール等のやり取り、イメージCM、ロゴ等を記載した粗品の提供などの外形ではなく、実態をみて個別具体的に判断する必要がある。

(1)主な着眼点

顧客判断に影響を及ぼすこととなる重要事項に関する留意事項

- イ.顧客が支払うべき手数料、報酬、その他の対価又は費用が無料又は実際のものよりも著しく低額であるかのように誤解させるような表示をしていないか。
- ロ.元本欠損が生ずるおそれがある場合又は当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある場合には、その旨を明確に表示しているか。

明瞭かつ正確な表示

広告等において法第37条に規定する項目を表示する場合に、業府令第76条第1項に 規定する明瞭かつ正確な表示がなされているか否かの判断に当たっては、具体的に以 下の点に留意することとする。

イ .当該広告等に表示される他の事項に係る文字と比較して、使用する文字の大きさ、 形状及び色彩において、不当に目立ちにくい表示を行っていないか。

特に、金利や相場等の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれのある場合の当該指標、損失が生ずるおそれがある旨・その理由、及び元本超過損が生ずるおそれがある場合の、その直接の原因、元本超過損が生ずるおそれがある旨・その理由は、広告上の文字又は数字の中で最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示しているか。

- 口.取引の長所に係る表示のみを強調し、短所に係る表示が目立ちにくい表示を行っていないか。
- ハ. 当該広告等を画面上に表示して行う場合に、表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか。

誇大広告に関する留意事項

- イ.有価証券等の価格、数値、対価の額の動向を断定的に表現したり、確実に利益を 得られるように誤解させて、投資意欲を不当に刺激するような表示をしていないか。
- 口.利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の表示又はこれを 行っていると誤解させるような表示をしていないか。
- 八.申込みの期間、対象者数等が限定されていない場合に、これらが限定されている と誤解させるような表示を行っていないか。
- 二.登録を行っていること等により、内閣総理大臣、金融庁長官、その他の公的機関が、金融商品取引業者を推薦し、又はその広告等の内容を保証しているかのように

誤解させるような表示をしていないか。

- ホ.不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の 法令に違反する又は違反するおそれのある表示をしていないか。
- へ. 社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか。 顧客を集めての勧誘
- イ.セミナー等(講演会、学習会、説明会等の名目の如何を問わない。以下同じ。)を 開催して、一般顧客等を集め、当該一般顧客等に対して金融商品取引契約の締結の 勧誘(勧誘を目的とした具体的商品の説明を含む。)を行う場合には、当該セミナー 等に係る広告等及び送付する案内状等に、金融商品取引契約の締結を勧誘する目的 があることをあらかじめ明示しているか。
- 口.上記イの「金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示」 することには、セミナー等の名称が、金融商品取引に関連するものであることを明確に表していることのみでは足りず、勧誘する目的がある旨を明確に表示している 必要がある。

広告等審査体制

法第37条の規定を遵守する観点から、広告等の審査を行う広告等審査担当者が配置 され、審査基準に基づいた適正な審査が実施されているか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融商品取引業者の広告等に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 3 - 4 顧客に対する説明態勢

金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。

(注)なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。

(1)説明態勢に関する主な着眼点

適合性原則を踏まえた説明態勢の整備

契約締結前交付書面の交付の際等において、顧客の知識、経験、財産の状況、及び 取引の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度を適切に選択

- し、適合性原則を踏まえた適切な説明がなされる態勢が整備されているか。 適切な商品・サービス説明等の実施
- イ.取引を行うメリットのみを強調し、取引による損失の発生やリスク等のデメリットの説明が不足していないか。
- 口、セールストーク等に虚偽や断定的な判断の表示となるようなものはないか。
- 八.商品や取引を説明する際の説明内容は客観的なものか、恣意的、主観的なものになっていないか。
- 二.商品や取引の内容(基本的な商品性、及びリスクの内容、種類や変動要因等)を 十分理解させるように説明しているか。

特に、契約締結前交付書面に係る記載順に関する規定の趣旨等を踏まえ、顧客判断に影響を及ぼす重要な事項を先に説明するなど、顧客が理解をする意欲を失わないよう努めているか。

- ホ. 当該金融商品取引に関して誤解を与える説明をしていないか。特に、販売会社によって元本が保証されているとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。
- へ.第三者が作成した相場予測等を記載した資料(新聞記事、アナリストレポート等を含む。)を用いて勧誘を行う場合において、当該相場予測等の内容が偏ったもののみを恣意的に利用していないか。
- ト.その他、顧客に不当な負担となる、あるいは経済合理性に欠ける商品や取引の勧誘、又は投資判断上の重要な事項の説明不足はないか。

約定内容等の説明

金融商品取引の約定後に、約定内容(約定日時、約定金額又は約定数値等)について顧客から提示要請があった場合に、契約締結時の書面交付等により、当該情報を顧客に対して適切に提示しているか。

インターネットを通じた説明の方法

業府令第124条第1項第1号に規定する「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」について、金融商品取引をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより、当該説明を行ったものとする。

(2)説明書類に係る留意事項

法第46条の4又は第47条の3に規定する説明書類(- 2 - 3 - 4(2) - 3 - 1(9)において「説明書類」という。)については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するものとする。

説明書類については、各金融商品取引業者が店舗に備え置いた日を確認するものと する

説明書類については、法令に規定する事項に、各金融商品取引業者の判断で、開示すべき事項を追加することは妨げないものとする。

(3)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融商品取引業者の顧客に対する説明態勢等に係る課題については、上記の着眼点に基づきながら、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 4 顧客情報の管理

顧客に関する情報は、金融商品取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報の保護に関する法律 (以下「個人情報保護法」という。)業府令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

(1)主な着眼点

顧客に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で役職員に周知 徹底を図っているか。特に、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護 法ガイドライン、実務指針の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上 で取扱基準を定めているか。

顧客情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスからの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。

個人である顧客に関する情報については、業府令第130条第6号に基づきその安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

(安全管理について必要かつ適切な措置)

- イ.保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置
- 口. 実務指針 及び別添2の規定に基づく措置

(従業者の監督について必要かつ適切な措置)

- ハ、保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置
- 二.実務指針 の規定に基づく措置

個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、業府令第130条第7号に基づき保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するため

の措置が講じられているか。

(注)その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

- (a) 労働組合への加盟に関する情報
- (b) 民族に関する情報
- (c) 性生活に関する情報

顧客情報の漏えい等が発生した場合に、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客への連絡、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の顧客情報管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 5 苦情処理態勢

金融商品取引業者が顧客からの苦情や問合せに真摯に対応して顧客の理解を得ようとすることは、金融商品取引業者にとって投資者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ投資者保護上重要な活動の一つであることから、金融商品取引業者による苦情処理態勢について例えば以下のような点に留意して検証することとする。

(1)主な着眼点

苦情等に対する業者の取組み

取締役会は、顧客からの苦情等によって、自社の信用失墜等の不利益を被るおそれがあることを認識し、適切な方策を講じているか。

苦情等処理体制の整備

苦情等の担当部署や処理手続が明確に定められ、迅速かつ適切に処理・対応が行われる体制となっているか。苦情等の内容は、経営に重大な影響を与え得る事案であれば内部監査部門や取締役会に報告するなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる体制となっているか。

顧客説明の履行

申出のあった内容に関し、顧客に対し十分に説明が行われているか。苦情等の対応 状況について、適切にフォローアップが行われる態勢となっているか。

また、顧客から、当該顧客の取引状況等に係る情報について開示要請があった場合に、個人情報保護法の規定等に従い、適切に開示等が行われているか。

フィードバック

苦情等の内容は、正確かつ適切に記録・保存されるとともに、蓄積と分析を行うことによって、勧誘態勢や事務処理態勢の改善、再発防止策の策定等に十分活用されているか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された、金融商品取引業者の苦情処理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 6 本人確認、疑わしい取引の届出義務

市場の仲介者等として重要な役割を果たしている金融商品取引業者が、例えば総会屋利益供与事件等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならないことである。

金融商品取引業者が、組織的犯罪、資金洗浄(マネー・ローンダリング) テロリズムへの資金供与に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要がある。

特に、 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(以下「本人確認法」という。)に基づく本人確認及び 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組犯法」という。)に基づく「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融・資本市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。

(1)主な着眼点

本人確認法に基づく本人確認及び組犯法に基づく「疑わしい取引の届出」の実施態勢については、以下のような点に留意して検証することとする。

本人確認法に基づく本人確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。

イ. 社内規則等において、本人確認を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。

特に、以下の点について明確化することが考えられる。

- a . 本人確認を実施する担当部署、責任者とその役割
- b.担当部署が行った本人確認の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における本人確認事務を統括する部署、責任者(当該業務に関する社内的な最終判断を行う者を含む。)とその役割

- c.上記a、bの部署における報告体制(その他関係部署の連携体制も含む。)
- d 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録の適時・適切な作成、 保存
- 口.本人確認を行うに当たって、顧客の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。顧客に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

また、顧客から取得した本人確認情報については、顧客取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。

例えば、顧客の属性を把握するために講じる措置としては、以下の方法が考えられる。

- a.電話番号又は電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを定期的に 行い、それらのうち、住所や姓の異なる顧客口座、暗証番号が同一の顧客口座を 抽出する等の方法を行った上で、当該顧客の取引実態の把握や顧客本人への連絡 等により、取引の相手方が本人であることを確認する。
- b.住所等の本人確認情報の変更に関して、例えば、変更等が生じた場合は金融商品取引業者に連絡が必要であること等を顧客に対して定期的に周知する等の方法により適時把握する。
- 八. 社内規則等において、顧客受入方針が適切に定められているか。また、本人確認 手続きの実施などを通じて把握された顧客の属性などに関して、顧客受入方針が的 確に適用されているか。
- 二.金融商品取引業者が過去に取得した本人確認情報についての信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、顧客の本人確認について再確認が行われているか。
- ホ.顧客の本人確認に当たって、取引形態(例えば、インターネットによる非対面取引等)を考慮した措置が講じられているか。
- へ.役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。
- ト.役職員に対して、本人確認に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。
- チ.本人確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか

組犯法に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢が整備されているか。

イ.社内規則等において、「疑わしい取引の届出」を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、

その理解が十分に図られているか。

特に、以下の点について明確化することが考えられる。

- a.「疑わしい取引」を把握する部署、責任者とその役割
- b.上記イにおいて把握された「疑わしい取引」の適切性の判断、その実施状況の 把握・検証・分析等、社内における「疑わしい取引」の把握を統括する部署、責 任者(当該届出に関する社内的な最終判断を行う者を含む。)とその役割
- c.上記a、bの部署における報告体制(その他関係部署の連携体制も含む。)
- ロ.「疑わしい取引」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに 当局に届出を行うこととされているか。
- 八.「疑わしい取引の届出」に該当するか否かの判断を行うに当たって、金融商品取引業者が取得した本人確認情報、取引時の状況その他金融商品取引業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案のうえ、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。
 - (注)金融商品取引業者において、「疑わしい取引」の端緒となる情報の蓄積や形式 的な基準を設けることも有用な手段として考えられるが、定型的な社内基準を 設ける場合は、当該基準のみに依拠し、届出が形骸化することを防止するため、 各取引の態様等を総合的に判断するための措置を講じることが望ましい。
- 二.「疑わしい取引」の判断に当たって、金融商品取引業者の業務内容、業容、顧客の 属性が考慮されているか。

考慮すべき顧客の属性としては、国籍(例:FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域)、公的地位(politically exposed persons)、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等の取引態様、国内外の取引の別が考えられる。

- ホ.役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。
- へ.役職員に対して、「疑わしい取引の届出」に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。当該研修等の機会を捉えて、「疑わしい取引の届出」に該当する可能性がある事例や金融商品取引業者が過去に届出を行った事例等について、「疑わしい取引の参考事例」(金融庁ホームページ参照)も参考にし、研修資料等として活用することも、役職員の理解の促進のために有用と考えられる。

また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏ま え、評価及びフォローアップが適宜行われているか。

ト.「疑わしい取引の届出」に関して、社内おける定期的な点検や内部監査を通じて、 その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。

本人確認と「疑わしい取引の届出」が相互に関連性を有していることを十分に認識 し、本人確認の的確な実施により顧客の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及 び顧客の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、「疑わしい取引の届出」が行われる よう、一体的、一元的な社内態勢等が構築されているか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の本人確認義務又は疑わしい取引の届出義務の履行に関する内部管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があるっと認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 7 事務リスク管理態勢

(1)事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融商品取引業者が損失を被るリスクである。金融商品取引業者は、事務リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により、信頼性の確保に努める必要があることから、例えば以下の点に留意して検証することとする。

主な着眼点

- イ.全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理態 勢が整備されているか。
- 口.事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な 方策を講じているか。
- 八.事務リスクの管理部門は、例えば営業部門から独立するなど、十分に牽制機能が 発揮されるよう体制が整備されているか。事務に係る諸規程が明確に定められてい るか。また、当該諸規程は必要に応じて適切に見直しが行われているか。
- 二.内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。また、事務リスクの管理部門は、営業部店における事務管理態勢をチェックする措置を講じているか。両部門は、適宜連携を図り営業部店の事務水準の向上を図っているか。

(2)事務の外部委託について

金融商品取引業者は事務の外部委託を行う場合でも、当該委託事務に係る最終的な責任を免れるものではないことから、顧客保護及び経営の健全性を確保するため、金融商品取引業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意する必要がある。なお、以下の点はあくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。

主な着眼点

- イ.外部委託の対象とする事務や外部委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められているか。
- 口.外部委託している事務のリスク管理が十分に行えるような態勢を構築しているか。
 ハ.外部委託を行うことによって、検査や報告、記録の提出等監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。
- 二.委託契約によっても金融商品取引業者と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、 当該金融商品取引業者が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明ら かか。
- ホ.委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、金融商品取引業者において顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。
- へ.個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督に ついて、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置と して以下の措置が講じられているか。
 - a. 保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置
 - b. 実務指針 の規定に基づく措置
- ト.委託事務に係る苦情等について、顧客から金融商品取引業者への直接の連絡窓口 を設けるなど適切な苦情相談体制が整備されているか。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の事務リスク管理態勢ないし事務の外部委託管理態勢に係る課題については、金融商品取引業者又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 8 システムリスク管理態勢

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い顧客や金融商品取引業者が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や金融商品取引業者が損失を被るリスクをいうが、金融商品取引業者の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、金融商品取引業者の情報システムは一段と高度化・複雑化し、更にコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセスや漏えい等のリスクが大きくなっている。

システムが安全かつ安定的に稼動することは、金融商品市場及び金融商品取引業者に対する信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

(1)主な着眼点

システムリスク管理態勢の検証については、金融商品取引業者の業容に応じて、例えば以下の点に留意して検証することとする(着眼点の詳細については、必要に応じて証券検査マニュアルを参照。)。

システムリスクに対する認識等

- イ.取締役会等において、システムリスクが十分認識され、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。
- ロ.システムリスクに関する情報が、適切に経営者に報告される体制となっているか。 適切なリスク管理態勢の確立
- イ・システムリスク管理の基本方針が定められ、管理態勢が構築されているか。
- 口.具体的基準に従い管理すべきリスクの所在や種類を特定しているか。
- ハ.システムリスク管理態勢は、自社の業務の実態やシステム障害等を把握・分析し、システム環境等に応じて、その障害の発生件数・規模をできる限り低下させて適切な品質を維持するような、実効性ある態勢となっているか。

システム監査

- イ.システム部門から独立した内部監査部門において、システムに精通した監査要員 による定期的なシステム監査が行われているか。
- ロ.監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。安全対策の整備
- イ.安全対策の基本方針が策定されているか。
- 口.定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を 設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統 括しているか。

外部委託管理

システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。 コンティンジェンシープラン

- イ.コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。
- ロ.コンティンジェンシープランは、自社の業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が維持される態勢となっているか。

システム統合リスク

- イ.金融商品取引業者の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。
- ロ.テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。
- 八.業務を外部委託する場合であっても、金融商品取引業者自らが主体的に関与する 態勢を構築しているか。
- 二.システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第

三者機関による評価を活用しているか。

- ホ.不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。 障害発生時の対応
- イ.障害発生時に、顧客に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じているか。
- 口.発生した障害について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じているか。 ハ.障害発生時、速やかに当局に報告する体制が整備されているか。

(2)監督手法・対応

問題認識時

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者のシステムリスク管理態勢上の課題については、金融商品取引業者又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条又は第52条第1項の規定に基づき業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。

システム統合時

金融商品取引業者が、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を公表したとき、又はシステム統合等を公表した場合には、必要に応じて、システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、システム統合等を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理態勢(内部監査を含む。)、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、合併等の公表後から当該システム統合完了までの間、法第56条の2第1項に基づく報告を定期的に求めるものとする。

(3)システム障害時における対応

コンピュータシステムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(別紙様式 - 1)にて当局あて報告を求めるものとする。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする(ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1ヵ月以内に現状について報告を行うこと。)。

なお、財務局は金融商品取引業者から報告があった場合は直ちに金融庁担当課室に 連絡すること。

(注)報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、金融商品取引業者又は金融商品取引業者から業務の 委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェ ア共)に発生した障害であって、金融商品取引、決済、入出金、資金繰り、財務 状況把握、その他顧客利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器

が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合(例えば、立会時間外に受注システムが停止した場合において、速やかに当該システムに相当する代替システムを起動させることによって受注が可能となり、立会時間に間に合った場合。)を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、 又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が 高いと認められる時は、報告を要するものとする。

必要に応じて法第56条の2第1項に基づき追加の報告を求め、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 9 危機管理態勢

近年、金融商品取引業者が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など金融商品取引業者を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。こうした多様なリスクが顕在化した場合であっても、金融商品取引業者は業務の公共性に鑑み、その機能を極力維持することで、市場ひいては社会における無用の混乱を抑止するよう努めることが望ましいと考えられる。以上を踏まえ、金融商品取引業者の監督に当たっては、その業容に応じ、例えば以下の点に留意して検証することとする。

(1)主な着眼点

平時における対応

- イ.何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努める(不可避なものは予防策を講じる。)よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。
- 口.危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは自社の業務の実態や自社を取り巻くリスク環境等に応じ、常時見直しを行うなど実効性が維持される態勢となっているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されることが望ましい。

(参考)想定される危機の事例

- · 自然災害(地震、風水害、異常気象、伝染病等)
- テロ・戦争(国外において遭遇する場合を含む。)
- ・ 事故(大規模停電、コンピュータ事故等)
- ・ 風評(口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等)
- 対企業犯罪(脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等)
- ・ 業務上のトラブル(苦情・相談対応、データ入力ミス等)
- ・ 人事上のトラブル(役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等)

- ・ 労務上のトラブル(内部告発、過労死、職業病、人材流出等)
- 八.危機管理マニュアルには、危機発生の初期段階における的確な状況把握による客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。
- 二.危機管理マニュアルには、危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者(関係当局を含む。)への報告・連絡体制等が整備されているか。また、海外への影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外監督当局その他関係機関への連絡体制が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。
- ホ.日頃からきめ細かな情報発信及び情報収集に努めているか。 危機発生時における対応
- イ.危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該金融商品取引業者における危機対応の状況(危機管理態勢の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況)が危機のレベル・類型に応じて十分なものとなっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ法第56条の2第1項に基づき報告徴求を行うこととする。
- ロ.上記の場合には、速やかに金融庁担当課室に報告するなど、関係部局間における 連携を密接に行うものとする。

事態の沈静化後における対応

金融商品取引業者における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該金融商品取引業者に対して、事案の概要と金融商品取引業者の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて、法第56条の2第1項に基づき報告徴求を行うこととする。

風評に対する危機管理態勢

- イ.風評リスクへの対応に係る態勢が整備されているか。また、風評発生時における本部各部及び営業店の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他社や取引先に関する風評が発生した場合の対応方法についても検討しておくことが望ましい。
- ロ.風評が伝達される媒体(例えば、インターネット、憶測記事等)に応じて、定期 的に風評のチェックを行っているか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者の危機管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項の規定

に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 1 0 金融商品仲介業者の法令違反の防止措置

(1)金融商品仲介業者の法令違反の防止に係る留意事項

金融商品取引業者が金融商品仲介業者に業務の委託を行う際には、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、当該金融商品仲介業者に対し、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢の確立につき指導するとともに、当該金融商品仲介業者の投資勧誘実態を把握したうえで法令遵守の徹底を求めることが重要であるが、その法令違反の防止態勢については、以下の点に特に留意して検証することとする。

顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底

- イ.顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等について、顧客の同意を得たうえで顧客情報の共有及び適時の把握に必要な指導を行うとともに、投資勧誘に当たって、 当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう金融商品仲介業者に対して求める 具体的取扱方法を定め、当該方法を金融商品仲介業者に周知し、徹底しているか。
- 口.顧客属性等の顧客情報の管理について、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、金融商品仲介業者に対して求める具体的な取扱基準を定め、当該基準を金融商品仲介業者に周知し、徹底させているか。
- 八.管理担当部門においては、金融商品仲介業者による顧客属性等の把握状況及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを求める等、その実効性を確保する態勢構築に努めているか。

金融商品仲介業者の投資勧誘実態の把握及びその適正化

- イ.金融商品仲介業者による投資勧誘実態の把握について、例えば、管理担当部門の 責任者等は、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に 努め、適切な措置を講じているか。
- 口.管理担当部門においては、金融商品仲介業者による投資勧誘実態の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を金融商品仲介業者に周知し、徹底させるとともに、必要に応じて、その実施状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築させるよう努めているか。
- 八.管理担当部門においては、金融商品仲介業者による説明が適切に行われているか 否かにつき状況を把握し、必要に応じて是正を求める等の措置を講じているか。 金融商品仲介業者の法令遵守意識の徹底
- イ.金融商品仲介業者の法令遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、金融商品仲介業者の法令遵守意識の向上に努めているか。
- 口.管理担当部門においては、金融商品仲介業者に対する各種研修の内容及び実施状況を把握·検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高めるよう努めているか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金融商品取引業者による金融商品仲介業者の法令違反の防止措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 1 1 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等

(1)意義

CSRは、一般的に、企業が多様な利害関係者(以下「ステークホルダー」という。) との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組みと解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。

金融商品取引業者のCSRについては、その取組みはもとより、情報開示について も、本来、私企業である金融商品取引業者が自己責任原則に則った経営判断に基づき 行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに 委ねられているものである。

しかしながら、CSRについての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が金融商品取引業者を選択する際、その金融商品取引業者及び提供されている金融商品・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに繋がると考えられる。そのような観点から、金融商品取引業者がCSRについての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。

(2) 主な着眼点

金融商品取引業者のCSRについて、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、金融商品取引業者の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているか。

目的適合性

CSR報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がなされているか。

信頼性

CSR報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。

分かりやすさ

CSR報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該金融商品取引業者の過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。

(3)監督手法・対応

金融商品取引業者によるCSRを重視した取組みやその情報開示は、金融商品取引業者が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。

ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行って いる場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。

- 3 諸手続(共通編)

- 3 - 1 登録

(1)登録申請書の印章

記載上の注意事項にある署名によることができる場合には、代表者が印章を用いる慣習がない場合が該当する。

(2)商号

申請に係る商号が証券取引法等の一部を改正する法律附則第25条第2項に抵触しないか確認するものとする。

また、投資者等の誤認を防ぐ観点から、過去に存在した証券会社、金融先物取引業者、投資信託委託業者、投資顧問業者等の名称は、事業譲渡等により業務に継続性が認められる業者が使用する場合などを除き、極力使用されないことを確保することとする。

(3)営業所又は事務所

登録申請書に記載する営業所又は事務所とは、金融商品取引業の全部又は一部を行うために開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他金融商品取引業以外の用に供する施設は除くものとする。

なお、無人の営業所又は事務所については、各財務局管内に所在する店舗数及びこれらを統括する営業所又は事務所の名称等を記入させることとする。

また、無人の営業所又は事務所についても、法第36条の2第1項の規定による標識の掲示を行う必要があることに留意するものとする。

(4)登録申請書の添付書類

住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。

- イ.住所
- 口.氏名
- 八. 生年月日
- 二.本籍

国内に在留する外国人が提出した外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面(英文等の場合には訳文を添付)は、業府令第9条第2号ロ及び第3号ロ並びに第41条第1号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

(5)登録までの間の留意事項等

登録申請者に対しては、金融商品取引業者登録簿に登録されるまでは一切の業務を 行わないように注意喚起するものとする。

登録申請者が金融庁所管の法令に関わる他の事業を行っており、当該事業に係る行

政処分が行われている場合には、その内容について確認するとともに、必要に応じ、 ヒアリング等によりその改善措置の状況を確認するものとする。

なお、当該行政処分が法令遵守態勢に係る場合には、 - 2 - 1 に留意するものとする。

(6)登録番号の取扱い

登録番号は、財務局長ごとに一連番号を付す(ただし、4、9、13、42、83、103、893は欠番とする。)ものとし、金融商品取引業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

例) 財務局長(金商)第 号

登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。 登録番号を別紙様式 - 2 による金融商品取引業者登録番号台帳により管理するものとする。

(7)登録申請者への通知

金融商品取引業者登録簿に登録した場合は、別紙様式 - 3 による登録済通知書を登録申請者に交付するものとする。

(8)登録の拒否

登録を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対する審査請求並びに国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨を記載した別紙様式 - 4 による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。

登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第29条の4第1項各号のうちの該当する号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

(9)金融商品取引業者登録簿

金融商品取引業者登録簿は、登録申請書の写しの第2面から第12面までにより作成するものとする。

登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と金融商品取引業者登録簿の当該面を差し替えるものとする。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している金融商品取引業者の新株予 約権の行使による資本金の額の変更届出書については、毎月末における資本金の額を 翌月15日までに提出させ、1ヵ月ごとに当該金融商品取引業者登録簿を差し替えるも のとする。

本庁監理金融商品取引業者から登録申請書記載事項に係る変更届出書の提出があった場合には、本庁は1ヵ月分を取りまとめて翌月20日までに、当該金融商品取引業者の登録を行った財務局に対して登録申請書の変更面を送付するものとする。

金融商品取引業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定す

る行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、金融商品取引業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。

金融商品取引業者登録簿の縦覧者には、別紙様式 - 5 による金融商品取引業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入させるものとする。

金融商品取引業者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。

縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。

- イ.上記 から まで又は当局の指示に従わない者
- 口.金融商品取引業者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- ハ.他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

他の財務局長が登録を行った金融商品取引業者に係る縦覧の申請があった場合は、 登録を行った財務局において縦覧が可能なこと、及び金融商品取引業者のすべての営業所又は事務所には説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝える ものとする。ただし、申請者に申請に係る金融商品取引業者の営業所又は事務所が遠 隔地になるなどのやむを得ない事情があるときには、当該他の財務局長に登録事項を 照会し、縦覧に応じるものとする。

- 3 2 承認及び届出等
- 3 2 1 弊害防止措置の適用除外承認

法第44条の3第1項ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認については、 以下のとおり取り扱うこととする。

(1)法第44条の3ただし書の承認があったものとみなす場合

金融商品取引業者の取締役又は監査役が、次に掲げる法人の理事、監事等を兼ねることにより、当該法人が当該金融商品取引業者の親法人等に該当することとなる場合において、当該金融商品取引業者が法第50条第1項の規定による届出をしたときは、当該金融商品取引業者又はその取締役、監査役若しくは使用人について、当該法人の関与する行為に限り、法第44条の3ただし書の承認があったものとみなす。

金融商品取引業協会

投資者保護基金

金融商品取引所

(2)法第44条の3ただし書の承認に基づく内部管理に関する業務の遂行における基本原則及び承認に当たっての基本理念

本来、内部管理に関する業務は特定関係者(業府令第158条第1項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。)にとって業務の健全性を確保する上で重要な業務であること、ま

た、法令により金融商品取引業者による銀行業及び銀行による有価証券関連業が原則禁止されているなど、一定の業務制限が課されていることに鑑み、それぞれ特定関係者において当該業務が独立し、かつ、適切に遂行される必要がある。よって、当該業務の遂行に当たって情報等を共有し、グループ内での内部管理に関する業務を強化しようとする場合には、情報等の共有による弊害を明確に防止し、あくまでも特定関係者における内部管理に関する業務が厳格に行われることが原則である。この原則が堅持されつつ、特定関係者の法令遵守及びリスク管理等が厳格に実行される場合には、法第44条の3が要求している弊害防止確保の観点から、「公益又は投資者保護上支障がない」ものと考えられる。

(3)法第44条の3ただし書の承認における業府令第159条に基づく審査に当たっての留意事項

法第44条の3ただし書の承認における業府令第159条各号に掲げる基準の審査に当たっては、業府令第158条第4項各号に掲げる内部管理に関する業務ごとに、下記の点に留意して行うものとする。

法令遵守管理に関する業務

- イ.以下の事項に照らし、法令遵守管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有しているか。
 - a.特定関係者それぞれにおける法令遵守管理に関する業務を担当する部門(以下「法務コンプライアンス部門」という。)が、特定関係者それぞれが取り扱う商品の種類、当該商品内容に関連する法律問題の検討の必要性の程度、特定関係者それぞれの取引の相手方の種類等取引の実態に応じて適切な対応が可能と認められること。
 - b.特定関係者それぞれにおける顧客との紛争を的確に処理をすることが可能と認められること(営業部門等への適切な指導等による処理を含む。)。
 - c.監督当局による特定関係者それぞれに対する検査及び報告徴求等への的確な対応に支障を生じさせないと認められること。
 - d. 法務コンプライアンス部門が下記の役割及び権限を明確に有しており、当該役割及び権限が厳格に実行されると認められること。
 -)営業部門の取引等において法令等(業府令第158条第4項に規定する法令等をいう。)違反の疑義がある場合には、当該取引等の事実関係を調査し、必要に応じて特定関係者の経営責任者(営業責任及び管理責任の双方を負う責任者として相応しい者(外国金融商品取引業者及び外国銀行支店(以下「外国金融商品取引業者等」という。)の場合は支店長及びこれに準ずる者をいう。)をいう。以下同じ。)等に対して社内処分を提案し、監督当局への報告を的確に行うことができる権限。
 -)インサイダー取引等の不正行為を的確に防止するため、業府令第1条第4項 第14号に規定する法人関係情報(以下「法人関係情報」という。)の適切な管理、 取引制限リストや要注意リストの作成を絶えず行い、営業部門の活動を適切に

モニタリングすることができる権限。

-)特定関係者の業務に関しレピュテーション・リスク (特定関係者が有する社会的評価及び金融市場における信用が傷つくリスクをいう。以下同じ。)及び企業倫理の観点からの事前検討及び事後チェックに関与することができる権限。
-)営業部門に対して、当該部門が行う取引について法令等の遵守の観点若しく は法的有効性、法的責任等の法律的観点からの検討及び判断(以下「法的判断 等」という。)を法務コンプライアンス部門に照会させる権限(ただし、既に行っ た法的判断等が準用される等合理的理由がある場合を除く。)。
-)誓約等の遵守に関する監査を行い、当該監査結果の的確な実行を促す権限(ただし、内部監査及び内部検査に関する業務を行う部門(以下「内部監査部門」という。)が当該監査を担当する場合は除く。)。
- e. 法務コンプライアンス部門は、特定関係者における営業部門の取引について、 責任を持って法的判断等を行うこと。
- f.新規業務の導入の際には下記口の社内規則に対応する規則の策定(既存の規則の準用を含む。)を特定関係者の経営責任者に適時促す責務を担っていること。
- g.特定関係者の一の法人における法令遵守管理に関する業務の従業員が他の特定 関係者の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は 当該業務の責任者として相応しい者が特定関係者それぞれにおいて独立して常務 すること。
- 口.法令遵守管理に関する業務を遂行するための社内規則(当該業務に関する社内に おける責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)が整備されているか。

上記イの内容、法令遵守管理に関する業務の手続及び特定関係者における全ての 業務に係る法令等遵守における責任体制(営業部門と法務コンプライアンス部門と の間における、法令等遵守に関する責任分担を含む。)に関する社内規則が具体的か つ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明 確に規定されているかどうか審査するものとする。

損失の危険の管理に関する業務

- イ.以下の事項に照らし、損失の危険の管理に関する業務を公正かつ的確に遂行する ことができる人的構成及び業務運営体制を有しているか。
 - a.特定関係者それぞれにおけるリスク(市場リスク(株価、金利及び外国為替相場等の変動が保有する有価証券等の価格の変動をもたらすこと等により発生し得る危険をいう。以下同じ。)、信用リスク(取引の相手方の倒産等による契約不履行その他の理由により発生しうる与信リスクをいう。以下同じ。)、オペレーショナル・リスク(事務処理の誤り、正確な情報処理が行われないこと等日常的な業務の遂行の過程において発生しうる危険をいう。以下同じ。))を管理する業務(以下「リスク管理業務」という。)を担当する部門(以下「リスク管理部門」という。)が、特定関係者それぞれが取り扱う商品の種類、当該商品により生ずるリスクの種類及び程度、特定関係者それぞれの取引の相手方の種類等取引の実態に応じてリスク管理を適切に実行できると認められること。

- b.リスク管理業務が下記の要領で行われることとなっており、当該リスク管理業 務が厳格に実行されると認められること。
 -)特定関係者におけるリスクが統合されて把握されるのみならず、それぞれの 法人において個別に把握されていること。
 -)特定関係者それぞれにおけるリスクの保有が独立した法人として合理性を説明できる以上の負担とはならないように管理されていること。
 -)特定関係者それぞれにおける財務の健全性を確保するとともに、当該統合リスク管理の濫用を行わないこと。
 -)オペレーショナル・リスクを管理する部門は、特定関係者それぞれにおける全ての契約の成立から決済に至る事務処理を担当する各部署において認識された、オペレーショナル・リスクを明確に把握したうえ、その性質及び程度に応じて定量的又は定性的に評価していること及び当該オペレーショナル・リスクを適切に管理するための手続及び体制の確立を関連業務部門に適時促す責務を担っていること。
 -)特定関係者に所属する職員等が職務上行う全ての取引において、そこから生じる市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクについて、当該リスクの量ないし程度を明確に把握し、それに応じた適切なリスク管理を行うこと。
- c.特定関係者の一の法人におけるリスク管理部門に所属する従業員が他の特定関係者の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が特定関係者それぞれにおいて独立して常務すること。
- d.監督当局による特定関係者それぞれに対する検査及び報告徴求等への的確な対応に支障を生じさせないと認められること。
- 口.損失の危険の管理に関する業務を遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)が整備されているか。

上記イの内容及びリスク管理業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

ハ.なお、市場リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスクのそれぞれが別々の部門によって管理される場合には、個別の部門ごとに審査することに留意する。また、この場合、個別のリスク管理の部門ごとに責任者が明確にされている必要があることに留意する。

内部監査及び内部検査に関する業務

- イ.以下の事項に照らし、内部監査及び内部検査に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有しているか。
 - a.内部監査部門が、特定関係者の全ての部門について、業務の多様性及び規模等に応じて適切な手法及び頻度で、法令等遵守体制及び業務運営体制に関する監査及び監督当局に対する報告若しくは誓約等の遵守に関する監査を行うこと(ただし、法務コンプライアンス部門が担当する場合を除く。)が可能な人的構成及び業

務運営体制を有していると認められること。

- b.内部監査及び内部検査報告に対する適切かつ具体的な措置が明確に実行される 体制が整備されていること。
- c.特定関係者の一の法人における内部監査及び内部検査に関する業務の従業員が他の特定関係者の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が特定関係者それぞれにおいて独立して常務すること(ただし、内部監査部門が特定関係者の経営責任者(外国金融商品取引業者等の場合には、実質的な本店の経営責任者、経営責任を担う合議機関又は監査委員会を含む。以下、において同じ。)に直属(外国金融商品取引業者等の場合には、実質的な本店における内部監査部門を介して経営責任者へ報告する場合も含む。)となっており、内部監査が厳格に行われると認められる場合(ただし、内部管理統括責任者(日本証券業協会公正慣習規則第13号「協会員の内部管理責任者等に関する規則」に定める内部管理統括責任者をいう。)の指揮命令監督に服している場合に限る。)は除く。)。

なお、当該業務を行う役職員の兼職に当たっては、法第31条の4及び会社法第335条第2項(監査役の兼任の禁止)の規定の遵守に留意すること。

- d.監督当局による金融商品取引業者等それぞれに対する検査及び報告徴求等への 的確な対応に支障を生じさせないと認められること。
- 口.内部監査及び内部検査に関する業務を遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)が整備されているか。 上記イの内容に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が 公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査する ものとする。

財務に関する業務

- イ.以下の事項に照らし、財務に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる 人的構成及び業務運営体制を有しているか。
 - a.特定関係者それぞれにおける資金調達、流動性管理、資本政策、余剰資金の運用等の財務に関する業務を担当する部門(以下「財務部門」という。)について、 特定関係者の業務規模等から当該業務が適切に実行されると認められること。
 - b. 当該財務部門はそれぞれ、特定関係者において個別に財務管理を適切に行うことが可能であると認められること。
 - c.特定関係者の一の法人における当該財務に関する業務の従業員が他の特定関係者の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が特定関係者それぞれにおいて独立して常務すること。
 - d. 監督当局による特定関係者それぞれに対する検査及び報告徴求等への的確な対応に支障を生じさせないと認められること。
- 口.財務に関する業務を遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)が整備されているか。

上記イの内容及び財務に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に 規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定 されているかどうか審査するものとする。

経理に関する業務

- イ.以下の事項に照らし、経理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる 人的構成及び業務運営体制を有しているか。
 - a.特定関係者それぞれにおける損益の管理、収益性(資本に対する収益性を含む。) の分析及び管理、費用及び予算の管理、財務諸表の作成等を行う経理に関する業務を担当する部門(以下「経理部門」という。)について、特定関係者の業務規模等から当該業務が適切に実行されると認められること。
 - b. 当該経理部門はそれぞれ、特定関係者において個別に経理を適切に行うことが 可能であると認められること。
 - c.特定関係者の一の法人における当該経理に関する業務の従業員が他の特定関係者の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が特定関係者等それぞれにおいて独立して常務すること。
 - d. 監督当局による特定関係者それぞれに対する検査及び報告徴求等への的確な対応に支障を生じさせないと認められること。
- 口.経理に関する業務を遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)が整備されているか。

上記イの内容及び経理に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に 規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定 されているかどうか審査するものとする。

税務に関する業務

- イ.以下の事項に照らし、税務に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる 人的構成及び業務運営体制を有しているか。
 - a.特定関係者それぞれにおける税務に関する業務を担当する部門(以下「税務部門」という。)が、特定関係者が取り扱う商品の種類、当該商品内容に関連する税 務問題の程度等取引の実態に応じて適切な対応が可能と認められること。
 - b. 税務部門は特定関係者における税務及び会計に関する意思決定に関与する体制 となっていること。
 - c.税務部門は、特定関係者における取引について責任を持って、税務及び会計上の観点から取引の適格性等の判断(以下「税務判断」という。)を行うこと。
 - d. 営業部門に対して、当該部門が行う取引についての税務判断を税務部門に照会 させる権限を有すること(ただし、既に行った税務判断が準用される等合理的理 由がある場合を除く。)。
 - e.特定関係者の一の法人における税務に関する業務の従業員が他の特定関係者の 当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務 の責任者として相応しい者が特定関係者それぞれにおいて独立して常務すること。

- f.監督当局による特定関係者それぞれに対する検査及び報告徴求等への的確な対応に支障を生じさせないと認められること。
- 口.税務に関する業務を遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)が整備されているか。

上記イの内容及び税務に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に 規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定 されているかどうか審査するものとする。

- ハ. 当該業務を法務コンプライアンス部門又は経理部門が担当する場合には、上記 又は の審査に当たっては、 に掲げる基準をも併せて審査するものとする。 電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務
- イ.以下の事項に照らし、電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務を公正かつ 的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有しているか。
 - a.特定関係者それぞれにおける電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務を担当する部門(以下「システム保守管理部門」という。)について、特定関係者の業務規模等から当該業務が適切に実行されると認められること。
 - b. 当該システム保守管理部門はそれぞれ、特定関係者において個別にその状況を 的確に把握することが可能であるとともに、 - 2 - 8 に基づく態勢が整備され ていると認められること。
 - c.特定関係者の一の法人における当該電子情報処理組織の保守及び管理に関する 業務の従業員が他の特定関係者の当該業務の従業員を兼職している場合において も、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が特定関係者それぞ れにおいて独立して常務すること。
 - d. 当局による特定関係者それぞれに対する検査及び報告徴求等への的確な対応に 支障を生じさせないと認められること。
- 口.電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務を遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)が整備されているか。

上記イの内容及び電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務の手続に関する 社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われる ための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

内部管理に関する業務を行う各部門

- イ.以下の事項に照らし、内部管理に関する業務を行う各部門から非公開情報(他の特定関係者の発行者又は顧客に関する非公開情報をいう。以下、 及び下記 において同じ。)が漏洩しない措置が的確に講じられているか。
 - a.非公開情報が漏洩しない措置として、社内規則の整備、システムへのアクセス 防止等の情報管理システムの整備、適切なモニタリング、資料等の十分な期間の 厳重な保存管理等による情報管理措置等の明確な措置が講じられていること。
 - b.内部管理に関する業務を行う各部門と営業部門間における人事異動等の際に非 公開情報が漏洩しないよう措置(守秘義務規定の整備及び資料管理等)が講じら

れていること。

- c. 承認を受けていない他の内部管理に関する業務を担当する部門へ非公開情報を 提供することを的確に防止していること。
- d.特定関係者の経営責任者に対して、内部管理目的で非公開情報を提供する場合には非公開情報の漏洩にあたらないことに留意する(ただし、当該経営責任者から営業部門に非公開情報が漏洩しない措置が講じられている必要があることに留意する。)。
- e.特定関係者の保有する法人関係情報が特定関係者の営業部門に使用されないよう厳格な管理がなされていること(法務コンプライアンス部門が上記 により承認を受けた場合は除く。)。
- f.与信審査を行う部門を経由して営業部門に非公開情報が提供されることを的確 に防止していること。
- ロ.以下の事項に照らし、内部管理に関する業務に従事する者が営業部門から独立しているか。
 - a. 法的判断等に関して法務コンプライアンス部門に従事する者の判断が営業部門 の判断に対して必ず優先すること等の的確な牽制権限を有していること。
 - b.指揮命令系統に拘わらず、全ての部門等に対して法令等違反の認定及び当該法令等違反行為への改善措置に当たっては法務コンプライアンス部門は独立の権限を有していること。
 - c.リスク管理部門に従事する者が営業部門に対して的確な牽制権限を有している こと。
 - d.財務に関する業務に従事する者が営業部門から影響を受けることなく独自に財務に関する業務を的確に遂行する権限を有していること。
 - e. 経理に関する業務に従事する者が営業部門に対して資本の配分のモニタリング 及び費用に対する収益性のモニタリング等を行う的確な権限を有していること。
 - f.税務判断に関して税務に関する業務に従事する者の判断が営業部門の判断に必ず優先すること等の的確な牽制権限を有していること。
 - g.電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務に従事する者が営業部門から影響を受けることなく独自に電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務を的確に遂行する権限を有していること。
 - h. 営業部門(経営責任者を除く。)から指揮命令を受けないこと。

上記 から までに掲げる事項を審査するに当たっての留意事項

イ.内部管理に関する業務の責任者(上記 イg、 イc、 イc、 イc、 イc、 イc、 イe及び イcの責任者をいう。)の独立性を審査する際には、特定関係者の一の責任者(個別業務を複数管理する責任者を含む。)が他の特定関係者の責任者(個別業務を複数管理する責任者を含む。)に対して具体的業務についての指揮命令権(法令等違反又は事前に策定されている明確な社内規則の違反の可能性のある取引、及び、リスク管理上重大な問題となる可能性がある取引の実行等に対する拒否権は除く。)を有している場合には、当該他の責任者の独立性は損なわれていることに留意すること。

- 口.特定関係者の一の内部管理に関する業務の責任者が他の特定関係者の当該業務の 責任者を兼ねようとする場合には、当該業務の独立した責任者を特定関係者それぞれに置く必要があるが、当該独立した責任者は内部管理に関する業務を統括する責任者(以下「管理部門統括責任者」という。)として当該業務それぞれの職員の職務を統括するとともに、特定関係者それぞれにおいて当該業務が的確に運営され、かつ、当該業務それぞれの営業部門に対する牽制機能が実効的に働くことの責任及び権限を明確に有することが必要であることに留意する。
- 八.特定関係者の内部管理の強化を図る目的で、特定関係者の役職員(兼職者も含む。)が出席する合議機関を置く場合には、当該合議機関において、非公開情報の授受が行われないことが不明確な場合には、法第44条の3に抵触するおそれがあり、また、金融商品取引業者と銀行(以下 3 2 1において「銀行等」という。)の役職員が同席する場合は当該銀行等のレピュテーション・リスクの管理、法令等遵守又は企業倫理の確保を目的としていることが不明確である場合には、当該合議機関の開催は法第33条違反のおそれがあることに留意する。このような合議機関を設置している金融商品取引業者に対しては、少なくとも当該機関の設置の目的を明記した社内規則や当該会議の議事録等について適宜説明を求め、必要がある場合には法第56条の2第1項に基づく報告徴求を行うものとする。

ただし、特定関係者において当該合議機関が内部管理に関する業務を遂行する一 環の会議として非公開情報の授受を行うために法第44条の3ただし書に基づく承認 申請があった場合には、遂行しようとする当該業務の一環として当該業務の統合に 係る承認条件に従って審査するものとする。この場合、当該業務一般について業府 令第159条の規定に基づいて審査をした上で、当該合議機関についての審査に当たっ ては、同条第1号に規定する「内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行するこ とができる業務運営体制」については、()十分な牽制機能と法令等遵守の責任を **負っている等、上記 の基準を満たす特定関係者それぞれにおける法務コンプライ** アンス部門の責任者(管理部門統括責任者を含む。)の全員(一の特定関係者の法務 コンプライアンス部門の責任者が他の特定関係者の当該部門の責任者を兼ねている 場合は当該者)が必ず出席し(やむを得ない事情により出席できない場合は、当該 責任者があらかじめ指定する法務コンプライアンス部門の他の職員であって、当該 責任者と同等の十分な牽制機能と法令遵守の責任を果たせる者が必ず出席するもの とする。〉、当該合議機関での議事が法令等違反とならないような具体的措置を講じ ているか、()同合議機関においては、特定関係者のレピュテーション・リスクの 管理、法令等遵守又は企業倫理の確保を目的としているかどうか、()当該合議機 関の設置について合理性があると認められるか、()個別の営業部門若しくは個別 の取引・案件等の担当者及び責任者(特定関係者の経営を担う地位にある者(外国 金融商品取引業者等においては支店長を含む。)で実質的に営業に従事している者を 含む。)が構成員として参加することなく、承認を受けた内部管理に関する業務の責 任者に加え特定関係者の経営責任者(外国金融商品取引業者等については、その実 質的な本店から当該適格性の確認書の提出を求める。)のみが当該合議機関の構成員

とされているかどうか、について、また、同条第2号に規定する「内部管理に関する業務を遂行するための社内規則」としては、上記()から()までを確保するとともに、当該合議機関の決定についての責任分担等を明確にした社内規則が規定されているかどうかについて、審査するものとする。また、同条第3号及び第4号に規定する「非公開情報の漏洩防止」及び「営業を行う部門からの独立」については、法令等違反、事前に策定されている明確な社内規則違反及びリスク管理上重大な問題となる可能性がある取引等に対して拒否するための会議であるかを審査するものとし、当該合議機関に経営責任者が同席する場合には、当該経営責任者が実質的に営業に従事している者かどうかを含め具体的な漏洩防止措置及び責任者の独立性の確保について厳格に審査する必要があることに留意する。

- 二.当該金融商品取引業者及び当該銀行の職員が兼職する場合、内部管理に関する業務を担当する部門について法第44条の3ただし書に基づく承認を得た場合を除き、法第33条(若しくは銀行法第12条)に抵触するおそれがあることに留意し、また、兼職がない場合であっても、当該銀行が当該金融商品取引業者の(若しくは当該金融商品取引業者が当該銀行の)具体的業務について実質的に意思決定していると認められる場合(当該目的での人事権の行使等を含む。)にも同様であることに留意する。
- ホ.法第56条の2に規定する持株会社、法第56条の2に規定する持株会社に該当しない金融商品取引業者の親法人等であって当該金融商品取引業者の経営管理及びこれに附帯する業務を行う会社(銀行、協同組織金融機関、政令第1条の9に規定する金融機関及び金融商品取引業者等(外国法人である金融商品取引業者を含む。)を除く。)又は銀行持株会社について内部管理に関する業務を行うにあたり、法第44条の3ただし書の承認申請があった場合には、当該持株会社等の子会社であって、当該申請の対象外となっている子会社がある場合には、特定関係者から入手した非公開情報の当該持株会社等からの当該子会社への漏洩防止措置についても厳格に審査するものとする。
- へ.法令遵守管理に関する業務についての審査に当たっては、当該業務が法的助言・判断、法律事務等を含む場合には、弁護士法等その他の法令に抵触しない様、また、 税務に関する業務についての審査に当たっては、当該業務が財政・会計に関する調査、立案又は財務・会計に関する助言・判断、税務に関する書類の作成、助言・判断等を含む場合には、税理士法等その他の法令に抵触しない様、業務遂行の形態等 に配慮する必要があることに留意する。
- ト.内部管理に関する業務について、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は 投資運用業を行う者に限る。)より法第35条第4項に基づきその他業務の承認申請が あった場合において、当該業務の兼業に伴い業府令第160条第7号又は第8号に該当 する行為が行われる場合には、同業務は「公益に反する」ものと認められることか ら、法第35条第5項の規定により、兼業の承認を行わないことに留意する。なお、 内部管理に関する業務について法第44条の3の適用除外の承認と法第35条第4項に よるその他業務の承認とは -3-2-1(2)に規定する基本理念の趣旨から両

立しないことに留意する。

- チ.特定関係者の内部管理に関する業務を行う部門間における非公開情報の授受については、当該承認により顧客に対して負っている守秘義務が免除されるわけではないことに留意する。
- リ.金融商品取引業者における有価証券の引受を審査する部門(発行者の提出する有価証券届出書等開示書類に係る審査を行う部門をいう。)と銀行における法務コンプライアンス部門及び与信の審査を行っている部門との間においての法第44条の3ただし書の承認申請があった場合には、非公開情報の営業を行う部門への漏洩の禁止及び法第33条の趣旨から承認を行わないことに留意する。
- ヌ.特定関係者のリスク管理部門において上記 の承認を受けて非公開情報の授受を 行い、特定関係者それぞれの顧客についてリスク評価及び判断を行っている場合に、 特定関係者いずれかにおいて通常の取引の条件と著しく異なる条件で当該顧客と取 引を行っている場合には、非公開情報が営業部門に漏洩している疑いがあることに 留意する。
- ル.法第44条の3ただし書の承認を得て内部管理に関する業務を行う各部門間において非公開情報の授受が行われている場合でも、承認を受けていない部門への他の特定関係者の当該非公開情報の漏洩は、業府令第160条第7号又は第8号に抵触するものであることに留意する。

(4)業府令第160条第9号の解釈等について

金融商品取引業者がその親銀行等又は子銀行等とともに個人である顧客を訪問する際には、営業に先立ち、顧客に対して以下の趣旨を記述した書面を提示の上、十分な説明を行わない場合には、業府令第160条第9号の規定に該当するおそれがある。

当該金融商品取引業者とその親銀行等又は子銀行等とは別法人であること。

当該金融商品取引業者が提供する金融商品取引業に係る商品や役務はその親銀行等 又は子銀行等が提供しているものではないこと。

当該親銀行等又は子銀行等は、特に、顧客の要請がなく、かつ、自己の業務の遂行に必要がない場合において、金融商品取引業者の取り扱う商品若しくは役務に関する自己の評価、意見等を表明し、又はその商品若しくは役務の信用度若しくは利点を強調すること等によって、金融商品取引業者の顧客との間の契約の成立を補助するときは、法第33条第1項の規定に違反するおそれがあるので、これを行うことはできないこと。

(5)業府令第35条の解釈について

業府令第35条第1号に規定する「金融商品取引業等又は金融商品仲介業の遂行のための業務」とは、金融商品取引業等又は金融商品仲介業に関して経営管理上の判断等を伴うことのない次に掲げる業務を行うことをいう。

- イ.店舗等の不動産及び設備の取得、所有、賃貸借、保守、警備及び管理業務
- 口、現金自動預入・支払機等の保守・運行等管理業務

- 八.帳簿、計算書、伝票等の作成、整理、保管、発送及び配送業務
- 二.コンピュータ関連業務(システム開発、保守管理、データの保管管理、電算処理 等)
- ホ.計算業務(給与計算及び月次決算の計算等の会計事務を含む。)
- へ.有価証券の管理、整理等に関する業務
- ト. 名義書換の取次業務
- チ、公社債・投資信託の元利金請求業務
- リ、金融商品取引所・金融商品取引業者等間等の有価証券の受渡決済業務
- ヌ、従業員のカウンセリング等役職員の福利厚生業務及び事務の用に供する物品・サービスの一括購入及び管理業務
- ル.人事(金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者への労働者の派遣に関する業務 を含む。)に関する文書作成等事務的補助業務
- ヲ. 役職員の教育・研修に関する業務
- ワ.広告宣伝業務
- カ.自動車の運行、保守、点検等の管理業務
- ヨ.統計目的の資料の作成業務
- タ. 出版物等公開情報の提供を行う業務
- レ.書類等の印刷、製本、発送及び配送業務

業府令第35条第2号に規定する「専ら次に掲げるいずれかの者の業務の遂行のための業務」とは、経営管理上の判断等を伴うことのない上記 に掲げる業務(八を除く。)をいう。

なお、上記 二については「コンピュータ関連業務(システム開発、保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理、電算処理等)」と、へについては「有価証券の管理、整理等に関する業務(親法人等又は子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。)」と、トについては「名義書換の取次業務(親法人等又は子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。)」と、ルについては「人事(金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者及び親法人等若しくは子法人等への労働者派遣業務を含む。)に関する文書作成等事務的補助業務」と読み替えて適用するものとする。

上記 ハ(発送及び配達業務は除く。) 二のデータの保管管理及びへからりまでの 業務は当該金融商品取引業等又は金融商品仲介業及び銀行業等の遂行のために密接に 関連する業務であり、合理的な理由がある場合を除き、当該業務は当該金融商品取引 業者等又は金融商品仲介業者の親法人等若しくは子法人等又は業府令第35条第1号及 び第2号に規定する会社以外に外部委託できないことが原則であることに留意すると とともに、当該業務の遂行状況を適宜監督することに留意する。

また、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。)が上記 に掲げる業務を受託する場合、上記 イ、ロ、ホ及びヌからレまでの業務については、法第35条第4項に規定するその他業務の承認が必要となることに留意する(なお、 - 3 - 2 - 1 (3) トに留意する。)。

及び に掲げる業務について当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者から 外部委託する場合においても、当該業務に関する顧客に対する責任及び行政上の責任 については当該金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者が免れるものではないこと に留意する。

- 3 - 2 - 2 届出

法に定める各種届出の受理又は処理に関しては、以下に掲げる点に留意して取り扱うこととする。

(1)管轄財務局長の管轄区域を越える本店等の位置の変更

財務局の管轄区域を越える本店等の位置を変更した届出書を受理した財務局長は、 業府令第21条第 2 項に規定する当該変更届出書及び金融商品取引業者登録簿のうち当 該金融商品取引業者に係る部分と併せてその他の書類として、登録申請書及びその添 付書類並びに直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録を行うことと なる財務局長に送付するものとする。

上記書類の送付を受けた財務局長は、当該金融商品取引業者の登録を行った場合には従前の登録を行った財務局長に対して登録済通知書の写しを送付するものとする。

登録済通知書の写しの送付を受けた従前の登録を行った財務局長は、当該金融商品 取引業者の登録を抹消するものとする。

(2)廃業等の届出に係る留意事項

金融商品取引業者から法第50条第1項第7号、第50条の2第7項及び業府令第206条第3号の規定に基づく届出書を受理した場合には、検査を行うなどによって、次の点について確認するものとする。

- イ.届出を行った金融商品取引業者につき、法第52条第1項の規定による登録取消し の事由の存しないこと。
- 口.顧客に対する債務の弁済が完全に行われる確実な見込みがあること。
- 八.顧客に対する債権債務の残高照合等の手段により、簿外債務のないことが確認されていること。

金融商品取引業者から業府令第206条第9号リの規定に基づく届出書の提出があった場合で、金融商品仲介業者に委託を行わなくなった理由が当該金融商品仲介業者が金融商品仲介業務を廃止するためであるときは、当該金融商品仲介業者につき、法第66条の20第1項の規定による登録取消の事由が存しないことを当該金融商品取引業者が確認しているかを届出書の提出時に確認することとする。

- 3 - 3 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類(以下「帳簿書類」という(- 3 - 2 - 4 、 - 3 - 3 - 4 、

- 2 - 3 及び - 2 - 3 を除く。)。)は、金融商品取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性や財務の健全性を検証することなどによって、投資者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。

(1)基本的留意事項

帳簿書類について、一の帳簿書類が合理的な範囲において、他の帳簿書類を兼ねること、又はその一部を別帳とすること若しくは業府令第164条及び第188条に規定する名称と異なる名称を用いることがそれぞれできるものとする。ただし、それぞれの帳簿書類の種類に応じた記載事項がすべて記載されている場合に限る。

- 3 - 3 において、外国法人については、本店とあるのはその国内における主たる営業所又は事務所と、支店とあるのはその他の営業所又は事務所とそれぞれ読み替えるものとする。

自己の取引の発注に係る注文伝票を作成する場合において、業府令第165条中「受注」 とあるのは「発注」と読み替えて作成するものとする。

帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該 事項に準ずるものを記載し、該当する事項がないものについては記載を要しない。

店頭デリバティブ取引に係る帳簿書類の記載事項のうち、日時については時刻の記載を要しない。

(2)帳簿書類のマイクロフィルムによる作成・保存

帳簿書類の作成後3年を経過し、かつ、この間に検査部局により帳簿書類の検査が行われている場合には、一般に妥当と認められている作成基準により作成したマイクロフィルムをもって保存することができるものとする。

次に掲げる場合には、帳簿書類を当初からマイクロフィルムより作成・保存できる ものとする。

- イ.対象となる帳簿書類が、業府令第164条第1項第9号、第11号、第16号(ロ及び八に限る。)及び第17号(ロ、八、二及びホに限る。)に掲げるものである場合
- 口.検査部局による検査等に際し、各営業所において合理的期間内に書面による帳簿 の作成が可能である場合
- ハ.マイクロフィルムの作成・保存に関する責任者をおき、管理の手続が整備されている場合

(3)帳簿書類の本店における集中保管

帳簿書類の保管場所については、作成後3年を経過し、かつ、この間に検査部局による検査が行われている場合には、本店(事務センター等を含む。下記 において同じ。)において集中保管することができるものとする。

帳簿書類の保管場所については、次に掲げる要件が満たされていることを条件として本店及び金融商品取引業者が帳簿書類の作成を委託している会社において作成時か

ら集中保管することができるものとする。

- イ、顧客の照会に対し、速やかに回答できる体制となっていること。
- 口、帳簿書類の閲覧が本支店において合理的期間内に可能な体制となっていること。
- 八.内部監査に支障がないこと。

(4)注文伝票のコンピュータへの直接入力による作成

注文伝票をコンピュータへ直接入力することによって作成する場合には、以下の点に 留意するものとする。

受注(自己の取引の発注の場合は、発注)と同時に、注文内容をコンピュータへ入力すること。

顧客の照会に対し、速やかに回答できるようになっていること。

入力データのバックアップを作成・保存すること。

入力時刻が自動的に記録されるシステムとなっていること。

入力事績の取消・修正を行った場合その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。

注文内容を電話により執行店に連絡するケース、コンピュータシステム稼働終了後に翌日の注文を受注するケース、災害等によりコンピュータが使用不能となるケース等受注と同時にコンピュータに直接入力して作成することが不可能な場合は、従来どおり、受注時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受注時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピュータ作成の注文伝票を併せて保存する場合は手書きの注文伝票に追記を行う必要はない。

内部監査に対応できるシステムとなっていること。

(5)発注伝票のコンピュータへの直接入力による作成

発注伝票をコンピュータへ直接入力することによって作成する場合には、以下の点に 留意するものとする。

発注と同時に、発注内容をコンピュータへ入力すること。

災害等によりコンピュ - 夕が使用不能となるケ - ス等発注と同時にコンピュ - 夕に直接入力して作成することが不可能な場合は、発注時に手書きで発注伝票を作成すること。ただし、発注時に作成した手書きの発注伝票とその発注内容を後で入力して作成した発注内容等が記載されたコンピュ - 夕作成の発注伝票を併せて保存する場合は、手書きの発注伝票に追記を行う必要はない。

上記 及び のほか、上記(4) から まで及び に準ずるものとする。

(6)帳簿書類の電子媒体による保存

帳簿書類を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。

手書きにより作成された帳簿書類については、画像データとして保存すること。

保存に使用する電子媒体は業府令第164条第2項及び第188条第2項に規定する保存

期間の耐久性を有すること。

データ保存に使用する電子媒体の一つを「原本」として定め、その旨を明示すること(帳簿書類の保存状態の判定はこの「原本」に準拠して行うものとする。)。

上記 の「原本」のバックアップを作成し、これを「副本」として保存すること。 顧客の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。

保存されているデータにつき合理的期間内にハードコピーによる帳簿の作成が可能なシステムとなっていること。

入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。

内部監査に対応できるシステムとなっていること。

作成・保存に関する責任者をおき、当該作成・保存に関する社内規則が整備されていること。

電算システムにより作成した帳簿書類のハードコピーに手書きによる追記・補完等を行った場合は、当該ハードコピーを画像データとして保存することとし、画像データとして保存を行わないときは、当該ハードコピーを原本として保存すること。

- 3 - 4 産業活力再生特別措置法関係

産業活力再生特別措置法(以下「産活法」という。)等に定める事業再構築に関する計画、 共同事業再編に関する計画、経営資源再活用に関する計画及び事業革新設備の導入に関す る計画の記載事項については、金融商品取引業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の 点に留意するものとする。

(1)産活法第2条第2項第2号及び産業活力再生特別措置法の施行に係る指針(以下「産活法に係る指針」という。)第6条、第8条、第9条の事業革新の定義について

産活法に係る指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の営業収益の合計額がすべての事業の営業収益の1%以上となる場合をいう。

産活法に係る指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、営業収益又は営業収入の1単位当たりの販売費・一般管理費が5%以上低減される場合をいう。

産活法に係る指針第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の営業収益の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の営業収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。

(2)産活法第3条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)二口の事業再構築の認定の基準について

基本指針二口1 の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率・事業再構築開始

前の自己資本当期純利益率 2」は、例えば、自己資本当期利益率が2以上上昇する場合をいう。

基本指針二口1 の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率)×100 105」は、例えば、営業収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。

基本指針二口1 の「(事業再構築終了後の従業員1人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人あたり付加価値額)×100 106」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。

(3) 産活法第2条の2第2項第2号及び基本指針一八2 の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義について

基本指針一八 2 (1)の「有利子負債合計額」は、例えば、負債性の資金調達手段の すべてを指す。

基本指針一八2 (I)の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。

(4) 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三口の過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義について

基本指針三口3の「売上高」は、例えば、営業収益を指す。

(5)産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三八の共同事業再編の認定の基準について

基本指針三八2 については、 - 3 - 4 (2) を準用する。

(6)産活法第2条の2第2項第4号及び基本指針四口の経営資源再活用の認定の基準について

基本指針四口2及び3については、それぞれ - 3 - 4(2) 及び を準用する。

. 監督上の評価項目と諸手続 (第一種金融商品取引業)

- 1 経営管理(第一種金融商品取引業)

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。 において同じ。)の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

なお、第一種金融商品取引業を行う外国法人については、「 - 1 経営管理(共通編)」の適用に際し、代表取締役を本邦における代表者、取締役会等を本邦における営業所又は 事務所における最高意思決定機関等と適宜読み替えるものとする。

- 1 - 1 金融商品取引業者の役員

(1)主な着眼点

金融商品取引業者の取締役、執行役又は監査役(外国法人にあっては、国内における代表者を含む。以下「役員」という。)の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。

欠格事由(法第29条の4第1項第2号イからトまで)のいずれかに該当すること、 又は登録当時既に該当していたことがないこと。

金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令(法第46条の6第2項を除く。) 又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反していないこと。

投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実がない こと。

金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

法第30条第1項の認可に付した条件に違反していないこと。

(2)監督手法・対応

金融商品取引業者の役員が、法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、法第29条の登録当時既に法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は法第52条第1項第6号若しくは第8号から第10号までのいずれかに該当することとなったときは、法第52条第2項に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。

併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度ある ヒアリングを行い、必要な場合には法第56条の2に基づき報告を求め、更に、当該業者 の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護の ため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。

- 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成

(1)主な着眼点

金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業(第一種金融商品取引業に限る。 において同じ。)を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。

金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を 理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に 必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している 者を確保していること。

暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと(過去に暴力団員であった場合を含む。)。 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団をいう。以下同じ。)と密接な関係を有していないこと。

金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないこと。

禁錮以上の刑(相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないこと (特に、刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、 恐喝、未遂罪)の罪に問われた場合に留意すること。)。

(2)監督手法・対応

上記 から までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。

ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第56条の2に基づき報告を求めるものとする。

報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、法第51条に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 財務の健全性等(第一種金融商品取引業)

金融商品取引業者の自己資本規制は、金融商品取引業者の業務が市場環境の変化に影響されやすいことを踏まえ、市況の急激な変化に伴う収入の減少や保有資産の価値の下落等に直面した場合においても、金融商品取引業者の財務の健全性が保たれ、投資者保護に万全を期すことを目的としている。金融商品取引業者は適切な自己資本規制比率を維持すること等を通じて、その業務に伴うリスクを総体的に把握・管理し、各種リスクが顕在化した場合でもそれに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産(=固定化されていない自己資本)を保持しなければならない。当局としては、自己責任原則の下で行われる適切な自己資本規制比率の維持等を補完する役割を果たすものとして、オフサイト・モニタリングを通じ、金融商品取引業者の財務の健全性の確保のための自主的な取組みを促していく必要がある。

- 2 - 1 自己資本規制比率の正確性

自己資本規制比率の算出の正確性については、法第46条の6第1項及び業府令等の規定 を十分に踏まえ、以下の点に留意して検証することとする。

(1) 劣後債務・劣後特約付社債の適格性について

法第50条第1項(業府令第206条第10号)の規定に基づき、劣後特約付借入金を借り入れた場合又は劣後特約付社債を発行した場合の届出があったときは、少なくとも破産及び会社更生といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容となっているか。

業府令第183条第2項各号又は第3項各号に掲げる性質のすべてを有しているか。 上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容と

なっているか。

次のような場合には、業府令第183条第4項第3号に規定する劣後特約付借入金の借入 入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っているものとして、当該資金の額を控除しているか。

- イ. 当該借入先又は当該保有者に劣後特約付借入金を供与している場合又はこれらの者が発行した劣後特約付社債を保有している場合(当該劣後特約付社債を、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合を除く。)。
- 口. 当該借入先又は当該保有者に、経営再建・支援・資本増強協力目的として、資金 の貸付けを行っている場合
- 八.当該借入先又は当該保有者の株券その他の有価証券等を、経営再建・支援・資本 増強協力目的として、新たに引き受けている場合(経営再建・支援・資本増強協力 目的以外の場合で、当該株券その他の有価証券等を、純投資目的等により流通市場 等からの調達により保有している場合、引受けにより取得したもので保有期間が6

月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合を除 く。)。

(2)控除資産から控除する担保金等について

業府令第184条第2項及び第3項の規定に基づき土地・建物の評価額等を控除している場合又は同条第5項及び自己資本規制告示第2条第3項の規定に基づき担保金その他の資産の評価額を控除している場合においては、次の点に留意の上、控除額が適切であるか確認するものとする。

土地・建物の評価額等を控除している場合に、当該土地・建物の評価額が適切に算出されているか。

担保金その他の資産の評価額を控除している場合に、当該担保金その他の資産が担保としてふさわしいものであるか、並びにその評価額及び当該評価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。

(3)リスク相当額の把握について

業府令第185条第2項の規定に基づき、以下の点に留意の上、業務の態様に応じた合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、把握しているかを確認するものとする。

すべての保有する有価証券等の評価額(月末にあっては、客観性の検証を行った評価額)に基づき、市場リスク相当額を適切に把握しているか。ただし、月末以外においては、固定化されていない自己資本の額に比しポジションが恒常的に小さい等、重要性の乏しいものについては、概算により把握することができるものとする。

対象となるすべての取引又は資産等の与信相当額に基づき、取引先リスク相当額を適切に把握しているか。ただし、月末以外においては、未収入金及び未収収益については、金融収益に係るもの及び経過的に約定日に計上されるもの(受渡日に入金されなかったものを除く。)を除くことができるものとする。

市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、リスク管理について責任を負っている取締役が了知しているか。

特に、顧客から約定元本の一定率の証拠金(保証金)の預託を受け、差金決済による外国為替の売買を行う取引(いわゆる「外国為替証拠金取引」)を行っている金融商品取引業者については、為替相場の急激な変動などが財務の健全性や自己資本に及ぼす影響を的確かつ適正に把握できるリスク管理及び内部管理態勢を整備しているか。

(4)貸付有価証券の確認

保有する有価証券のうち貸し付けたものについては、取引先リスク相当額に加え、市場リスク相当額を算出しているか。

- 2 - 2 金融商品取引業者の自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合 の監督上の対応

金融商品取引業者の経営の健全性を確保していくための手法として、法第46条の6第1項に基づき、自己資本規制比率による「早期是正措置」が定められており、金融商品取引業者はその健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みを行う必要がある。

このため、自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応として、以下に掲げるような措置を講ずることにより、金融商品取引業者に早期の改善を促していくものとする。

(1)業府令第186条第3項の規定に基づく届出があったときは、届出書に添付された「自己 資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書」を確認 するとともに、ヒアリング等を通じて自己資本規制比率の当面の見通し等について確認 し、自主的な改善を促すこととする。

なお、長期に亘り自己資本規制比率が140%を下回っている場合や、繰り返し140%を下回っている場合は、法第56条の2第1項に基づく報告徴求を行う等により当該金融商品取引業者の自己資本規制比率の状況の把握に努めるものとする。

また、業府令第186条第5項の規定に基づく届出書が提出されるまでの間、営業日ごとの自己資本規制比率に関する届出書の確認やヒアリングを行う等により、当該金融商品取引業者の自己資本規制比率の状況や各リスクの状況の把握に努めるものとする。

- (2)上記の届出において、自己資本規制比率が120%を下回っている場合は、届出書に添付された「自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書」を確認するとともに、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告徴求を行う等により、自己資本規制比率回復のための具体的方策及び時期、顧客資産の分別管理の状況、資金繰りの状況を把握し、改善のための努力を促すこととする。
- (3)上記(2)の状態において、報告徴求やヒアリング等により把握した当該金融商品取引業者の状況を踏まえ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、その必要性に応じて、

自己資本規制比率について、法定の自己資本規制比率を回復し、恒常的に維持する ための方策(その具体的内容及び実施時期を含む。)を立案し、講ずること、

不測の事態に備え、有価証券、金銭等の適切な保全管理、資金繰りのきめ細かな管理等により投資者保護のために万全の措置を講ずること、

会社財産を不当に費消する行為を行わないこと、

自己資本規制比率回復のための具体策を反映した日々ベースの貸借対照表、資金繰り及び自己資本規制比率の見通しの策定、

などについて、法第53条第1項に基づく命令の発出を行うこととする。

- 2 - 3 市場リスク管理態勢

市場リスクとは、有価証券等の価格、金利、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産(オフ・バランス取引に係るポジションを含む。)の価格が変動し損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等を合わせたものである。金融商品取引業者は、市場リスクを適切に管理していくことが重要である。

(1)主な着眼点

総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価、ポジション枠等の適切な 設定と管理、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、市場リスク が適切に管理されているか。

(2)監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、市場リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告徴求を行い、改善を促すこととする。

(3) 具体的取扱い

自己売買業務に係るリスク管理

株式の自己売買に係る市場リスクの把握・管理に当たっては、業府令第185条第2項の規定に基づき市場リスク相当額を毎営業日把握することに加え、以下の点に留意するものとする。

- イ、株式の自己売買業務に係る適切なリスク管理
 - a. 自社の財務状況等を十分に勘案した適正な自己資本規制比率を設定した上で、 株式の自己売買業務に割り当てることのできる最大許容市場リスク額又はこれに 相当する合理的な限度枠・リスク額等(以下「許容市場リスク額等」という。)を 設定すること。
 - b. 許容市場リスク額等の範囲内で自己売買業務が日々適切に行われているかモニターすること。
 - c.許容市場リスク額等については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に 応じ、設定した自己資本規制比率を維持する観点から、適時見直す等必要な措置 を講ずること。
- 口.日中における自己売買業務の適切な管理
 - a.株式の自己売買業務については、許容市場リスク額等の範囲内で行われること を管理する態勢を整備すること。
 - b.日中における株式の自己売買業務が許容市場リスク額等の範囲内で行われることの管理については、上記イに代え、自己売買業務に係る現在の管理手法を勘案した、例えば以下のようなポジション額を用いた近似的な手法により行うことができる。
 -)日中の各時点でのポジション額の合計に、社内であらかじめ定めた日中の損

切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適 時確認する手法

-)日中の各時点までのポジション額の累計に、社内であらかじめ定めた日中の 損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを 適時確認する手法
-)イで設定した許容市場リスク額等を踏まえたポジション限度枠をトレーダー 毎又はユニット毎に配分した上で、当該ポジション限度枠の遵守状況を適時確 認する手法
- ハ.財務の健全性に大きな影響を与える状況が確認された場合において、適切な措置 が講じられる態勢を整備すること。

市場リスク算出方法を選択する合理的な理由の確認

自己資本規制告示第4条第4項の規定に基づき、リスク・カテゴリーごと、業務の種類ごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出している場合には、次の点に留意の上、その合理的な理由があるか確認するものとする。

- イ・リスク・カテゴリーごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合
 - a.リスク・カテゴリーごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に 市場リスクを把握できているか。
 - b.市場リスク全体を統合的に把握する部署が他の部署から独立して存在している か。
- 口.業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合
 - a.業務の種類ごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。
 - b.市場リスク全体を統合的に把握する部署によりリスク・カテゴリーごとの市場 リスク相当額が把握される態勢となっているか。

指定国の代表的な株価指数

標準的方式により株式リスク相当額を算出する場合において、次に掲げる株価指数 以外のものを指定国の代表的な株価指数としているときは、取引の状況等に鑑み、そ の国の代表的な株価指数として相応しいか確認するものとする。

- イ.日本国 日経平均株価、日経300指数、東京証券取引所株価指数
- ロ.アメリカ合衆国 S&P500種
- ハ.イタリア共和国 MIB30指数
- 二.オーストラリア連邦 ASX200指数
- ホ.オランダ王国 AEX指数
- へ.カナダ S&Pトロント総合指数
- ト.グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 F T 100指数
- チ.スイス連邦 SMI指数
- リ.スウェーデン王国 OMX指数
- ヌ.スペイン IBEX35指数

- ル.ドイツ連邦共和国 DAX指数
- ヲ.フランス共和国 САС40指数
- ワ.ベルギー王国 BEL20指数
- カ.香港特別行政区 ハンセン指数

国際機関

標準的方式により金利リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、 国際金融公社、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、 北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行及び欧州評議会社会開発基金は、 国際機関に該当するものとする。

内部管理モデルに係る外部監査結果の確認

内部管理モデル方式を利用している金融商品取引業者に対しては、毎年、前年度におけるリスクの計測の過程及びリスク計測モデルに係る外部監査の結果を確認するものとする。

国債の入札前取引

国債の入札前取引を行う場合の、表面利率等発表前における自己資本規制比率の算出については、以下のとおり取り扱うことに留意するものとする。

- イ・リスク相当額の算出に当たっては、算出時点の流通市場における実勢価格を考慮して合理的に算定された利率、又は当該取引の対象となる国債と償還年限及び発行形式が同一である国債の直近発行例における表面利率(利率が「基準金利・」により決定される国債については、「直近の基準金利・前回債の」)を、仮の表面利率として利用するものとし、その際、当該計算方法については、継続して使用すること。
- 口. 当該国債に係る入札が実施され、銘柄名、表面利率等が発表された際には、遅滞なく、当該表面利率等に基づき再計算を実施し、当該表面利率発表日以降の自己資本規制比率の計算に適用すること。

- 2 - 4 取引先リスク管理態勢

取引先リスクとは、取引先に対する債権の保有に伴うリスクをいい、取引先が義務を履行しないことなどにより、金融商品取引業者が損失を被るリスクである。金融商品取引業者は、取引先リスクを適切に管理していくことが重要である。

(1)主な着眼点

総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価、新商品・新規業務導入時の社内検証の実施、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、取引 先リスクが適切に管理されているか。

(2)監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、取引先 リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて法第56条の2第 1項に基づく報告徴求を行い、改善を促すこととする。

(3) 具体的な取扱い

与信相当額から控除している担保金等の確認

自己資本規制告示第17条第5項及び第6項の規定に基づき担保金その他の資産の評価額を控除している場合においては、次の点に留意の上、控除額が適切であるか確認するものとする。

- イ. 当該担保金その他の資産が担保として相応しいものであるか。
- 口. 当該担保金その他の資産の評価額及び当該評価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。

法的に有効な相対ネッティング契約の確認

取引先リスク相当額を算出する場合において、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引について、相殺した後の額により与信相当額を算出しているときは、次の点を確認するものとする。

- イ.その法的有効性について、取引の相手方が破綻した場合又は取引の相手方との間で紛争が生じた場合に、関連する法律に照らして、金融商品取引業者の与信が当該ネッティング契約の下で相殺された金額に留まると所管の裁判所又は監督機関が合理的に判断するであろうことを示す、法的見解(リーガル・オピニオン)を書面により確認しているか。
- 口、関連する法律について、少なくとも、次に掲げるものを調査しているか。
 - a. 取引の相手方に設立の免許又は許可を与えた国の法律及び取引の相手方の国外の営業所又は事務所の所在する国の法律
 - b. ネッティングの対象となる個々の取引に係る法律とネッティングの根拠
 - c . ネッティングを行うために必要な契約に係る法律とネッティングの根拠 保証予約の確認

形式及び名義の如何にかかわらず、将来において債務保証契約の成立を約する契約を保証予約として取引先リスク相当額を算出しているか確認するものとする。この場合において、名義上、経営指導念書(子会社等が金融機関等から借入れを行う際に子会社等への監督責任を認め、子会社等に対し経営指導等を行うことを約して債権者に差し入れる文書をいう。)であっても、その記載内容に基づく法的効力が債務保証又は保証予約と同様と認められるもので、財務諸表等規則第58条の規定により貸借対照表に注記しなければならないものは、保証予約に該当するものとする。

債務超過と認められた法人の確認

公表又は未公表を問わず、検査部局による検査又は外部監査の結果、債務超過と認められた法人は、自己資本規制告示第17条第3項第2号の表(注3)(4)の「客観的に債務超過状態にあると認められた法人」に該当する。

連結財務諸表提出会社の確認

自己資本規制告示第17条第3項第2号の表(注1)に規定する連結財務諸表提出会 社が付与されている指定格付により取引先リスク相当額を算出することができる連結 子会社とは、連結決算の対象会社であって、当該連結決算について適切な外部監査を受けているものをいうことに留意し、当該事実を監査報告書により、適宜、確認するものとする。また、関係会社に対する与信相当額及び取引先リスク相当額の計算については、その内容が適正であることを、契約書及び監査報告書等を参考に、適宜、モニタリングするものとする。

国際機関

標準的方式により取引先リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、 国際金融公社、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、 北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行及び欧州評議会社会開発基金は、 国際機関に該当するものとする。

- 2 - 5 流動性リスク管理態勢

流動性リスクとは、金融商品取引業者の業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク等(市場流動性リスク)からなる。金融商品取引業者は、流動性リスクを適切に管理していくことが重要である。

(1)主な着眼点

総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、流動性リスクが適切に管理されているか。

(2)監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、流動性リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告徴求を行い改善を促すこととする。

- 2 - 6 国際的に活動する金融商品取引業者グループについて

国際的に活動する金融商品取引業者グループの監督については、金融コングロマリット 監督指針に記載された視点を踏まえて行うこととする。ただし、合算自己資本及び所要自 己資本(以下「合算自己資本等」という。)の計算については、当該計算の方法を継続して 用いることを条件として、同指針 2 - 1 (2) (算定方法)の規定を適用すること に代えて、銀行法第52条の9の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会 社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するため の基準(以下「銀行持株会社告示」という。)の規定を準用することができる。(ただし書 きについては、平成20年3月末以降から適用)

なお、同指針 2 - 1 に規定する自己資本の適切性について、以下の点に留意して取り扱うものとする。

国際的に活動する金融商品取引業者グループとは、以下の に該当し、かつ、以下 又は に該当するグループをいう。

金融商品取引業者グループ内の以下(注)(a)に該当する者(以下「経営管理会社」という。)又は(b)に該当する者に、日本以外の国において有価証券関連業に係る海外拠点(駐在員事務所を除く。)を有する者があること。

金融商品取引業者グループ内の以下(注)(a)又は(b)に該当する金融商品取引業者 (第一種金融商品取引業(有価証券関連業に限る。)を行う者に限る。以下 - 2 - 6 において同じ。)の固定資産等控除後自己資本が2,000億円以上であること。

海外進出先の監督当局から、グループとしての (連結ベース等での)財務の健全性 についてのモニタリングを我が国で受けていることが求められていること。

- (注)金融商品取引業者グループとは、次の(a)及び(b)に該当する者((c)又は(d)に該当する者がある場合には当該者を含む。)で構成される企業集団をいう(ただし経営管理会社が銀行又は銀行持株会社会社である場合を除く。)。
 - (a) 国内に本店等を有する法人であって、当該法人及び当該法人の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。) 第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)のうちに、金融商品取引業者を含む者
 - (b) 上記(a)に該当する者(経営管理会社)の子会社
 - (c) 上記(a)に該当する者(経営管理会社)の関連会社(財務諸表等規則第8条第 5項に規定する関連会社をいう。)
 - (d) 上記(a)から(c)までに該当する者のほか、内部管理に関する業務(法令遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務並びに電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務の一部又は全部をいう。)を(a)に該当する者又は(b)に該当する者である金融商品取引業者と共通の役員又は使用人が行っている会社
- (1)金融コングロマリット監督指針 2-1(2) に基づいて合算自己資本等を計算する場合において、グループ内の金融商品取引業者が自己資本規制告示第12条に基づき内部管理モデル方式の承認を得ているときは、同方式を用いてグループとしての所要自己資本の額のうち市場リスク相当額を算出できるものとする。
- (2)銀行持株会社告示を準用して合算自己資本等を計算する場合は、以下に掲げるところ によることとする。

銀行持株会社告示第2条に規定する第一基準(海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とす銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率基準)を適用すること。

銀行持株会社告示第4条に規定する「規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引その他これに類似する取引」は、「トレーディング業務に係る取引」と読み替えるこ

と。

銀行持株会社告示第6条、第8条及び第20条の「他の金融機関」には、金融商品取引業者を含めること。

銀行持株会社告示第10条第3項に規定する「清算機関等」には、証券金融会社並びに商品取引所及び商品取引清算機関を含むこと。

マーケットリスク相当額は、自己資本規制告示第3章の規定に基づき計算した市場リスク相当額とすることができる。この場合において、同告示に基づき内部管理モデル方式の承認を得ている場合は、同法式を用いて市場リスク相当額を算出できるものとする。

銀行持株会社告示第73条の自行推計ボラティリティ調整率、第83条のエクスポージャー変動額推計モデル、第118条の内部格付手法、第217条の株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法、第275条のシナリオ法、第283条の粗利益配分手法及び第289条の先進的手法を用いる場合には、同告示における承認審査に代えて、同等の基準に基づく審査を受け、同基準を満たしたものと認められていること。

- (注)信用リスクの算定に係る内部格付手法の予備計算については、銀行持株会社 告示の適用時期から開始することとし、内部格付手法の適用は、平成21年3月 末以降とする。
- (3)グループの経営管理会社又はグループ内の金融商品取引業者に対し、法第56条の2第 1項に基づき以下の項目などについて報告を求めることとし、グループの財務の健全性 等の把握に努めることとする。

なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに自主的な改善を促すこととする。更に、その改善のために必要と認められる場合には、法第51条等に基づく業務改善命令等を発出することとする。

金融商品取引業者グループの構成企業(同企業が金融機関である場合はその監督官庁も含む。変更があった場合も遅滞なく報告。)

金融商品取引業者グループのリスク管理方針(変更があった場合も遅滞なく報告。) 金融商品取引業者グループの自己資本、所要自己資本、自己資本規制比率(半期ごとに報告。)

金融商品取引業者グループの連結財務諸表(四半期ごとに報告。)

金融商品取引業者グループの主要なグループ内取引の状況(毎月報告。)

金融商品取引業者グループの自己資本規制比率(注)が120%を下回った旨の報告(120%を下回った場合、直ちに報告。)

(注)銀行持株会社告示を準用して金融商品取引業者グループの連結自己資本比率 を算出する場合には、同比率が8%を下回った旨の報告(8%を下回った場合、 直ちに報告。) (4)銀行持株会社告示を準用して合算自己資本等を計算する金融商品取引業者グループに対しては、上記(3)の規定の適用にあたり、グループ内における統合的なリスク管理態勢を構築することにより、マーケットリスク相当額算定対象以外の資産及び負債に対する金利リスクや大口信用リスク等、連結自己資本比率に反映されないリスクをはじめ、各事業部門等が内包する種種のリスクを総体的・計量的に把握をしているか、また、こうして把握した総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本の維持が図られているかについて確認すること。

- 3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)

- 3 - 1 有価証券関連業に係る業務の適切性

- 3 - 1 - 1 法令等遵守態勢

証券会社等(第一種金融商品取引業(有価証券関連業に限る。)を行う者をいう。以下同じ。)は、個人投資家、機関投資家、有価証券の発行体である企業等が、金融商品市場にアクセスする際に、市場仲介者として機能し、円滑な取引を可能とする役割を果たしている。こうした業務には高い公共性が付随しており、証券会社等は、適正な投資者保護を図りつつ、信頼性の高い業務を遂行することにより、市場仲介機能を効率的かつ安定的に発揮することが求められている。また、そのためには、市場プレイヤーとしても、高い自己規律の下で健全かつ適切に業務を運営することが求められている。

こうした証券会社等のコンプライアンス態勢については、基本的には - 2 - 1 における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、市場仲介機能等の適切な発揮の観点から策定された自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

- 3 - 1 - 2 勧誘・説明態勢

(1)説明書類に係る留意事項

法第46条の4に規定する説明書類の「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法及び内部監査体制について、記載することとする。

(2)有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項

証券会社等が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知(下記 については顧客の同意した方法による場合を含む。)していない場合は、業府令第130条第8号の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。

法第37条の4第1項に規定する契約締結時等の書面に記載すべき事項

顧客が国債の入札前取引を行った場合であって、当該国債に係る入札が成立した後においては、当該取引に係る銘柄、単価及び金額並びに当該取引の約定の際に取引報告書において通知した事項(償還予定日及び約定利回りを除く。)

顧客が国債の入札前取引を行った場合であって、当該取引契約に係る停止条件が不成就となった後においては、当該事実及び当該取引の成否に係る事項(通知しないことについて顧客から同意を得た場合を除く。)

上記 から までに掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する事項(ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。)

(3)投資信託の乗換に関する重要事項の説明に係る留意事項

証券会社等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、業府令第130条第9号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行つていない状況」に該当するものとする。

投資信託又は投資法人(以下「投資信託等」という。)の形態及び状況(名称、性格等)

解約する投資信託等の状況(概算損益等)

乗換えに係る費用(解約手数料、取得手数料等)

償還乗換優遇制度に関する事項

その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼ すもの

(4)債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項

証券会社等が、法第2条第8項第8号又は第9号(私募の取扱いを除く。)の行為により債券(業府令第130条第11号に規定する有価証券をいう。(4)において同じ。)を個人の顧客に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、業府令第130条第11号に規定するこれらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客に対して説明を行つていない状況」に該当するものとする。

- イ. 当該債券の利回りが、当該債券と同じ発行体が既に発行している類似の債券の利回りと比較して、顧客にとって著しく不利な状況となっている場合においては、その旨
- ロ.当該債券の償還条件が、金融商品市場における相場その他の指標(以下「指標等」という。)の状況により決定される仕組みのものである場合において、当該債券を取得させ、又は売り付けようとする時点における当該指標等の状況が、当該債券の発行条件又は売出条件の設定時に基準となった当該指標等の状況と比較し、顧客にとって不利な状況となっている場合においては、その旨

上記 イについては、以下の点に留意すること。

- イ、「当該債券」とは、個人向け社債等(日本証券業協会理事会決議「個人向け社債等 の店頭気配情報の発表等について」に定義する「個人向け社債等」をいう。以下同 じ。)に該当する債券をいうこと。
- 口 「類似の債券」とは、個人向け社債等であって、当該債券(新発債)の償還日に6ヵ月を加えた期間内に償還日が到来するもののうち、当該債券(新発債)の償還日に最も償還日の近い銘柄(複数銘柄が存在する場合は、直近に発行が行われた銘柄とする。)をいうこと。
- ハ、「顧客にとって著しく不利な状況」については、募集(売出)時点の金利水準その他の事情を勘案し、例えば、以下の値()を基に判断すること。

- = X (類似の債券のクレジット・スプレッド相当分) Y (当該債券(新発債) のクレジット・スプレッド相当分)
- X = (類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値 (募集を行う日の前日付で発表された値)の平均値(注))- (類似の債券と償 還日が最も近い国債の日本証券業協会発表の公社債売買参考統計値の平均値単 利(募集を行う日の同日付で発表された値))
- Y = (当該債券(新発債)の応募者利回り(単利)) (当該債券(新発債)と償還日が最も近い国債の公社債売買参考統計値の平均値単利(条件決定日の翌日付で発表された値))
- (注)「類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値の 平均値」は、「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」に基づき日本証券業協 会に報告・発表される、当該類似の債券に係る各報告会員の報告値(単利)を 単純平均したものとする。

上記 口については、以下の点に留意すること。

- イ、「顧客にとって不利な状況」とは、証券会社等があらかじめ一定の値幅を定め、債券を取得させ又は売り付けようとする時点の(又はその前日の対象銘柄の終値等を基にした)当該債券の理論価格が募集(売出)価格からの当該値幅を超えて下落している場合をいうこと。
- 口.上記イの理論価格は債券の発行(売出)条件を決定した際に基となった算定式によって算定すること、値幅は募集・売出期間後の販売に係る社内ルールにおいて定められた水準(仕切値幅制限)を踏まえたものであること、理論価格の算定式等の記録の整理・保存を行うこと及び当該取扱いに係る社内ルールの整備など適切な社内管理体制を整備すること。
- 八.他社株転換権付社債や償還特約付日経平均リンク債といった株式市場の相場により償還条件が決まる債券(以下「EB等」という。)に関する「顧客にとって不利な状況」については、イの方法に代えて、EB等を取得させ又は売り付けようとする時点の対象銘柄の価格(又はその前日の対象銘柄の終値)が、当初価格(発行条件設定の基礎となった対象銘柄の価格又は当該価格に準ずるものとして各社において定める価格をいう。)と比較して7%以上下回る場合とすることも認められること(募集(売出)期間前に当該方法によることをあらかじめ定めている場合に限る。)。
- 二.募集・売出期間中に上記のいずれの方法を採用するかに関わらず、募集・売出期間経過後のEB等の販売に当たっては、社内ルールに基づいて算出した適正な取引価格を提示しない場合には、業府令第124条第1項第2号違反となる場合があること。業府令第130条第11号に規定する説明については、委託契約において、「取得させようとする行為」を証券会社等が行うこととされている場合には、証券会社等が説明を行うこととなる。

(5)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社等の勧誘・説明態勢に関

する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 3 - 1 - 3 取引一任契約等

(1)関係外国証券業者との取引一任契約に係る留意事項

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(以下「定義府令」という。) 第16条第1項第3号ロの規定に基づく契約を締結しようとする場合の届出の受理に関し ては、以下の点に留意して行うものとする。

当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が明確に 分離されているか。

帳簿書類の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により 処理されることとなっているか。

(2)証券会社等の特定同意の範囲について

業府令第130条第13号ロ及び八における特定同意は、次に掲げる同意を含む。

特定の価格(あらかじめ定める方式により決定される価格を含む。)以上(売り注文の場合)又は以下(買い注文の場合)。

特定の価格を基準値として適切な幅を特定したもの。

証券会社等に一日の取引の中で最良執行を要請した上で価格について当該証券会社 等が裁量で定めること(いわゆる「CD注文」)。

一日の出来高加重平均価格等あらかじめ定める方式により決定される価格を目標とすること。(いわゆる「VWAPターゲット注文」が含まれる。)

(3)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された業府令第130条第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 3 - 1 - 4 誤認防止措置

(1)他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項

証券会社等が、本店その他の営業所を金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合の誤認防止措置については、顧客が当該証券会社等を当該金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点に留意して検証することとする。

当該証券会社等と当該金融機関の窓口等が区別されており、かつ、当該証券会社等名が適切に表示されているなど、適切な措置が講じられているか。

当該証券会社等が、顧客に対して以下の趣旨を十分に説明しているか。

- イ、当該証券会社等と当該金融機関とは別法人であること。
- 口. 当該証券会社等が提供する有価証券関連業に係る商品や役務は、当該金融機関が 提供しているものではないこと。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社等の誤認防止措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 3 - 1 - 5 業務継続体制(BCM)

(1)意義・対応

金融商品市場の仲介者として、重要な役割を果たしている証券会社等においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが極めて重要であることから、平時より業務継続体制(Business Continuity Management; B C M)を構築し、危機管理(Business Continuity Plan; B C P)の策定等を行っておくことが必要である。こうした観点から、証券会社等の監督に当たっては、その業容に応じ、例えば以下の点に留意して、その適切性について検証することとする。

(2)主な着眼点

業務継続計画(BCP)においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、証券市場BCPフォーラム等における検討結果に基づき、金融商品取引業協会、他の証券会社等及び関係機関等と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画と

なっているか。

例えば、

災害等に備えた顧客データ等の安全対策(紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等)は講じられているか。

コンピュータシステムセンター等の安全対策(必要に応じたバックアップセンター の配置、要員・通信回線確保等)は講じられているか。

これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。

顧客の生活、経済活動及び金融商品市場の機能維持の観点から重要な業務(顧客に対する金銭の払出し、MRF又はMMFの解約、保護預り株式等の売却注文、信用取引、先物・オプション取引の決済のための注文及び既約定未受渡の取引の決済等)を、暫定的な手段(手作業、バックアップセンターにおける処理等)により再開(リカバリー)するまでの目標時間が具体的に計画されているか。

業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を 受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による 検証を受けているか。

(参考)「金融機関における業務継続体制の整備について」(日本銀行、2003年7月) 「業務継続のための基本原則」(ジョイント・フォーラム、2006年8月)

このほか、基本的には - 2 - 9に基づき、対応することとする。

- 3 - 1 - 6 災害時における金融に関する措置

(1)災害地に対する金融上の措置

災害対策基本法第36条第1項に基づく金融庁防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)第33条第1項及び第182条第2項に基づく金融庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第183条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

証券会社等において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底

その他、顧客への対応について十分配意すること。

(2) 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置

大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び二次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を 定めなければならないこととされている。

しかし、金融商品取引業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

東海地震の地震防災対策強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣 言時の対応について

- イ.営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、証券会社等において、営業所又は 事務所の窓口における業務を停止するよう要請する。
- 口.業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、証券会社等において、業務停止等 を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その 旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。
- ハ.休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、証券会社等において窓口業務の開始又は再開は行わないよう要請する。

二、その他

- a.警戒宣言が解除された場合には、証券会社等において、可及的速やかに平常の 業務を行うよう要請する。
- b.発災後の証券会社等の応急措置については、 3 1 6 に基づき、適時、 的確な措置を講ずることを要請する。

当該強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について 証券会社等において、地震防災対策強化地域内の営業所又は事務所が業務停止の措 置をとった場合であっても、当該業務停止の措置をとった当該強化地域外の営業所又 は事務所については、平常どおり業務を行うよう要請する。

(3)行政報告

以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。

- 3 - 2 証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮

証券会社等が金融商品市場において果たしている役割は、その中心に市場仲介者としての機能があり、そこには高い公共性が付随している。また、証券会社等は、市場プレイヤーとして金融商品市場に参加している。

金融ビッグバン以降の制度改革の成果が現れる一方で、金融商品市場における大規模な

誤発注や証券会社等のシステム障害、インサイダー取引、相場操縦などの投資者による不公正取引、有価証券報告書の虚偽記載等の発行体による不正行為が相次いで見られたこと踏まえ、平成18年3月に金融庁監督局に「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」が設置され、6月には「論点整理」が策定・公表された。

「論点整理」に盛り込まれた(1)市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上、(2)発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮、(3)投資者に対する証券会社のチェック機能の発揮、(4)市場プレイヤーとしての証券会社の自己規律の維持、といった4つの課題に関する提言等は、基本的には日本証券業協会等の自主規制機関の策定する自主ルール等として確立するものであるが、監督当局においても、証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮による金融商品市場の信頼性向上の観点から、自主ルール等も踏まえつつ、以下のような着眼点・監督手法をもって必要な対応を行っていくことが重要である。

- 3 - 2 - 1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上

(1)注文管理体制に係る留意事項

証券会社等は、日本証券業協会理事会決議「協会員における注文管理体制の整備について」を踏まえ、社内規則を適切に整備し、役職員に対する周知、徹底を図っているか。

売買発注に関するハードリミット・ソフトリミットの設定を含む注文制限の設定を システムに組み込むなど、誤発注防止のためのシステム対応が十分に果たされている か。

売買システムを統括するCIOの選任を含む人員配置や研修、定期的な検査などを通じ、注文管理体制の充実強化・機能維持が図られているか。

発注制限・警告解除への管理者の関与が適切に果たされる体制となっており、また 適切に実施されているか。特にホールセール部門において、適切な取扱いが行われて いるか。

初値成立前の新規上場銘柄について、公募価格等を基準とした制限が設定されているか。

大規模な誤発注に対する危機対応策が策定され、役職員に対する周知、徹底が図られているか。

誤発注が発生した場合でも、決済日の決済時限にフェイルが発生しないよう、適切な措置を講ずる態勢が整備されているか。

(2)信用取引に係る代用有価証券の掛目変更に係る留意事項

証券会社等においては、日本証券業協会理事会決議「信用取引に係る委託保証金代用 有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」を踏まえ、掛目の変更等を行う事象の顧客 への事前説明・周知、掛目変更に当たっての顧客への通知、変更に当たっての周知期間 の設定、社内規則の制定等が適切に図られているか。

(3)証券会社等の電子情報処理組織の管理に係る留意事項

証券会社等の電子情報処理組織の管理について、次に掲げる場合に該当する事実が認められる場合には、業府令第130条第14号「電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」の規定に該当するものとする。

自社の電子情報処理組織について、電子情報処理組織の専門家によるシステム監査 等、適切なチェックを定期的に行っていない場合

売買発注に関するハードリミット・ソフトリミットの設定を含む注文制限の設定を システムに組み込んでいないなど、誤発注防止のためのシステム対応が十分に果たさ れていない場合

- 2 - 8 に掲げる事項等に照らし、適切な態勢が整備されていないと認められる 場合

- 3 - 2 - 2 発行体に対するチェック機能の発揮

(1)引受け等の審査に係る留意事項

日本証券業協会公正慣習規則第14号「有価証券の引受け等に関する規則」等を踏ま え、発行体の財政状態及び経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項の審査に 関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。

共同主幹事である他の証券会社等の審査に依存し、自らは審査を行わないこととしていないか。

審査を行う部署の営業部門からの独立性が、機能・効果の面から適正に確保されるなど、審査を適切に行うための体制整備が図られているか。

引受けを行うに当たり、社内の他の部署との利益相反を検証・評価する機能を有しているか。また、それにより、利益相反となる状態を適切に防止するための態勢が整備されているか。

著しく不適当と認められる数量、価格その他の条件により引受けを行うことを防止するために、法令や公正慣習規則を踏まえ、価格の算定方法等に関する適切な規程が整備されるとともに、引受けの条件を適切に決定するための態勢整備が図られているか。

(2)私募CB等の引受け・買受けに係る留意事項

第三者割当増資やいわゆる私募CB(MSCBを含む。)等については、企業再生等に係る資金調達手段として有効と考えられる一方で、発行条件及び利用方法次第で希薄化による既存株主に対する不利益が生じるリスクもある。これを踏まえ、証券会社等がこうした案件を取扱う場合(自社や関連会社が買受ける場合、他のファンド等が買受ける場合を含む。)には、既存株主への影響等を踏まえた適切な商品設計がなされているか、発行体(の経営者)に対して商品の理解度に応じた十分な商品説明が行われているか、発行体による適切な開示がなされているか、といった点について留意することとする。

(3) 反社会的勢力関係発行体に係る留意事項

反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係のある企業の株式等の上場を未然に防止する観点から、証券会社等は、関係当局や日本証券業協会等との連携の下、引受け等審査においてその事実を適切に把握するとともに、場合によっては引受け等を行わないこととするなどの対応を行うことが望まれる。

- 3 - 2 - 3 投資者に対するチェック機能の発揮

(1)顧客の不公正取引防止のための売買管理体制に係る留意事項

証券会社等は、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら有価証券の売買取引等の受託等をする行為や、インサイダー取引のおそれがあることを知りながら顧客の有価証券の売買等の受託をする行為などを適切に防止することで、投資者に対するチェック機能を発揮する必要がある。そのため、日本証券業協会理事会決議「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について」も踏まえ、顧客の不公正取引を防止するための売買管理に関して、以下の点に留意する必要がある。(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。)

顧客の売買動向の的確な把握及び管理の徹底

- イ.顧客の売買商品、取引手法・形態等の売買動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し、当該取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の売買動機等の的確な把握を行っているか。
- 口.内部管理部門においては、当該取扱方法について、役職員に周知・徹底を図ると ともに、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する態勢を整備しているか。
- 八.内部者登録の正確性を確保する観点から、定期的に一斉点検を実施し顧客に登録 内容の有無等について確認する、あるいは登録内容を外部情報ベンダーの情報等と 照合するなど、内部者登録カードの整備に努めているか。
- 二.相場操縦的行為やインサイダー取引等を未然に防止する観点から、投資事業組合等との取引や海外からの注文について、原始委託者や最終投資家を特定するよう努めているか。
- ホ.顧客が仮名口座を利用していることが判明した場合には、当該口座を利用してインサイダー取引を行っていることが疑われるため、特に注意してモニタリングを行うこととしているか。

売買審査基準の策定及びその効果的活用

- イ.顧客の取引の公正性を確保するため、個別銘柄について、その騰落率や自社の市場関与率及び特定顧客による売買状況等を勘案した具体的な抽出基準を策定し、当該基準に基づく適正な抽出を行っているか。
- 口.抽出銘柄について、具体的な審査基準を策定し、作為的相場形成等の不公正取引 を排除するために必要な措置(例えば、顧客等に対する照会、注意喚起、取引停止 等)を講ずる等適切な売買管理を行っているか。

ハ.内部管理部門においては、抽出基準、審査基準及び措置状況について、適時、実態との整合性の検証を行い、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する態勢を整備しているか。

その他

- イ.顧客が価格制限を潜脱する目的を持ったと認められる短時間に連続して行う信用 新規売り注文については、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条第2号 に規定する取引に該当しない等空売り規制の趣旨を周知することとしているか。
- 口.価格制限を潜脱する注文を受託することのないよう、適時、注文内容のチェックを行い、必要に応じ顧客への照会、注意喚起、取引停止等の措置を講ずる等適切な 売買管理を行っているか。
- ハ.インサイダー取引を行っていると疑われる場合には、組犯法第54条の規定に基づき、速やかに監督当局に届出を行うこととしているか。

(2)プレ・ヒアリングに係る留意事項

証券会社等がプレ・ヒアリングを自ら又は第三者に委託して行う場合には、業府令及び日本証券業協会理事会決議「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」を踏まえ、 法令遵守管理部門による承認、 調査対象者との間における当該有価証券等の売買等及び当該法人関係情報の提供をしないことを約する契約の締結、 記録書面の作成・保存を、自ら行う又は第三者に行わせることとしているか。

(3) 反社会的勢力関係投資家に係る留意事項

証券会社等は、関係当局や日本証券業協会等との連携の下、反社会的勢力との関係を 有する可能性のある投資家について十分な売買管理・売買審査を行うことが望まれる。

- 3 - 2 - 4 市場プレイヤーとしての自己規律の維持

プリンシパル投資やM&A助言業務、複雑な商品性を有する資金調達の提案、証券化取引など、市場プレイヤーとしての証券会社等の業務が多様化・複雑化していることを背景に、証券会社等の業務において潜在的な利益相反や企業倫理の観点から問題を孕むケースが増加している。

こうした状況を踏まえ、証券会社等の市場プレイヤーとしての自己規律の維持に関して、 以下のような点に留意する必要がある。

利益相反防止の観点や倫理規範を遵守する観点から、社内方針・規則が策定され、 適切な内部管理態勢(内部監査態勢を含む。)が構築されているか。また、研修等を通 じてその周知徹底を図るなど、遵守態勢が適切に整備されているか。

利益相反のリスクが大きいと考えられるような取引等の洗出しを行っているか。

利益相反防止の観点から、必要に応じ、社内組織の分離、営業部門から独立した立場からの適切な事前審査態勢の構築(審査した上で、当該取引等の実施の可否を決定)を行っているか。

必要に応じ、利益相反の状況について顧客・投資者への適切な説明・開示を行って

いるか。

(参考)(潜在的な)利益相反等の問題を孕む事例

- ・ 株式の誤発注に乗じて、誤発注であることを認識しながら行う発行済み株式数を 上回る株式の買付け
- ・ 証券会社等(又はその同一グループ内の他の会社)が投資している未公開企業の 上場時に、主幹事として行う引受業務及びその後の当該株式の売却
- ・ 証券会社等(又はその同一グループ内の他の会社)がプリンシパル投資で取得した資産を原資産とする証券化商品を組成し、十分な説明なく他の投資家に販売する行為(リスク転嫁)
- ・ SPC等を利用した会計操作目的、脱税目的が疑われる証券化スキームの提案・ 検討

- 3 - 2 - 5 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえ、金融商品取引業協会を含む関係機関との連携の下、証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮を促していくこととする。また、公益又は投資者保護の観点から必要があると認められる場合には、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 3 - 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性

- 3 - 3 - 1 法令等遵守態勢

店頭デリバティブ取引業者(法第2条第8項4号に掲げる行為を業として行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。)が、店頭デリバティブ取引の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、店頭デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立する上で重要である。

こうした店頭デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的には - 2 - 1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以 外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこ ととする。

- 3 - 3 - 2 勧誘・説明態勢

(1)広告等に係る留意事項

損失が一定比率以上になった際に、自動的に反対取引により決済する契約(以下「ロ

スカットルール」という。)が設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨が適切に表示されているか。

セミナー等において、顧客がセミナー等の受講の継続を希望しない旨の意思表示を行ったにもかかわらず受講させていないか(事実上強制した場合も含む。)。この場合、法第38条第5号(いわゆる「再勧誘の禁止」)の趣旨に照らして問題があることに留意するものとする。

(2)説明書類に係る留意事項

法第46条の4に規定する説明書類の「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談 及び苦情に対する具体的な取扱い方法及び内部監査体制について、記載することとする。

(3)説明責任に係る留意事項

両建て取引

店頭金融先物取引業者が取引時に表示した数値の提示等

- イ.業府令第130条第21号に関し、店頭金融先物取引(業府令第81条第2項第2号に掲げる取引)について、店頭金融先物取引業者が顧客の取引時に表示した金融商品、金融指標又はオプションの価格を、当該価格の提示を要求した当該顧客に提示する場合には、各取引日ごとの始値、高値、安値及び終値の提示によることができる。
- 口.店頭金融先物取引業者は、取引時に表示した金融商品、金融指標又はオプションの価格について、3年間は保存するものとする。
- イ.店頭金融先物取引の受託等(証拠金その他の保証金を預託する取引に限る。)につき、顧客に対し、当該顧客が行う取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。いわゆる「両建て取引」)の勧誘その他これに類似する行為を行っていないか。
- 口.顧客から両建て取引を行いたい旨の積極的意思表示があった場合や、顧客から両建て取引を行うことができるか否かについて照会があった場合に、両建て取引を行うことができる旨を告げることは、直ちに業府令第124条第1項第25号に該当するものではない。しかし、両建て取引について、「手数料が二重にかかること、通貨間の金利差調整額(以下「スワップポイント」という。)により逆ざやが生じるおそれがあること、仲値を基準とする売値及び買値の価格差(いわゆる「店頭金融先物取引業者の受け取るスプレッド」)について顧客が二重に負担することとなることなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引である」旨に言及することなく、上記の記載又は表示を行うことは、業府令第124条第1項第25号に規定する「その他これに類似する行為」に該当する。

(4)契約締結前の書面交付に係る留意事項

業府令第84条第3号ロに規定する「元本超過損が生ずるおそれがある理由」には、 ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証 拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨を含む。

業府令第84条第6号に規定する「当該金融商品取引契約の終了の事由」には、ロスカットルールに関する事項を含むものとする。

業府令第95条第1項第4号に規定する「顧客が当該デリバティブ取引に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の種類及び金額の計算方法」には、最低保証金に関する事項及び当該保証金の総額が、相場の変動等により必要額より不足した場合に追加しなくてはならない保証金(以下「追証」という。)に関する事項を含むものとする。

業府令第95条第1項第7号に規定する「デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」には、金融商品等の価格等の決定方法に関する事項及びスワップポイントを含むものとする。なお、スワップポイントについては、顧客が受け取る場合と支払う場合の双方があり、また、結果として損失が生じることとなるおそれがある場合に、その旨が適切に表示されていること。

業府令第96条第1項第1号に規定する「カバー取引相手方」については、複数のカバー取引相手方がある場合は、その全てを記載することとする。ただし、銀行間外国為替市場(いわゆる「インター・バンク市場」)参加者が当該取引をインター・バンク市場において行う場合であって、あらかじめカバー取引相手方が特定できない場合には、その旨を記載すれば足りるものとする。

業府令第96条第1項第4号に規定する「預託先」には、保証金等の預託先となる業府令第150条第1項各号に掲げる預託先の具体的な名称を記載することとする。

(5)委託証拠金その他の保証金の受領に係る書面交付に係る留意事項

業府令第121条第1項第5号に規定する「当該金融商品取引業者等が保証金を受領した日付」については、各社において顧客との間で約した取決めに基づき、入金された当日又は翌営業日等とすることができるものとする。

(6) 不招請勧誘の禁止規定に係る留意事項

店頭金融先物取引の勧誘においては、過去に、一部において、電話や戸別訪問による 勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を 開始したことによるトラブルから社会問題に発展した経緯がある。これを踏まえ、法第 38条第3号において、店頭金融先物業者又はその役員若しくは使用人が、金融先物取引 契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融先物 取引契約の締結の勧誘をする行為(いわゆる「不招請勧誘」)が禁止されている。

一方、業府令第123条の規定により、継続的取引関係にある顧客に対して金融先物取引契約の締結を勧誘する行為、並びに外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために金融先物取引契約の締結を勧誘する行為は認められている。

こうした取扱いを確保するため、店頭金融先物取引業者は、顧客からの招請状況等に 則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、顧客からの招請状況を的確に把握し得る 顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して監督する ものとする。

不招請勧誘への該当性

- イ.法第38条第3号に規定する「金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」には、 勧誘を行ってよいか否かを尋ねることが含まれる。
- 口.業府令第123条第1号に規定する「未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者」 には、権利行使期間が満了していないオプションを有する者を含む。
- 八.広告等を見た顧客が、店頭金融先物取引業者に対して電話等により、一般的な事項に関する照会や取引概要に関する資料請求を行ったことのみをもって、当該顧客が「金融商品取引契約の締結の勧誘の要請」をしたとみなすことはできない。 顧客からの招請状況等の把握
- イ、顧客からの招請状況及び過去の取引実態等について、例えば、顧客カードの整備等により、適時の把握に努めるとともに、勧誘に当たっては、当該顧客からの招請状況及び過去の取引実態等に則した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底されているか。
- 口.顧客からの招請状況及び過去の取引実態等の顧客情報の管理について、具体的な 取扱方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底すること。特に、顧客情報について は、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で取扱方法を定めているか。
- 八.内部管理部門においては、顧客からの招請状況及び過去の取引実態等の把握及び 顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、適切な勧誘が行われ ているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを行う等、 その実効性を確保する態勢の構築に努めているか。

(7)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された店頭デリバティブ取引業者の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 3 - 3 - 3 取引一任契約等

(1)関係外国金融先物取引業者との取引一任契約に係る留意事項

定義府令第16条第1項第3号ロの規定に基づく契約を締結しようとするときの届出の 受理に関しては、以下の点に留意して行うものとする。

当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が明確に

分離されているか。

帳簿書類の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により 処理されることとなっているか。

(2)店頭デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について

業府令第130条第13号ロ及び八における特定同意は、次に掲げる同意を含む。

特定の対価の額又は約定数値(あらかじめ定める方式により決定される対価の額又は約定数値を含む。)以上又は以下。

特定の対価の額又は約定数値を基準値として適切な幅を特定したもの。

店頭デリバティブ取引業者に一日の取引の中で最良執行を要請した上で対価の額又 は約定数値について当該店頭デリバティブ取引業者が裁量で定めること。

(3)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、店頭デリバティブ取引業者の業府令第130条第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 3 - 4 協会等未加入業者に関する監督上の留意点

(1)主な着眼点

金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない金融商品取引業者(以下、 - 3 - 4において「協会等未加入業者」という。)は、金融商品取引業協会又は金融商品取引所の定款その他の規則(以下「協会等規則」という。)を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。

社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備(役職員への周知やその遵守状況の検証など)が図られているか。

協会等規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。

(2)監督手法・対応

協会等未加入業者が協会等規則を考慮した社内規則を策定しておらず、また、自主的に策定することが見込まれない場合には、法第56条の4第2項に基づき、適切な社内規則の作成を命ずることとする。この場合、協会等規則の改正等があった際にはそれに応じて直ちに社内規則の見直しを行うことを併せて求めることとする。

協会等規則に照らし、協会等未加入業者の社内規則に見直しが必要であり、また、自主的な見直しが見込まれない場合には、法第56条の4第2項に基づき、社内規則の変更を命ずることとする。

協会等未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや法第56条の2第1項に基づく報告を通じて実態把握に努め、必要に応じ、法第51条に基づく業務改善命令や法第52条第1項に基づく業務停止命令を発出するなど、法第56条の4第1項に基づき、協会等規則を考慮した適切な監督を行うこととする。

- 4 諸手続(第一種金融商品取引業)

- 4 - 1 登録

(1)商号

申請に係る商号が法第29条の4第1項第6号口に抵触しないか確認するため、申請書を受理した財務局は、必要に応じて金融庁又は他の財務局に照会するものとする。

(2)体制審査の項目

法第29条の4第1項第1号二に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる 人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及び ヒアリングにより次の点を確認するものとする。

その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及 び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができると 認められるか。

- イ.経営者が、その経歴及び能力等に照らして、金融商品取引業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。
- 口.常務に従事する役員が、金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している 経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引 業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十 分な知識・経験を有すること。
- 八. 常勤役職員の中に、その行おうとする第一種金融商品取引業の業務を3年以上経験した者が複数確保されていること。
- 二.行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の 責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。(特に元引受け業務を行 う際には当該業務を公正かつ的確に遂行することができる態勢・人員を確保するこ と。)
- ホ.営業部門とは独立してコンプライアンス部門(担当者)が設置され、その担当者 として知識及び経験を有する者が確保されていること。
- へ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
 - a.帳簿書類・報告書等の作成、管理
 - b . ディスクロージャー
 - c . 顧客資産の分別管理
 - d.リスク管理
 - e.電算システム管理
 - f . 売買管理、顧客管理
 - g . 広告審査
 - h . 顧客情報管理

. 苦情・トラブル処理

i . 内部監查

暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。

- イ.本人が暴力団員であること(過去に暴力団員であった場合を含む。)。
- 口.本人が暴力団と密接な関係を有すること。
- 八.金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと。
- 二.禁錮以上の刑(相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと(特に、刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪に問われた場合に留意すること。)。
 - (注)なお、金融商品取引業者の主要株主における上記 イから二までの事項等を 総合的に勘案した結果、当該主要株主がその影響力を不当に行使することで、 結果的に金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる場合も、 当該金融商品取引業者は「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成 を有しない」と認められる可能性があることに留意する必要がある。

(3)金融商品取引業者登録簿の認可事項欄

金融商品取引業者登録簿の認可事項欄には、法第30条第1項の認可を行った旨を記載する。また、本庁は、本庁監理金融商品取引業者に対して認可を行った場合は、1ヵ月分を取りまとめて翌月15日までに、当該金融商品取引業者の登録を行った財務局に対して通知するものとする。

(4)金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引 参加者となる予定のない業者に係る留意事項

登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。

協会等規則を考慮した適切な社内規則がないと認められる場合は、原則として、登録後直ちに社内規則の策定を命ぜられることになること。

協会等未加入業者は、協会等規則を考慮して、社内規則の変更を命ぜられることがあること。

協会等未加入業者は、社内規則の策定又は変更を命ぜられた場合には、30日以内に 当該社内規則の作成又は変更を行い、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。 協会等未加入業者は、上記 の承認を受けた社内規則の変更又は廃止をしようとす る場合、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。

当局は、協会等未加入業者の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠ける

ことのないよう、協会等規則を考慮し、適切な監督を行うこととなっていること。

- 4 - 2 承認及び届出等

- 4 - 2 - 1 認可

私設取引システム (Proprietary Trading System; PTS) は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。

私設取引システムに該当するか否かを判断する際には、次の点に留意するものとする。

- イ.取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買の取次ぎを行い、又は他の単一の金融商品取引業者に有価証券の売買の取次ぎを行うシステムについては、私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しないものとする。
- 口.顧客との間で有価証券の売買を行う自己対当売買のシステムであっても、多数の 注文による有価証券の需給を集約した提示気配に基づき売買を成立させていくもの については、私設取引システム又は取引所金融商品市場等に該当する場合がある。
- 八.株価や金融情報を提供している金融商品取引業者や情報ベンダーについても、複数の金融商品取引業者等が提示している気配に一覧性があり(気配の競合)、専用情報端末の配布や注文・交渉のためのリンク等の設定をはじめとする取引条件に係る合意手段が提供されている場合には、金融商品取引業(媒介)に該当し、かつPTS業務の認可を併せて要することに留意する。

当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。

イ、内部管理

当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。

- a. 当該業務を管理する責任者が有価証券関連業務の経験を原則として5年以上有する者であり、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっていると。
- b. 当該業務において顧客の本人確認を行う方法が確立していること。
- c. 当該業務においてインサイダー取引、相場操縦、作為的相場形成、空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること。また、 当該事項が、業府令第18条第12号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。
- d. 当該業務に関し、金融商品取引法等の法令及び諸規則に則った社内規則が整備 されていること。

口.顧客への説明義務等

当該業務に係る顧客への説明に当たり、次の事項について、事前に十分な説明を 行うことのできる体制が整備されているか。

- a . 売買価格の決定方法
- b.注文から約定及び決済に至るまでの取引ルール
- c . 決済不履行の場合の取扱い
- d . 提示された価格による約定可能性
- ハ.システムの容量等の安全性・確実性の確保

当該業務に係るシステムの容量等の安全性・確実性の確保について、次の事項が整備されているか。

- a.将来の注文、約定等の件数を合理的に見込み、それに見合ったシステムの容量 を確保すること。
- b.上記見込みに基づいて、十分なテストを実施すること。
- c.システムの容量の超過や障害等について、その発生を防止し、かつ、早期に発見するための監視手法及びその態勢が確立されていること。
- d.システムの異常発生時における対処方法(顧客への説明・連絡方法等)及びその体制が確立されていること。
- e . システムが二重化 (バックアップ) されていること。
- f.上記事項について、第三者(外部機関)の評価を受け、システムの容量等の安全性・確実性が確認されていること。
- 二.取引情報の機密保持のための予防措置

当該業務に係る顧客の取引情報の機密の保持について、次の事項を含む十分な方策が講じられているか。

- a. 当該業務部門とその他の部門で、業務に従事する者を明確に区別すること。
- b. 当該業務に従事する者がその他の業務に関する情報を利用して当該業務を行い、 又はその他の業務に従事する者が当該業務に関する情報を利用してその他の業務 を行うことが禁止されていること。
- c 顧客の取引情報について、外部に漏洩しない措置が的確に講じられていること。
- d . 上記方策について、社内規則が整備されていること。

当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。

イ.価格情報等の外部公表(当該業務において株券等(金融商品取引業協会に関する 内閣府令第14条各号に規定する有価証券をいう。)を対象とする場合に限る。)

「当該私設取引システムの最良気配・取引価格等を他の私設取引システムと比較可能な形で、リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。

ただし、他の私設取引システムと比較可能な形での公表形態が整うまでの間は、 外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。」

口.取引量に係る数量基準

取引量に係る数量基準には私設取引システムの取引量の数値を用いる。ただし、 当該私設取引システムが属する私設取引システムネットワーク(私設取引システム 及び当該私設取引システムにおける注文を電子情報処理組織を使用して他の私設取 引システムにおける注文との間で約定させることができる場合の当該他の私設取引 システムで構成されるネットワークをいう。)における取引量をもって算定した数値についても、数量基準に抵触しないよう留意する必要がある。

- a.競売買以外の方法により価格決定を行う私設取引システム業務において株券又は新株予約権付社債券(金融商品取引所に上場されているもの又は法第67条の11 第1項の規定により登録を受けたものに限る。)を対象とする場合
 - 「1 過去6ヵ月において、株券及び新株予約権付社債券(金融商品取引所に上場されているもの及び法第67条の11第1項の規定により登録を受けたものに限る。)の一日平均売買代金のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買代金の合計額に対する比率が、個別銘柄いずれかについて10%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について5%以上となった場合には、次の措置を講ずること。
 - イ 取引の公正性を確保するため、売買管理及び審査を行う態勢(組織及び 人員)を拡充・整備すること。
 - ロ 決済履行の確実性を確保するため、金融商品取引所における違約損失準 備金制度と同様の制度を整備すること。
 - ハ システムの容量等の安全性・確実性を確保するため、十分なチェックを 定期的に行うこと。
 - 2 過去6ヵ月において、当該比率が、個別銘柄いずれかについて20%以上、 かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について10%以上となった場合 には、金融商品市場開設の免許の取得を行うこと。
 - 3 これらの他、取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな基準を設けることがある。」
- b . その他の場合

「取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、 その限度において、新たな基準を設けることがある。」

八.取引量に係る報告

- a . 競売買の方法により価格決定を行う私設取引システムの場合、
 - 「金融商品取引業者は、政令第1条の10第1号及び第2号に定める比率等について、毎月末現在の状況を翌月20日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務局長宛てに報告すること。」
 - (注)政令第1条の10第1号及び第2号に規定する私設取引システムに係る「総取引高」については、上記「ロ.取引量に係る数量基準」ただし書に基づき 算定した数値についても報告を求めることとする。
- b.競売買以外の方法により価格決定を行う私設取引システムの場合、 「金融商品取引業者は、上記口a1及び2に定める比率等について、毎月末現在 の状況を翌月20日までに、当該金融商品取引業者を所管する金融庁長官又は財務 局長宛てに報告すること。」
- 二.「公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな条件を付すことがある。」

当該業務の認可の後、監督上の対応においては、次の点に留意するものとする。

- イ. 認可条件が充足されているかどうかについては、取引高等について報告書等により確認すること。
- 口. 認可の際に審査した諸方策についての履行状況について、必要に応じ、報告徴求 等により確認すること。
- 八.認可後、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法を始めとする業務の方法等を変更しようとする場合には、法に従い、速やかに認可申請等を行うよう求めること。

- 4 - 2 - 2 承認

法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。

当該業務が関係する法令に抵触するものとなっていないか。

当該業務に係る損失の危険相当額の算定方法が妥当と認められるものであり、算定された損失の危険相当額が承認を申請する金融商品取引業者の自己資本規制比率に適切に反映されることとなっているか。

当該業務の損失の危険相当額の算定及び管理を行う部署が営業部門から独立しているか。

顧客との契約締結等を伴う業務については、当該契約締結等に当たって投資者保護 に必要な方策等が具体的に整備されているか。

当該業務に係る社内規則が整備されているか。

申請する金融商品取引業者の自己資本規制比率が140%以上となっているか。

- 4 - 2 - 3 届出

法に定める各種届出の受理又は処理に関しては、以下の点に留意して取り扱うこととする。特に、法第35条第2項に規定する業務の届出の受理に当たっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。なお、合致しない業務については、法第35条第4項の規定による承認申請を行わせるものとする。

(1)金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

取扱対象

取扱対象が純度が高く世界的に市場の確立した流通性の高い金地金又は金貨となっているか。

仕入れ

仕入先との契約に当たっては、 自社が原則として在庫を所有しないこと、 仕入

れた現物については必ず仕入先が買取りに応じることの2点を当該契約に盛込むことにより、自社又は関連会社等が過大な在庫を所有することがないこととなっているか。なお、金地金の売付け及び買戻しに関する契約で、当該契約に定められた金額により当該金地金を買戻す旨の定めがあるもの(以下「延べ取引」という。)においては、先物予約の履行を担保する旨を仕入先との契約に盛り込んでいるか。

対顧客業務

イ.販売方法

販売方法について、以下の諸点が遵守されているか。

- a.現物取引に限るものとし、先物取引は行わないこと。
- b. 累積投資の方法による販売は、顧客に対し、事前にその仕組みを明示した書面 を交付し十分な説明を行うなど適正に行うこと。

口.勧誘

金投資は、投資者自身の判断と責任において行われるべきものであり、投資勧誘 に際しては、以下の諸点が遵守されているか。

- a. 金価格の動きに関し断定的判断を提供して行う勧誘は行わない。
- b.投資者の意向、金投資に関する知識及び経験並びに投資資金の量及び性格に応じた適切な投資勧誘を行うこと。
- c. 損失補償を約したり、特別な利益を提供して行う投資勧誘は行わないこと。
- d.短期間に頻繁に売買(有価証券と金との乗換え売買を含む。)を行うことを勧誘しないこと。
- e. 顧客から売買の別、数量及び価格の決定を一任されてその者の計算において行う売買取引は行わないこと。

八.顧客への証書等の交付

顧客への証書等の交付に際しては、以下の諸点が遵守されているか。

a . 保護預り証等の交付

保護預り取引又は現物引渡し取引のそれぞれの場合に応じ、保護預り証(保護預り取引の場合に限る。)受渡計算書、買取請求書(現物引渡し取引の場合、現物に付して自社が買取りに応じる旨を明示した書類)等顧客との権利義務関係を明確にするため又は取引の円滑化を図るため必要な証書等を顧客に交付すること。

ただし、延べ取引については、売買の内容及び寄託残高について受渡しの都度取引明細書を交付する場合にはその交付をもって保護預り証の交付に代えることができるものとする。また、あらかじめ契約で定められた方法により一定期間毎に一定額の金地金を顧客に売りつけるもの(以下「金地金累積投資」という。)については金地金の買付けの履歴及び保護預り残高を記載した通知書を6月に1回以上交付する場合には、保護預り証、受渡計算書の交付を省略できるものとする。

b . 金地金取引約款の交付

保護預り取引又は現物引渡し取引のいずれの場合にも、金地金取引に係る事故 防止並びに投資者保護の観点から、顧客との権利義務に関係する事項等を明示し た金地金取引約款を取引開始時及び当該約款の内容の変更時に必ず顧客に交付す ること。

二. 価格の決定等

価格の決定等に際しては、以下の諸点が遵守されているか。

- a.売買価格は、円建てとし、国内及び海外市場における取引価格、外国為替相場等を斟酌して適正に決定すること。また、延べ取引に係る仕入先に対する買付価格については実勢価格とし、売戻価格及び顧客との売買価格はそれを基準に算出すること。
- b.毎取引日において売買価格をすべての取扱店舗の店頭に明示し、その価格により約定するものとし、予約注文又は成行注文は行わないこと。

保管

保管について、以下の諸点が遵守されているか。

- イ.保護預り証、現物引換証及び現物受付票等、現物の寄託に基づき発行する預り証 については、その譲渡・質入れは行わないこと。
- 口.現物を取り扱う金融商品取引業者が保護預り取引を行うに当たっては、預り業務 に見合う現物の手当てを行い、保管すること。
- 八.保護預り残高については、1年に1回以上照合通知書によりその残高を顧客に通知すること。

買取り

自社が販売した金地金(保護預り証による場合を含む。)については、顧客から買取り請求があった場合には、原則として店頭においてこれを買い取ることとしているか。 代理業務等

金地金の売買取引の委託に係る代理業務若しくは媒介業務(以下「代理業務等」という。)は、次に定めるところにより行う延べ取引及び金地金累積投資に係るものに限ることとしているか。

- イ.延べ取引の委託の代理業務等
 - a.延べ取引に係る代理業務等の範囲は、顧客を募集金融商品取引業者又は金卸売業者(以下「募集金融商品取引業者等」という。)に取り次ぎ、顧客と募集金融商品取引業者等との間で行われる延べ取引に係る業務の全部又は一部を募集金融商品取引業者等に代わって行うこととし、延べ取引に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、募集金融商品取引業者等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。
 - b. 当該業務を行う金融商品取引業者は、以下の点を遵守すること。
 -)延べ取引に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客に対し、申込みに係る延べ取引が募集金融商品取引業者等との間で行われる旨を十分説明し、 あらかじめ顧客の承諾を受けること。
 -)代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客の取引内容を募集金融商品取引業者等との間で定期的に照合すること。
- 口、金地金累積投資の委託の代理業務等
 - a.金地金累積投資に係る代理業務等の範囲は、顧客を募集金融商品取引業者等に

取り次ぎ、顧客と募集金融商品取引業者等との間で行われるべき金地金累積投資に係る業務の一部又は全てを募集金融商品取引業者等に代わって行うこととし、金地金累積投資に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、募集金融商品取引業者等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。

- b. 当該業務を行う金融商品取引業者は、以下の点を遵守すること。
 -)金地金累積投資に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客に対し、 申込みに係る金地金累積投資が募集金融商品取引業者等との間で行われる旨を 十分説明し、あらかじめ顧客の承諾を受けること。
 -)代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客の取引内容を募集金融商品取引業者等との間で定期的に照合すること。
- (2)民法第667条に規定する組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務 及び商法第535条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務 (法第2条第8項第9号に掲げる行為を行う業務を除く。)

金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員若しくは使用人は、顧客に対し組合契約の締結等の勧誘を行うに当たっては、契約内容につき十分な説明を行うとともに、顧客の意向、当該組合に関する知識及び経験並びに資力及び資金の性質等に応じた適正な勧誘が行われているか。また、契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し顧客に交付しているか。

(3)貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

取扱対象

貸出参加契約とは、平成7年6月1日に日本公認会計士協会が公表した「ロ・ン・パ・ティシペ・ションの会計処理及び表示」において想定されるものをいう。

業務の運営等

業務の運営等について、以下の諸点が遵守されているか。

- イ、業務遂行に当たっては、原債務者及び譲受者の保護に十分に配慮すること。
- 口、取扱債権等の性格・内容等について譲受者に対し十分な説明を行うこと。
- 八.取扱債権等に対する評価体制を整え、適正な価格形成を行うこと。
- 二、譲受者の意向、経験及び資力に照らして適切な勧誘を行うこと。
- ホ.契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し譲受者に交付する こと。
- 4 2 4 累積投資業務に係る留意事項

法第35条第1項第7号に規定する累積投資契約の締結業務の状況については、以下の点 に留意して検証することとする。

(1)累積投資業務において取り扱う有価証券の種類

国債証券

地方債証券

金融債その他特別の法律により法人の発行する債券

電気事業会社の発行する社債券等定期的に相当額の発行が行われると認められる社 債券

投資信託受益証券(上場投資信託受益証券を除く。 - 4 - 2 - 4 において同じ。)

- イ.単位型投資信託
- 口.追加型投資信託(公社債投資信託を除く。 4 2 4 において同じ。)
- 八.公社債投資信託

外国投資信託受益証券

投資法人の投資証券(上場投資証券を除く。 - 4 - 2 - 4 において同じ。) 外国投資証券

株券(ただし、金融商品取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に備える 店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券であり、かつ、(10)によるものに限 る。 - 4 - 2 - 4において同じ。)

上場投資信託受益証券((11)によるものに限る。 - 4 - 2 - 4において同じ。) 上場投資証券((12)によるものに限る。 - 4 - 2 - 4において同じ。)

(2)累積投資業務における有価証券の買付けの方法

買い付ける有価証券は、新規発行分に限るものとし(株券、上場投資信託受益証券及び上場投資証券についてはこの限りでない。)、あらかじめ契約によりその種類及び買付けのための預り金の充当方法を定めておくこと。ただし、契約において予定している買付時期に新規発行がない場合その他新規発行分を手当てできない場合においては、あらかじめ契約で定めるところに従い、同一種類の既発行分の有価証券を買い付けることができるものとする。

顧客からの払込み金又は顧客が寄託している有価証券(以下「寄託有価証券」という。)の果実若しくは償還金の受入れに基づいて発生した金融商品取引業者の預り金(以下「払込金等」という。)が顧客の買い付ける有価証券の買付価額(又はその整数倍)に達したときは、金融商品取引業者は、遅滞なく当該有価証券の買付けを行うこと。ただし、顧客は、いつでも、金融商品取引業者に指示し、有価証券の買付けを中止することができるものとする。

有価証券の買付価額は次によるものとする。

- イ.国債証券、地方債証券、金融債その他特別の法律により法人の発行する債券及び 社債券については、公募又は売出価額。ただし、上記 のただし書に規定する場合 においては、あらかじめ契約で指定する金融商品取引所における時価その他の適正 な価額
- 口.次に掲げる投資信託受益証券については、次に定める価額
 - a . 単位型投資信託 募集価額
 - b. 追加型投資信託 買付日の前日の基準価額(買付時に信託財産留保額を徴収す

る追加型投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額)

- c . 追加型公社債投資信託 買付日又は買付日の前日の基準価額
- 八.外国投資信託受益証券については、買付日の前日の基準価額
- 二.投資証券又は外国投資証券については、規約又はこれに相当する書類に定める価額
- ホ.株券については、あらかじめ契約で指定する金融商品取引所における時価(当該 銘柄についての取引所における約定単価が複数のときは、その加重平均価額)
- へ.上場投資信託受益証券については、あらかじめ契約で指定する金融商品取引所における時価(当該銘柄についての取引所における約定単価が複数のときは、その加重平均価額)
- ト.上場投資証券については、あらかじめ契約で指定する金融商品取引所における時価(当該銘柄についての取引所における約定単価が複数のときは、その加重平均価額)

(3)累積投資業務における金銭の払込み及び預り金の管理方法

顧客は、有価証券の買付代金の一部又は全部を随時払い込むことができること。ただし、下記(8)から(12)までにおいては、別によるものとする。

顧客からの払込金等は、累積投資預り金として区分経理するものとし、当該預り金については、顧客に対し利子等の果実を支払わないこと。

(4)累積投資業務における有価証券の所有権の移転及び引渡しの時期

共同買付けの場合には、買付有価証券の回記号及び番号が当該顧客について確定したときに共有が終了し、当該顧客に当該有価証券の所有権が移転するものであること。また、当該有価証券の果実又は元本に対する顧客の請求権は、当該買付の日から発生すること。

(5)累積投資業務における有価証券の保管方法

累積投資業務において買い付けた有価証券の保管は次により行うこと。

イ.累積投資業務に基づく有価証券の寄託残高、新たな寄託高及び償還高は他の有価 証券と分別して管理すること。

この場合、金融商品取引業者と顧客が共有している有価証券は、更に分別するこ と。

口. 当該有価証券を自ら管理することに代えて、金融商品取引業者名義をもって証券 金融会社、銀行又は信託会社に再寄託することができること。

なお、顧客の権利又は利益を害さないと認める場合には、顧客の同意を得たうえで、保管又は再寄託に当たり、大券をもってすることができること。

八.顧客からの申出により寄託有価証券を返還する場合には、当該有価証券を市場価格(所定の手数料を含む。)で売却した代金の返還をもって有価証券の返還に代えることができる旨を契約において定めることができること。

累積投資契約によらないで買付けた有価証券について、顧客から申出があった場合には、これを累積投資契約に基づく有価証券として保管することができること。ただし、当該有価証券は、当該累積投資契約によって買い付ける有価証券と同一種類のものに限ること。

(6)累積投資業務における契約の解約

顧客の申し出があったときに解約されること。なお、顧客はいつでも解約の申し出 をすることができること。

顧客が有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを引き続き1年を超えて行わなかったときに解約されること。ただし、顧客が累積投資契約に基づいて有価証券を金融商品取引業者に寄託した場合において、当該有価証券の果実又は償還金による預り金のみを対価として前回買付の日より1年以内に有価証券の買付けを行うことができる場合の当該契約及び下記(7)に規定する契約についてはこの限りでないこと。

金融商品取引業者が累積投資業務を行うことができなくなったときに解約されること。

上記のほか、金融商品取引業者は、顧客が有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを引き続き3月を超えて行わなかったときは、解約することができること。ただし、上記 ただし書に規定する契約があるもの(以下イから二までの条件を全て満たす場合を除く。)についてはこの限りでないこと。

- イ.顧客に対する報告書等が転居先不明等により返戻されていること。
- ロ .当該顧客の所在について確認の努力をしたにもかかわらず、なお不明であること。
- ハ 上記イの報告書等の返戻後1年間を超えて買付代金の払込み又は売却がないこと。
- 二.残高が少額(1万円未満)であること。
- (7)金融商品取引業者は、顧客から申し出があった場合には、寄託有価証券の一部及び当該有価証券の果実又は償還金の全部又は一部を定期的に返還する契約をすることができるものとする。
- (8)国債の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。

金融商品取引業者が、国債について、他の顧客と共同して買い付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該国債の買付けを行う旨の契約をすること。この場合において、上記(3) にかかわらず顧客からの第2回目以降の払込金については、払込最低金額に満たない金額を受け入れることができるものとし、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、国債の買付価額(又はその整数倍)に達するときは、金融商品取引業者は、遅滞なく、当該国債の買付けを行うものとする。

上記 の場合、顧客からの払込金等の合算額について国債の買付価額に満たない金額が生ずるときは、金融商品取引業者は、最小単位の買付価額と当該金額との差額を払い込むことにより、顧客と共同して買い付けること。

共同して買い付けた顧客(上記 の場合においては、金融商品取引業者を含む。)が その持分に応じて持分権を取得(共有)すること。

金融商品取引業者は、顧客の共有持分及び共有持分に係る国債の果実又は償還金の受入れ並びに払込金等を管理するため、顧客ごとに口座を設けて処理すること。

(9)勤労者財産形成促進法(以下「財形法」という。)に基づく累積投資(以下「財形貯蓄」という。)業務については、次によることができるものとする。

有価証券の買付けの方法のうち、上記(1) 口に掲げる有価証券の買付価額については、上記(2) 口b)にかかわらず次によること。

- イ.財形法第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の基準価額(買付時に信託財産留保額を徴収する追加型投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額)
- 口.財形法第6条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第4項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の基準価額金銭の払込み及び預り金の管理については、上記(3) 及び にかかわらず次によること。
- イ.顧客が有価証券の買付代金に充てるため払込む金額は、1,000円以上(ただし、下記ロbからeまでに掲げる払込みの場合は1円以上)とする。
- 口.金銭の払込みは、事業主が金融商品取引業者との間にあらかじめ締結した契約に基づき、以下の方法により行うこと。
 - a . 当該顧客に支払う賃金等から控除して行う払込み
 - b.事業主が財形貯蓄を奨励する目的をもって当該顧客口座に対して行う払込み
 - c. 当該顧客の財産形成給付金又は財産形成基金給付金から行われる払込み
 - d. 当該顧客の転職等により転職前の事業所の財形貯蓄取扱機関から行われる払込 み
 - e . 事業主が財形法第 6 条第 1 項に定める返還貯蓄金を当該顧客口座に対して行う 払込み
- 八.顧客からの払込金等は、財形貯蓄特定預金勘定として区分経理のうえ、これに相当する金額をすみやかに金融商品取引業者名義により金融機関に対し、他の預金と 区分して預金すること。
- 二.顧客からの払込金等については、普通預金利子相当額を付して、これを当該顧客 の有価証券の買付代金に充てるものとする。ただし、寄託有価証券の果実又は償還 金の受入れに基づいて生じた預り金については、顧客に対し利子等の果実を支払わ ないこと。

財形貯蓄につき顧客との間に、他の顧客と共同して国債を買い付け、一の顧客の当該国債の買付残高と払込金等の合計額が1万円の整数倍に達したときは、当該国債を売却して、一の顧客につき1万円の整数倍を単位として社債を他の顧客と共同して買い付ける旨の契約をすることができるものとする。

この場合において、上記(8) から までの規定は、社債の買付けについても適

用する。

財形貯蓄業務に基づく有価証券の寄託残高及び償還高は他の累積投資業務に基づく 有価証券と分別して管理すること。

なお、当該有価証券を自ら保管することに代えて、金融商品取引業者名義をもって 証券金融会社、銀行又は信託銀行に再寄託できるものとする。

解約については上記(6)にかかわらず、次によること。

- イ、財形貯蓄に関する契約は次の場合に解約されるものとする。
 - a . 顧客の申出があったとき。なお、顧客はいつでも解約の申出をすることができる。
 - b.顧客が財形法に規定する財形貯蓄の要件を満たさなくなったとき。
 - c . 金融商品取引業者が「財形貯蓄」業務を行うことができなくなったとき。
- 口.上記aのほか、顧客が最初の払込みの後、勤労者財産形成貯蓄契約にあっては3年、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約にあっては5年を経過し、引き続き1年を超えて有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを行わなかったときは、当該契約を解約することができるものとする。

ただし、顧客が当該契約に基づいて有価証券を金融商品取引業者等に寄託した場合において、当該有価証券の果実又は償還金による預り金のみを対価として前回買付けの日より1年以内に有価証券の買付けを行うことができる場合の当該契約についてはこの限りでない。

顧客に対する残高の報告等については、当該顧客の事業主を経由して行える。

(10)株券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。

株券について、他の顧客と共同して買付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積 投資業務により、当該株券の買付けを行う旨の契約をすることができるものとする。

この場合、金融商品取引業者は、あらかじめ顧客との間で買付銘柄、一回当たりの 顧客の払込金額、買付の執行時期等を定めた契約を締結し、当該契約に基づき買付け 等を執行すること。

一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、株券の買付価額(又はその整数倍)に達するときは、遅滞なく、当該株券の買付けを行うこと。

上記 の場合、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等との合算額について 株券の買付価額に満たない金額が生ずるときは、金融商品取引業者は、当該端数部分 については次回買付時まで預かるか、最小単位の買付価額と当該金額との差額を払い 込むことにより買付けること。

買付けられた株券は、顧客(上記 の場合において金融商品取引業者が顧客と共同で買付けた株券については、金融商品取引業者を含む。)が共同して持分権を取得(共有)し、払込金額(上記 の場合において金融商品取引業者が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。)の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた株券の名義は金融商品取引業者名義とするが、一の顧客の共有持分が単位株数に達した場合には、それ以降はじめて到来する当該株券の発行

会社の期末日等会社法第124条第1項の規定に基づく基準日までに単位株に分割する こととし、当該単位株については、本累積投資契約の適用を受けないこと。

顧客が共有している株券に係る配当金を、各顧客の持分に応じて配分し、再投資すること。

顧客が共有している株券を他の有価証券と分別して管理し、顧客毎に口座を設けて 顧客の持分及び持分に係る配当金等を管理すること。

(11)上場投資信託受益証券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。

上場投資信託受益証券について、他の顧客と共同して買付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該上場投資信託受益証券の買付けを行う旨の契約をすることができるものとする。

この場合、金融商品取引業者は、あらかじめ顧客との間で買付銘柄、1回当たりの顧客の払込金額、買付の執行時期等を定めた契約を締結し、当該契約に基づき買付等を執行すること。

顧客一回当たりの払込金額の最低額は、1万円とすること。

一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、上場投資信託受益証券の買付価額(又はその整数倍)に達するときは、遅滞なく、当該上場投資信託受益証券の買付けを行うこと。

上記 の場合、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等との合算額について 上場投資信託受益証券の買付価額に満たない金額が生ずるときは、金融商品取引業者 は、当該端数部分については次回買付時まで預かるか、最小単位の買付金額と当該金 額との差額を払い込むことにより買付けること。

買付けられた上場投資信託受益証券は、顧客(上記 の場合において金融商品取引業者が顧客と共同で買付けた上場投資信託受益証券については、金融商品取引業者を含む。)が共同して所有権を有し、払込金額(上記 の場合において金融商品取引業者が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。)の割合に応じて持分を有すること。当該顧客が共同して買付けた上場投資信託受益証券の名義は金融商品取引業者名義とするが、一の顧客の共有部分が単位口数に達した時点で単位口に分割することとし、当該単位口については、本累積投資契約の適用を受けないこと。

顧客が共同して所有権を有する上場投資信託受益証券に係る分配金を、各顧客の持分に応じて配分し、再投資すること。

顧客が共同して所有する上場投資信託受益証券を他の有価証券と分別して管理し、 顧客毎に口座を設けて顧客の持分及び持分に係る分配金等を管理すること。

(12)上場投資証券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。

上場投資証券について、他の顧客と共同して買付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該上場投資証券の買付けを行う旨の契約をすることができるものとする。

この場合、金融商品取引業者は、あらかじめ顧客との間で買付銘柄、一回当たりの顧客の払込金額、買付の執行時期等を定めた契約を締結し、当該契約に基づき買付け等を執行すること。

一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、上場投資証券の買付価額(又はその整数倍)に達するときは、遅滞なく、当該上場投資証券の買付けを行うこと。

上記 の場合、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等との合算額について 上場投資証券の買付価額に満たない金額が生ずるときは、金融商品取引業者は、当該 端数部分については次回買付時まで預かるか、最小単位の買付価額と当該金額との差 額を払い込むことにより買付けること。

買い付けられた上場投資証券は、顧客(上記 の場合において金融商品取引業者が顧客と共同で買付けた上場投資証券については、金融商品取引業者を含む。)が共同して持分権を取得(共有)し、払込金額(上記 の場合において金融商品取引業者が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。)の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた上場投資証券の名義は金融商品取引業者名義とするが、一の顧客の共有持分が単位口数に達した場合には、それ以降初めて到来する当該上場投資証券の発行投資法人の期末日等投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第77条の3第2項の規定に基づく基準日までに単位口に分割することとし、当該単位口については、本累積投資契約の適用を受けないこと。

金融商品取引業者は、顧客が共有している上場投資証券に係る分配金を、各顧客の持分に応じて配分し、再投資すること。

金融商品取引業者は、顧客が共有している上場投資証券を他の有価証券と分別して管理し、顧客毎に口座を設けて顧客の持分及び持分に係る分配金等を管理すること。

- 4 - 3 外務員登録

(1)登録対象となる外務員の範囲

金融商品取引業者の店内業務(店頭業務を含む。)に従事する役員又は使用人のうち、 法第64条第1項に規定する外務員登録原簿に登録を必要とする者は、以下のいずれかの 業務を行う者とする。

勧誘を目的とした金融商品取引等の内容説明

金融商品取引等の勧誘

注文の受注

勧誘を目的とした情報の提供等(バックオフィス業務に関すること及び顧客の依頼に基づく客観的情報の提供を除く。)

法第2条第8項各号に掲げる行為を行う者

(2)届出事項

金融商品取引業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は法第64条の4第3号には該当しないことに留意するものとする。

- 4 - 4 金融商品取引責任準備金

法第46条の 5 に規定する金融商品取引責任準備金は、次の要件を満たす場合に限り取崩 しをすることができることに留意するものとする。

金融商品取引業者の役員又は使用人による違法又は不当行為等の事実が認められること。

取崩し額が、損失の補填に必要な額に応じた適正な額であること。

. 監督上の評価項目と諸手続 (第二種金融商品取引業)

- 1 経営管理(第二種金融商品取引業)

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う者に限る。 において同じ。)の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

- 1 - 1 金融商品取引業者の役員

(1)主な着眼点

金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。

欠格事由(法第29条の4第1項第2号イからトまで)のいずれかに該当すること、 又は登録当時既に該当していたことがないこと。

金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官 庁の処分に違反していないこと。

投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実がないこと。

金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

(2)監督手法・対応

金融商品取引業者の役員が、法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、法第29条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は法第52条第1項第6号、第8号若しくは第9号までのいずれかに該当することとなったときは、法第52条第2項に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。

併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度ある ヒアリングを行い、必要な場合には法第56条の2に基づき報告を求め、更に、当該業者 の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護の ため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。

- 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成

(1)主な着眼点

金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業(第二種金融商品取引業に限る。 において同じ。)を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。

金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に

必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。

暴力団員でないこと(過去に暴力団員であった場合を含む。)。

暴力団と密接な関係を有していないこと。

金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないこと。

禁錮以上の刑(相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないこと (特に、刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、 恐喝未遂罪)の罪に問われた場合に留意すること。)。

(2)監督手法・対応

上記 から までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。

ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第56条の2に基づき報告を求めるものとする。

報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、法第51条に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)
- 2 1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性
- 2 1 1 勧誘・説明態勢

(1)有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項

みなし有価証券販売業者等(法第28条第2項第1号に規定する行為を業として行う者(以下「自己募集業者」という。)又は同項第2号に規定する行為を業として行う者(以下「みなし有価証券販売業者」という。)であって、法第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務を行う者に該当しない者をいう。)が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、業府令第130条第8号の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。

法第37条の4第1項に規定する契約締結時の書面に記載すべき事項 業府令第115条第1項各号に掲げる取引残高報告書に記載すべき事項

上記 及び に掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する事項 ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。)

(2)投資信託の乗換に関する重要事項の説明に係る留意事項

みなし有価証券販売業者等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、業府令第130条第9号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行つていない状況」に該当するものとする。

投資信託等の形態及び状況(名称、性格等)

解約する投資信託等の状況(概算損益等)

乗換えに係る費用(解約手数料、取得手数料等)

償還乗換優遇制度に関する事項

その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼ すもの

(3)ファンドに関する説明義務に係る留意事項

法第2条第2項第5号及び第6号では、集団投資スキーム(ファンド)及びその持分に係る権利を包括的に定義している。これら権利の販売・勧誘又は募集若しくは私募を行う者の中には、法施行以前には証券会社等として当局の監督対象となっていなかった者、透明性・流動性が低く、投資者にとってその実態把握や評価が極めて困難なファン

ドを取り扱う者があると考えられる。

そうしたことを踏まえ、みなし有価証券販売業者又は自己募集業者がこれら権利を取り扱う際には、組合契約等の概要や、当該ファンドが現に行っている事業の概要、当該契約に基づく権利のリスクに関する説明が、出資者に対して十分になされているかについて留意するものとする。

特に、業務の実態が特定商取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売業に該当する場合には、法及び同法に基づく適切な説明がなされているかに留意し、必要に応じ、経済産業省等関係機関との連携の下、適切な対応を図ることとする。また、業務の実態が無限連鎖講の防止に関する法律に該当することがないかについて留意し、そのおそれがあると認められる場合には、警察庁等関係機関に情報提供を行うなど、適切な対応を図ることとする。

(4)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたみなし有価証券販売業者等の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、みなし有価証券販売業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 1 - 2 取引一任契約等

(1)関係外国証券業者との取引一任契約に係る留意事項

定義府令第16条第1項第3号ロの規定に基づく契約を締結しようとするときの届出の 受理に関しては、場合は、以下の点に留意して行うものとする。

当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が明確に 分離されていること。

帳簿書類の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により 処理されることとなっていること。

(2) みなし有価証券販売業者等の特定同意の範囲について

業府令第130条第13号ロ及び八における特定同意は、次に掲げる同意を含む。

特定の価格(あらかじめ定める方式により決定される価格を含む。)以上(売り注文の場合)又は以下(買い注文の場合)。

特定の価格を基準値として適切な幅を特定したもの。

みなし有価証券販売業者等に一日の取引の中で最良執行を要請した上で価格について当該みなし有価証券販売業者等が裁量で定めること(いわゆる「CD注文」)。

一日の出来高加重平均価格等あらかじめ定める方式により決定される価格を目標とすること。(いわゆる「VWAPターゲット注文」が含まれる。)

(3)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたみなし有価証券販売業者等の業府令第130条第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、みなし有価証券販売業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 1 - 3 誤認防止措置

(1)他の金融機関との誤認防止措置に係る留意事項

みなし有価証券販売業者等が、本店その他の営業所を金融機関と同一の建物に設置してその業務を行う場合の誤認防止措置については、顧客が当該みなし有価証券販売業者等を当該金融機関と誤認することを防止する観点から、以下の点に留意して検証することとする。

当該みなし有価証券販売業者等と当該金融機関の窓口等が区別されており、かつ、当該みなし有価証券販売業者等名が適切に表示されているなど、適切な措置が講じられていること。

当該みなし有価証券販売業者等が、顧客に対して以下の趣旨を十分に説明すること。 イ、当該みなし有価証券販売業者等と当該金融機関とは別法人であること。

口. 当該みなし有価証券販売業者等が提供する有価証券関連業に係る商品や役務は、 当該金融機関が提供しているものではないこと。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたみなし有価証券販売業者等の誤認防止措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、みなし有価証券販売業者等における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性

- 2 - 2 - 1 法令等遵守熊勢

市場デリバティブ取引業者(法第28条第2項第3号に規定する行為を業として行う者をいう。以下同じ。)が、デリバティブ取引市場の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、市場デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立し、ひいてはデリバティブ取引市場の信頼を確保する上で重要である。

こうした市場デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的には - 2 - 1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以 外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこ ととする。

- 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢

(1)広告等に係る留意事項

取次ぎ等が行えるデリバティブ取引市場又は海外のデリバティブ取引市場等について誤解させるような表示をしていないか。

ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託 証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、 その旨が適切に表示されているか。

セミナー等において、顧客がセミナー等の受講の継続を希望しない旨の意思表示を行ったにもかかわらず受講させていないか(事実上強制した場合も含む。)。この場合、法第38条第5号(いわゆる「再勧誘の禁止」)の規定に該当することに留意するものとする。

(2)説明書類に係る留意事項

法第46条の4に規定する説明書類については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる 状態にあることとする。

「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い 方法並びに内部監査体制について、記載することとする。

説明書類については、各市場デリバティブ取引業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。

説明書類については、法令に規定する事項に、各市場デリバティブ取引業者の判断で、開示すべき事項を追加することは妨げないものとする。

(3)契約締結前の書面交付に係る留意事項

業府令第84条第3号ロに規定する「元本超過損が生ずるおそれがある理由」には、 ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証 拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨を含む。

業府令第84条第6号に規定する「当該金融商品取引契約の終了の事由」には、ロスカットルールに関する事項を含むものとする。

業府令第95条第1項第4号に規定する「顧客が当該デリバティブ取引に関し預託すべき委託証拠金その他の保証金の種類及び金額の計算方法」には、最低証拠金に関する事項を含むものとする。

業府令第95条第1項第7号に規定する「デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」には、金融商品等の価格等の決定方法に関する事項及びスワップポイントを含むものとする。なお、スワップポイントについては、顧客が受け取る場合と支払う場合の双方があり、また、結果として損失が生じることとなるおそれがある場合に、その旨が適切に表示されていること。

(4)委託証拠金その他の保証金の領に係る書面交付に係る留意事項

業府令第121条第1項第5号に規定する「当該金融商品取引業者等が保証金を受領した日付」については、各社において顧客との間で約した取決めに基づき、入金された当日又は翌営業日等とすることができるものとする。

(5)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された市場デリバティブ取引業者の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、市場デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 2 - 3 取引一任契約等

(1)関係外国金融先物取引業者との取引一任契約に係る留意事項

定義府令第16条第1項第3号ロの規定に基づく契約を締結しようとするときの届出の 受理に関しては、場合は、以下の点に留意して行うものとする。

当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が明確に分離されていること。

帳簿書類の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により 処理されることとなっていること。

(2)市場デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について

業府令第130条第13号ロ及び八における特定同意は、次に掲げる同意を含む。

特定の対価の額又は約定数値(あらかじめ定める方式により決定される対価の額又は約定数値を含む。)以上又は以下。

特定の対価の額又は約定数値を基準値として適切な幅を特定したもの。

市場デリバティブ取引業者に一日の取引の中で最良執行を要請した上で対価の額又は約定数値について当該市場デリバティブ取引業者が裁量で定めること。

(3)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、市場デリバティブ取引業者の業府令第130条第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、市場デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 3 諸手続(第二種金融商品取引業)

- 3 - 1 登録

(1)体制審査の項目

法第29条の4第1項第1号二に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及 び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができると 認められるか。

- イ.経営者が、その経歴及び能力等に照らして、金融商品取引業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。
- 口.常務に従事する役員が、金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している 経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引 業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十 分な知識・経験を有すること。
- 八.行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の 責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。
- 二.営業部門とは独立してコンプライアンス部門(担当者)が設置され、その担当者 として知識及び経験を有する者が確保されていること。
- ホ.行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
 - a.帳簿書類・報告書等の作成、管理
 - b . ディスクロージャー
 - c . リスク管理
 - d.電算システム管理
 - e . 売買管理、顧客管理
 - f . 広告審查
 - g . 顧客情報管理
 - h. 苦情・トラブル処理
 - .内部監査

暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。

- イ.本人が暴力団員であること(過去に暴力団員であった場合を含む。)。
- 口.本人が暴力団と密接な関係を有すること。
- 八.金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこ

と。

二.禁錮以上の刑(相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと(特に、刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪に問われた場合に留意すること。)。

- 3 - 2 外務員登録

(1)登録対象となる外務員の範囲

金融商品取引業者(市場デリバティブ取引業者に限る。 - 3 - 2 において同じ。)の店内業務(店頭業務を含む。)に従事する役員又は使用人のうち、法第64条第1項に規定する外務員登録原簿に登録を必要とする者は、以下のいずれかの業務を行う者とする。

勧誘を目的とした金融商品取引等の内容説明

金融商品取引等の勧誘

注文の受注

勧誘を目的とした情報の提供等(バックオフィス業務に関すること及び顧客の依頼に基づく客観的情報の提供を除く。)

法第2条第8項各号に掲げる行為を行う者

(2)届出事項

金融商品取引業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は法第64条の4第3号には該当しないことに留意するものとする。

- 3 3 営業保証金の供託等に係る留意事項
- (1)金融商品取引業者が既に供託している供託物の差し替えを行うため、新たに供託をした後、当該供託書正本を届け出てきた場合は、既に受理保管していた供託書正本について、別紙様式 1による供託書正本の下付証明を行うとともに、既に受理保管していた供託書正本を金融商品取引業者に返還する。
- (2)金融商品取引業者が既に供託している有価証券の償還金の代供託を行うため、供託所 に代供託・付属供託請求書を提出した後、その受入証書正本を届け出てきた場合は、下 記(5)に準じ保管証書を交付するとともに、既に受理保管していた原供託書正本を金 融商品取引業者に返還する。
- (3)金融商品取引業者から営業保証金に代わる契約の内容の変更又は解除の承認申請があった場合において、投資者保護に欠けることがないと判断するときは、別紙様式 2による保証契約変更承認書又は別紙様式 3による保証契約解除承認書により、当該申請を承認する。

- (4) 営業保証金取戻し公告は、別紙様式 4により行う。
- (5)供託書正本を受理した場合は、別紙様式 5による保管証書を交付する。
- (6)登録申請者等に対して、法第31条の2第9項の規定に基づき国債により営業保証金を供託している場合、国債ニ関スル法律により一定期間経過後に消滅時効が完成し、供託が無効となることがある旨を周知する。

. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)

- 1 経営管理(投資運用業)

金融商品取引業者(投資運用業を行う者に限る。 において同じ。)の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

- 1 - 1 金融商品取引業者の役員

(1)主な着眼点

金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。

欠格事由(法第29条の4第1項第2号イからトまで)のいずれかに該当すること、 又は登録当時既に該当していたことがないこと。

金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官 庁の処分に違反していないこと。

投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実がないこと。

金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

(2)監督手法・対応

金融商品取引業者の役員が、法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、第29条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は第52条第1項第6号、第8号若しくは第9号までのいずれかに該当することとなったときは、法第52条第2項に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。

併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度ある ヒアリングを行い、必要な場合には法第56条の2に基づき報告を求め、更に、当該業者 の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護の ため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。

- 1 - 2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成

(1)主な着眼点

金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業(投資運用業に限る。 において同じ。)を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。

金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に

必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。

暴力団員でないこと(過去に暴力団員であった場合を含む。)。

暴力団と密接な関係を有していないこと。

金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないこと。

禁錮以上の刑(相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがないこと (特に、刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、 恐喝未遂罪)の罪に問われた場合に留意すること。)。

(2)監督手法・対応

上記 から までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。

ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第56条の2に基づき報告を求めるものとする。

報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、法第51条に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 業務の適切性(投資運用業)

- 2 - 1 法令等遵守熊勢

投資者の資産運用において重要な役割を担っている金融商品取引業者は、運用を委託した投資者に対して受託者責任を負っており、法においても、忠実義務、善管注意義務、分別管理義務等が課せられている。また、金融商品市場における市場プレイヤーとしても健全かつ適切に業務を運営することが求められる。

こうした金融商品取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的には - 2 - 1 における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

- 2 - 2 投資一任業に係る業務の適切性

投資一任業者(投資一任契約(法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。以下同じ。)に基づき、同号に掲げる行為を業として行う者をいう。以下同じ。)の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

- 2 - 2 - 1 業務執行態勢

(1)運用財産の運用・管理

投資ー任業者が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、 以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う 業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充 足してないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。

運用方針を決定する社内組織に関する事項(具体的な意思決定プロセスを含む。)が、適切に規定されているか。

運用部門における運用財産(法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。以下同じ。)の運用方法が、具体的に定められているか。

運用財産相互間又は運用財産と自己若しくは第三者の資産相互間における有価証券 等の取引に関する管理態勢整備が適切に行われているか。

法第42条の3の規定により権利者(法第42条第1項に規定する権利者をいう。以下同じ。)のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合(再委託する場合を含む。)に、委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策(業務の改善の指導、再委任の解消等)を明確に定めているか。

発注先や業務委託先等の選定に関し、当該者に係る取引執行能力、法令等遵守状況、 信用リスク及び取引コスト等に関する事項が、勘案すべき事項として適切に定められ ているか。

投資判断に係るプロセスの適切性を含め、運用財産が投資一任契約及び運用ガイド

ライン等に則り、適切に運用されているか(運用状況の記録を保存しているかを含む。) どうかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が行われる体制が整備されているか。

(2)取引の執行

投資ー任業者は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に勘案 して、最も顧客の利益に資する取引形態を選択することが求められている。金融技術の 発達により取引形態の多様化が進んでいる現状にかんがみ、投資ー任業者の取引の執行 状況について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。

平均単価による取引(約定日・受渡日が同一の取引につき、銘柄毎・売買別に、単価の異なる複数の約定を合算し、平均単価を単価とする取引をいう。)

イ.部門の分離

投資判断を行う部門と、注文を発注する部門は分離されているか。組織的な分離が困難な場合、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離しているか。

口.取引の検証

管理部門等が、平均単価による取引に係る一連の業務プロセス等について、適切に検証できる態勢となっているか。

八.顧客への開示及び顧客の同意

顧客への事前開示及び顧客の同意の下、平均単価による取引を行っているか。また、複数の顧客口座に係る口座配分を伴う発注を行う場合には、顧客に対して、内 出来時の配分基準について適切に説明しているか。

一括発注による取引

複数の顧客口座について、銘柄、売買の別を同一にする注文を一括して発注し、その約定内容を銘柄毎・売買別に合算した後に、投資一任業者が予め定めた配分基準により、各口座への約定配分を行う場合には、顧客間の公平性を確保する観点から、上記 に準じた態勢整備等が行われているか。

運用財産相互間における取引

管理部門等が、業府令第136条第1項第1号(運用財産相互間取引の禁止の適用除外) に掲げる取引について適切に検証できる態勢となっているか。

業府令第136条第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的と認められる場合」とは、 投資一任業者が、顧客間における公平性の確保や、顧客に対する最良執行義務又は忠 実義務上の要請から、例えば次に掲げる方法等により、ファンド間取引に係る恣意性 の排除に留意するとともに、公正な価格形成を図る場合をいう。

- イ.異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれの無いもの、トレーダーに執行についての裁量が与えられていないものに限る。)
- 口. 寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。)

- ハ.ザラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引(ただし、当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。)
- 二.契約又は信託約款等の規定に基づきシステム的に運用するインデックスファンド に係る取引等(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与 えるおそれの無いものに限る。)
- ホ.個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、投資一任業者以外の第三者に 委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。)
- へ .銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等(ただし、 当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに 限る。)

(3)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資一任業者の業務執行態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するもの制する。

- 2 - 2 - 2 勧誘・説明態勢

(1)誇大広告の禁止等

運用の実績、内容又は方法が他の金融商品取引業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。

運用の実績を掲げて広告を行う場合に、その一部を強調すること等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用の実績を掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、運用の評価方法、使用ベンチマーク等に係る根拠が明確に示されているか、運用の実績は過去のものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。)

運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合に、恣意的な前提条件を置くこと等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、シミュレーションの前提条件等に係る根拠が明確に示されているか、シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を

行うものとする。)

(2)契約締結前の書面交付に係る留意事項

投資ー任業者が投資ー任業に係る業務以外の業務を行う場合で、投資ー任業に係る 業務の報酬と当該業務以外の業務に係る手数料等を同一契約において一体として徴収 するときは、法第37条の3第1項第4号の「当該金融商品取引契約に関して顧客が支 払うべき対価に関する事項」には、投資一任に係る業務対する報酬の額と当該業務以 外の業務に対する手数料等の額との区分を明確にすること。

業府令第98条第1項第1号の「投資の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類(個別運用、同一運用(複数の顧客資産について、運用の対象とする有価証券等の銘柄、売付け又は買付けの別及び時期を同一にする運用であって、同一の資産管理機関において、顧客毎に個別に管理されるものをいう。以下同じ。)、合同運用(複数の顧客の資産を合同して運用し、かつ、合同して管理されるものいう。以下同じ。)、その他具体的運用方法の種類)を含み、また、同一運用又は合同運用する場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を含む。

イ.同一運用する場合

- a . 同一運用する資産を管理する機関に関する事項
- b. 同一運用により取得した資産の配分基準に関する事項

口.合同運用する場合

- a . 合同運用する顧客の属性及び顧客資産の種類並びにその合同運用する基準に関する事項
- b. 合同運用する資産を管理する機関に関する事項
- c . 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項
- d . 合同運用する資産の評価の方法及び合同運用する資産に係る各顧客の持分の計算方法(合同運用から中途脱退する場合を含む。)に関する事項

業府令第98条第1項第3号の「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項」 には、政令第16条の12各号に掲げる者(以下「再委任先」という。)の商号、住所、代 表者氏名及び再委任の範囲を含む。

(3)契約締結時の書面交付に係る留意事項

業府令第114条第1項第6号の「投資一任契約に係る顧客の資産の内容及び金額」に ついて、合同運用する場合は、合同運用開始時の合同運用する資産の総額及び合同運 用する資産に係る当該顧客の資産の割合を含む。

業府令規則第114条第1項第8号の「投資の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類(個別運用、同一運用、合同運用、その他具体的運用方法の種類)を含み、また、同一運用又は合同運用する場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を含む。

イ.同一運用する場合

a . 同一運用する資産を管理する機関に関する事項

- b. 同一運用により取得した資産の配分基準に関する事項
- 口.合同運用する場合
 - a . 合同運用する資産の規模に関する事項
 - b. 合同運用する顧客の属性及び顧客資産の種類並びにその合同運用する基準に関する事項
 - c . 合同運用する資産を管理する機関に関する事項
 - d . 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項
 - e. 合同運用する資産の評価の方法及び合同運用する資産に係る各顧客の持分の計算方法(合同運用から中途脱退する場合を含む。)に関する事項

業府令第114条第1項第8号の「投資の方法及び取引の種類」には、再委任先の「投資の方法及び取引の種類」を含む。

(4)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資一任業者の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 2 - 3 弊害防止措置・忠実義務

(1)二以上の種別の業務を行う場合の留意事項について

投資ー任業者が二以上の業務の種別(法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。)に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業容に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。

異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止 に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。

業府令第154条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。

(2)投資運用業における利益相反等の未然防止に係る留意事項について

特定の権利者の利益を図るため他の業務の権利者の利益を害することとなる行為等を 未然に防ぐため、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなど の適切な措置が講じられているか。

(3)権利者への忠実義務

運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意する。これは、事務ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に対して責任がある投資ー任業者がその損害について権利者に損害賠償を行わないときは同様である。

(4)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資一任業者の弊害防止措置等に関する課題については、権利者に直接不利益を与えるおそれがあり、場合によっては忠実義務違反又は善管注意義務違反等の法令違反に該当する可能性があることから、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 2 - 4 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置

投資一任業者が代理・媒介業者(代理・媒介業(法第2条第8項第13号に規定する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)に業務の委託を行う際には、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、当該代理・媒介業者に対し、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢の確立につき指導するとともに、当該代理・媒介業者の投資勧誘実態を把握したうえで法令遵守の徹底を求めることが重要である。その法令違反に係る防止態勢については、以下の点に特に留意して検証することとする。

- 2 - 2 - 4 - 1 代理・媒介業者の選定等

(1)代理・媒介業者の選定に係る留意事項

代理・媒介業を委託する契約を締結するに際して、経営管理上の位置付けや業務を 委託することに伴う各種リスクの把握及びリスク管理の方法等について、十分に検討 が行われているか。

代理・媒介業者が、当該業務を健全かつ適切に運営できる資質を有しているか否かについて、十分に検討が行われているか。特に、代理・媒介業者が兼業業務を行う場合にあっては、当該兼業業務の内容について、代理・媒介業者としての社会的信用を損なうおそれがないこと等に係る検討を行うことに留まらず、所属業者(代理・媒介業者の代理又は媒介によって投資ー任契約を締結する投資ー任業者をいう。 において同じ。)のレピュテーション等の観点からも十分な検討が行われているか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された所属業者による代理・媒介業者の選定に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、所属業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 2 - 4 - 2 所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置

(1)代理・媒介業者の監督のための内部管理態勢の整備

代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、代理・媒介業者の適切な監督を行うための態勢が整備されているか(代理・媒介業者に対する業務監査態勢を含む。)。

それらの部署又は担当者によって、各代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の 適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理 態勢が整備されているか。

- (2)代理・媒介業者に対して必要かつ適切な監督等を行うための措置に係る留意事項 所属業者は、代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確 保するため、次に掲げる措置を講じるとともに、その実施状況についてモニタリング を実施しているか。
 - イ.代理・媒介業者及びその代理・媒介業者の従事者に対し、代理・媒介業に係る業 務の指導、代理・媒介業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置
 - 口.代理・媒介業者における代理・媒介業に係る投資勧誘の実態、その他業務の実施 状況等について、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、代理・媒介業 者が当該代理・媒介業を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、 代理・媒介業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

上記モニタリングの結果等について、所属業者の責任ある部署において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われるなど、所属業者の適切な業務指導や代理・ 媒介業者の適切な業務運営に反映させるなどの態勢整備が図られているか。

(3)代理・媒介業委託契約の解除のための措置

代理・媒介業者に対するモニタリング等の結果、問題が発見された場合には、代理・ 媒介業者への指導、委託契約の解除等適切な措置を講じる態勢が整備されているか。ま た、委託契約の解除を行う際には、適切な顧客保護が図られる態勢が整備されているか。

(4) 苦情処理のための措置

代理・媒介業者が行う代理・媒介業者に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。

(5)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、所属会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 2 - 5 その他留意事項

(1)取引決済のための口座

投資一任業者は、自己の計算で行う取引について、法第42条の5ただし書の行為による取引の決済のための口座を利用してはならないことに留意する。

投資一任業者が、顧客から一任された投資判断に基づく投資に係る取引と自己の計算で行う取引を一括して発注するために当該決済口座を利用することは、業府令第137条第1項第11号の「当該取引の決済以外の目的で当該口座を利用」することとなることに留意する。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や事故届出等を通じて把握された、取引決済のための口座に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、投資一任業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

(3)法第2条第8項第12号ロの解釈について

業府令第130条第13号口からホまでに規定する契約は、法第2条第8項第12号口に規定する投資一任契約に該当しない。

- 2 - 3 投資信託委託業等に係る業務の適切性

投資信託委託会社等(投資信託委託業等(金融商品取引業のうち、法第2条第8項第12

号イに規定する契約に基づく同号に掲げる行為又は同項第14号に規定する行為を業として行うことをいう。)を行う者をいう。以下同じ。)の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

- 2 - 3 - 1 業務執行態勢

(1)運用財産の運用・管理

投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足してないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。

運用方針を決定する社内組織に関する事項(具体的な意思決定プロセスを含む。)が、適切に規定されているか。

運用部門における運用財産の運用方法が、具体的に定められているか。

運用財産相互間又は運用財産と自己若しくは第三者の資産相互間における有価証券 等の取引に関する管理態勢整備が適切に行われているか。

法第42条の3の規定により権利者のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合(再委託する場合を含む。)に、委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる体制が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策(業務の改善の指導、再委任の解消等)を明確に定めているか。

発注先や業務委託先等の選定に関し、当該者に係る取引執行能力、法令等遵守状況、 信用リスク及び取引コスト等に関する事項が、勘案すべき事項として適切に定められ ているか。

投資判断に係るプロセスの適切性を含め、運用財産が投資信託約款、資産運用契約 又は運用ガイドライン等に則り、適切に運用されているか(運用状況の記録を保存し ているかを含む。)どうかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が 行われる体制が整備されているか。

(2)取引の執行

投資信託委託会社等は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に勘案して、最も権利者の利益に資する取引形態を選択することが求められている。金融技術の発達により取引形態の多様化が進んでいる現状にかんがみ、投資信託委託会社等の取引の執行状況について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。

平均単価による取引(約定日・受渡日が同一の取引につき、銘柄毎・売買別に、単価の異なる複数の約定を合算し、平均単価を単価とする取引をいう。)

イ.部門の分離

投資判断を行う部門と、注文を発注する部門は分離されているか。組織的な分離

が困難な場合、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離しているか。

口.取引の検証

管理部門等が、平均単価による取引に係る一連の業務プロセス等について、適切に検証できる態勢となっているか。

ハ.権利者への開示及び権利者の同意(投資法人との資産運用契約に係る場合に限る。)

権利者への事前開示及び権利者の同意の下、平均単価による取引を行っているか。 また、複数の権利者口座に係る口座配分を伴う発注を行う場合には、権利者に対して、内出来時の配分基準について適切に説明しているか。

一括発注による取引

複数の投資信託又は投資法人に係る運用財産について、銘柄、売買の別を同一にする注文を一括して発注し、その約定内容を銘柄毎・売買別に合算した後に、投資信託委託会社等が予め定めた配分基準により、各口座への約定配分を行う場合には、運用財産間の公平性を確保する観点から、上記 に準じた体制整備等が行われているか。

運用財産相互間における取引

管理部門等が、業府令第136条第1項第1号(運用財産相互間取引の禁止の適用除外) に掲げる取引について適切に検証できる態勢となっているか。

業府令第136条第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的であると認められる場合」とは、投資信託委託会社等が、顧客間における公平性の確保や、顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請から、例えば次に掲げる方法等により、ファンド間取引に係る恣意性の排除に留意するとともに、公正な価格形成を図る場合をいう。

- イ.異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれの無いもの、トレーダーに執行についての裁量が与えられていないものに限る。)
- 口.寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。) ハ.ザラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引(ただし、当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。)
- 二.契約又は信託約款等の規定に基づきシステム的に運用するインデックスファンド に係る取引等(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与 えるおそれの無いものに限る。)
- ホ.個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、投資信託委託会社等以外の第 三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等(ただし、当該銘柄に 係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。)
- へ .銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等(ただし、 当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに 限る。)

(3)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資信託委託会社等の業務執行体制に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、投資信託委託会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するもの制する。

- 2 - 3 - 2 受益者等に対する勧誘・説明態勢

(1) 誇大広告の禁止等

運用の実績、内容又は方法が他の金融商品取引業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。

運用の実績を掲げて広告を行う場合に、その一部を強調すること等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用の実績を掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、運用の評価方法、使用ベンチマーク等に係る根拠が明確に示されているか、運用の実績は過去のものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。)

運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合に、恣意的な前提条件を置くこと等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、シミュレーションの前提条件等に係る根拠が明確に示されているか、シミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。)

(2) 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付

投信法第13条第 1 項の規定による受益者への書面の交付に当たっては、用語の解釈は次のとおりとし、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

「同種の資産」の解釈

投信法第13条第1項第1号、第2号及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (以下「投信法施行令」という。)第19条第1項に規定する「同種の資産」には、投資 信託約款又は投資法人の規約において投資の対象とする特定資産の内容に制限が付さ れていることにより、当該特定資産の内容と他の委託者指図型投資信託又は投資法人 の投資の対象とする特定資産の内容が競合しない場合を含まない。

「管理の委託」の解釈

投信法施行令第19条第3項第1号の「管理の委託」とは、不動産に係るテナントと

の賃貸借契約の更改や賃料の収受のテナント管理業務を委託するものをいい、建物の 警備や保守等を外部の専門業者に委託する場合を含まない。

(3) 利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付

投信法第203条第2項の規定による投資法人等への書面の交付に当たっての留意事項は、上記(2)に準ずるものとする。

(4)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された受益者に対する勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、投資信託委託会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 3 - 3 弊害防止措置・忠実義務

(1) 二以上の種別の業務を行う場合の留意事項について

投資信託委託会社等が二以上の業務の種別(法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。)に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業容に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。

異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。

業府令第154条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の 制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正 な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保 されているか。

(2)投資運用業における利益相反等の未然防止に係る留意事項について

特定の権利者の利益を図るため他の業務の権利者の利益を害することとなる行為等を未然に防ぐため、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。

(3)権利者への忠実義務

運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意する。これは、事務ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に

対して責任がある投資信託委託会社等がその損害について権利者に損害賠償を行わないときは同様である。

(4)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資信託委託会社等の弊害防止措置等に関する課題については、権利者に直接不利益を与えるおそれがあり、場合によっては忠実義務違反又は善管注意義務違反等の法令違反に該当する可能性があることから、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、投資信託委託会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 4 ファンド運用業に係る業務の適切性

ファンド運用会社(ファンド運用業(金融商品取引業のうち、法第2条第8項第15号に 掲げる行為を業として行うことをいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の業務 の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

- 2 - 4 - 1 業務執行態勢

(1)運用財産の運用・管理

ファンド運用会社が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足してないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。

運用方針を決定する社内組織に関する事項(具体的な意思決定プロセスを含む。)が、適切に規定されているか。

運用部門における運用財産の運用方法が、具体的に定められているか。

運用財産相互間又は運用財産と自己若しくは第三者の資産相互間における有価証券 等の取引に関する管理態勢整備が適切に行われているか。

法第42条の3の規定により権利者のための運用を行う権限の全部又は一部を他の者に委託する場合(再委託する場合を含む。)に、委託先の選定基準や事務連絡方法が適切に定められているか。また、委託先の業務遂行能力や、契約条項の遵守状況について継続的に確認できる態勢が整備されているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策(業務の改善の指導、再委任の解消等)を明確に定めているか。

発注先や業務委託先等の選定に関し、当該者に係る取引執行能力、法令等遵守状況、 信用リスク及び取引コスト等に関する事項が、勘案すべき事項として適切に定められ ているか。

投資判断に係るプロセスの適切性を含め、運用財産が法第2条第2項第5号に規定する出資者との出資契約又は運用ガイドライン等に則り、適切に運用されているか(運用状況の記録を保存しているかを含む。)どうかについて、運用部門から独立した部門により定期的な検証が行われる体制が整備されているか。

(2)取引の執行

ファンド運用会社は、取引の執行に当たり、取引価格、その他執行コストを総合的に 勘案して、最も顧客の利益に資する取引形態を選択することが求められている。金融技 術の発達により取引形態の多様化が進んでいる現状にかんがみ、ファンド運用会社の取 引の執行状況について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。

平均単価による取引(約定日・受渡日が同一の取引につき、銘柄毎・売買別に、単価の異なる複数の約定を合算し、平均単価を単価とする取引をいう。)

イ.部門の分離

投資判断を行う部門と、注文を発注する部門は分離されているか。組織的な分離 が困難な場合、少なくとも両者の役割を担当者レベルで分離しているか。

口.取引の検証

管理部門等が、平均単価による取引に係る一連の業務プロセス等について、適切に検証できる態勢となっているか。

八.顧客への開示及び顧客の同意

顧客への事前開示及び顧客の同意の下、平均単価による取引を行っているか。また、複数の顧客口座に係る口座配分を伴う発注を行う場合には、顧客に対して、内 出来時の配分基準について適切に説明しているか。

一括発注による取引

複数の顧客口座について、銘柄、売買の別を同一にする注文を一括して発注し、その約定内容を銘柄毎・売買別に合算した後に、金融商品取引業者が予め定めた配分基準により、各口座への約定配分を行う場合には、顧客間の公平性を確保する観点から、上記 に準じた体制整備等が行われているか。

運用財産相互間における取引

管理部門等が、業府令第136条第1項第1号(運用財産相互間取引の禁止の適用除外) に掲げる取引について適切に検証できる態勢となっているか。

業府令第136条第1号イ(4)に規定する「必要かつ合理的であると認められる場合」とは、ファンド運用会社が、顧客間における公平性の確保や、顧客に対する最良執行義務又は忠実義務上の要請から、例えば次に掲げる方法等により、ファンド間取引に係る恣意性の排除に留意するとともに、公正な価格形成を図る場合をいう。

イ.異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文について、トレーダーが執行する取引(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれの無いもの、トレーダーに執行についての裁量が与えられていないものに限る。)

- 口.寄付前に、売りと買いの注文の双方を成行注文で発注する取引(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。) ハ.ザラ場における売りと買いの注文について、その発注時刻に相当程度の間隔がある取引(ただし、当該銘柄の流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれ
- の無いものに限る。)
 二.契約又は信託約款等の規定に基づきシステム的に運用するインデックスファンド に係る取引等(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与
- ホ.個別の取引に係る発注のタイミング及び価格等が、ファンド運用会社以外の第三者に委ねられることとなる、VWAP取引や計らい取引等(ただし、当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに限る。)
- へ .銘柄数が少ないため、同一銘柄の注文を避けることが困難な先物取引等(ただし、 当該銘柄に係る流動性等を勘案して、価格形成に影響を与えるおそれの無いものに 限る。)

(3)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたファンド運用会社の業務執行体制に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、ファンド運用会社における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するもの制する。

- 2 - 4 - 2 勧誘・説明態勢

えるおそれの無いものに限る。)

(1) 誇大広告の禁止等

運用の実績、内容又は方法が他の金融商品取引業者よりも著しく優れている旨の表示を根拠を示さずに行っていないか。

運用の実績を掲げて広告を行う場合に、その一部を強調すること等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用の実績を掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、運用の評価方法、使用ベンチマーク等に係る根拠が明確に示されているか、運用の実績は過去のものであり将来の運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認を行うものとする。)

運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合に、恣意的な前提条件を置くこと等により、投資者に誤解を与える表示を行っていないか。(運用のシミュレーションを掲げて広告を行う場合には、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされている必要がある。例えば、シミュレーションの前提条件等に係る根拠が明確に

示されているか、シュミュレーションは所定の前提条件を元にしたものであり将来の 運用成果を約束するものでない旨が適切に表示されているか、等について必要な確認 を行うものとする。)

(2)契約締結前の書面交付に係る留意事項

ファンド運用会社が投資運用業に係る業務以外の業務(兼業業務)を行う場合であって、投資運用業に係る報酬と兼業業務に係る手数料等を同一契約において一体として徴収する場合は、法第37条の3第1項第4号の「当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項」には、投資運用業に対する報酬の額と兼業業務に対する手数料等の額との区分を明確にすること。

(3)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたファンド運用会社の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、ファンド運用会社における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 4 - 3 弊害防止措置・忠実義務

(1) 二以上の種別の業務を行う場合の留意事項について

ファンド運用会社が二以上の業務の種別(法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。)に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業容に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。

異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止 に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。

業府令第154条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。

(2)投資運用業における利益相反等の未然防止に係る留意事項について

特定の権利者の利益を図るため他の業務の権利者又の利益を害することとなる行為等を未然に防ぐため、業務内容に応じた弊害発生防止に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。

(3)権利者等への忠実義務

運用財産の運用において事務ミス等の自己の過失により権利者に損害を与え、その損害について権利者に損害賠償を行わない場合、忠実義務違反に該当する可能性があることに留意する。これは、事務ミス等が業務委託先で発生した場合であっても、権利者に対して責任があるファンド運用会社がその損害について権利者に損害賠償を行わないときは同様である。

(4)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたファンド運用会社の弊害防止措置等に関する課題については、権利者又は運用財産に直接不利益を与えるおそれがあり、場合によっては忠実義務違反又は善管注意義務違反等の法令違反に該当する可能性があることから深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、ファンド運用会社における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 5 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項

不動産投資信託をはじめ、不動産関連ファンドは、個人投資家を含む幅広い投資家からの資金を、不動産(原資産を不動産とする金融商品を含む。 において同じ。)を主たる投資対象として運用する仕組みの金融商品であり、これらを運用する金融商品取引業者(以下「不動産関連ファンド運用業者」という。)は、法第42条において、投資者に対し忠実に職務を遂行すること及び善良な管理者としての注意をもって職務を遂行することが求められている。

不動産関連ファンド運用業者の監督にあたっては、 - 2 - 2から - 2 - 4までに示された監督上の着眼点及び監督手法・対応をその運用形態に応じて適用するが、追加的に以下の項目についても留意する必要がある。その際、当該業者は、不動産の他の一般の諸財と異なる特性及び投資する際にその特性により生じるリスクについて十分理解・把握した上で健全かつ適切に職務を遂行する必要があることから特に留意して検証することとする。

- 2 - 5 - 1 法令等遵守態勢

不動産関連ファンド運用業者の法令等遵守態勢については、基本的には、 - 2 - 1 に おける態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、不 動産関連ファンドの業務において特有の利益相反取引防止のための施策等を含めた幅広 い検証を行うことが必要である。

- 2 - 5 - 2 内部管理態勢

不動産関連ファンド運用業者には、善管注意義務及び忠実義務を課せられていることから、十分な法令等遵守態勢及びリスク管理態勢を構築することが求められている。不動産関連ファンド運用業者の経営陣は、法令遵守を徹底するための諸規程、並びに不動産投資に係るリスクを分析・評価し、適切なリスク管理が行われるような各種リスク管理規程を作成するとともに、その遵守状況を確認する必要がある。

その際、不動産の特性を踏まえたデューディリジェンス態勢を含めた内部管理態勢を構築する必要があることに留意することとする。

- 2 - 5 - 3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目

(1)不動産の取得及び売却の際のデューディリジェンス態勢に係る評価項目

不動産のデューディリジェンスは、不動産の適正な投資価値を把握するための重要な 作業であることから、その適切性について、特に以下の点に留意して検証することとす る。

なお、経営陣は、デューディリジェンスの適切性を確保するための方策の実施状況及び審査機能の実効性について、問題認識を持ちつつ、内部監査を通して常に把握できる状況でなければならない。

将来キャッシュフローに与える影響の大きさに鑑み、各種修繕・更新費用等の見積 りについて、適切に調査し不動産の評価額に反映させることとしているか。

DCF法は、キャッシュフローに基づく価値を求める方法であり、不動産の評価においては代表的で有効な評価手法であるが、将来予測に基づく前提条件が多く、内容が不明確になるおそれがある。そのため、DCF法を採用する際には、以下について必要な確認を行い、確認したものは記録を残すこととしているか。

- イ.適用数値(特に将来予測に基づくもの)の妥当性及び判断の根拠
- ロ.シナリオ全体の妥当性及び判断の根拠
- ハ.DCF法の適用結果と他の方法・手法の適用結果の比較衡量

エンジニアリング・レポート(以下「ER」という。)及び鑑定評価書の作成を委託 及び受領する場合には、以下の点に留意することとする。

- イ.ER作成業者及び不動産鑑定業者については、客観的基準に基づいた選定等により第三者性が確保されているか。
- 口.ER及び不動産鑑定評価を依頼する際に、ER作成業者及び不動産鑑定業者に対して必要な情報等を提供しているか。また、情報等の提供状況の管理は適切に行われているか。
- ハ.作成を依頼したERを受領する際に、上記口の情報等の反映状況について必要な 検証を行うとともに、以下の観点についての確認が行われているか。
 - a.土壌汚染や有害物質の調査においては、必要な調査がなされその調査結果が客 観的な根拠により担保されているか。
 - b . 建物の個別の部位の各種修繕・更新費用等の見積もりにおいて、如何なる修繕

が如何なる根拠に基づいて算定されているかについて確認しているか。

- c.対象物件の遵法性の検証に当たっては、法律のみならず地区計画等の条例等まで必要な検証が行われているか。
- 二.評価を依頼した鑑定業者から鑑定評価書を受領する際に、上記口の情報等の反映 状況について必要な検証を行うとともに、以下の観点についての確認が行われてい るか。
 - a.ERの考え方を考慮・反映されたものであるか。また反映していない事項については、その理由及び根拠を確認しているか。
 - b.DCF法を採用する場合において、将来収支及び稼働率等ついては、客観的なデータに基づき見積もった上で、妥当性を検証しているか。また、前提条件となるディスカウント・レートやターミナル・レートの見積りも同様に、その水準の妥当性を検証しているか。
 - c.不動産そのものの流動性及び不動産の生み出すキャッシュフローに影響を与える可能性のある項目について必要な調査が行われているか。
- ホ.デューディリジェンスの結果を踏まえ取得・売却価格を算定する際、ER及び鑑定評価書の記載内容等を活用しない場合には、採用した数値等の妥当性を検証するとともに、その根拠を記録保存することとしているか。

(2)利益相反取引防止態勢

経営陣は、利益相反取引が起こりうるリスクを認識し、法令上定められている利害関係人のみならず、利益相反取引が起こり得る可能性のある取引相手方(以下「利害関係人等」という。)を把握した上で、それらの者との取引に係る適切な管理態勢を構築する必要がある。

例えば、利害関係人等からの物件情報(売買に係る折衝状況等を含む。)について、 一元的に管理できる態勢を構築し、利益相反取引防止の観点から、利害関係人等との売 買に係る折衝状況等をコンプライアンス担当者が管理できることが望ましい。

また特に、第三者が所有する不動産を売主の希望する時期に投資法人が取得できない場合において、利害関係人等のウェアハウジング機能を利用する場合は、利益相反が発生するリスクが大きいことを認識した上で不動産関連ファンドが取得しているかについて、例えば、以下の点について留意することとする。

ウェアハウジング機能利用時の利害関係人等との折衝及び役割分担の状況 不動産関連ファンドが取得する際の取得価格算定を含めたデューディリジェンスの 状況

(3)同一の不動産関連ファンド運用業者が複数ファンドからの不動産関連資産の運用受託を行っている場合の留意事項

不動産関連ファンド運用業者が複数のファンドからの運用を受託している場合には、 物件情報を入手した時点で、運用する各ファンドで取得が競合することのないような措 置を講じているか、各ファンド毎に独立した意思決定が行えるための態勢が整備されて いるかといった点に留意するものとする。

(4) その他

投信法第193条第1項第3号の解釈について

投信法第193条第1項第3号に規定する「不動産の取得」には、投資法人が自ら宅地の造成又は建物の建築を行うことは含まない一方、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることを含む(ただし、投資法人にふさわしくない場合を除く)。この「投資法人にふさわしくない場合」については、以下のような場合であることに留意する。

- イ.大規模修繕・改修工事等を行う際には、一定期間テナントの退去が必要になることがあり、その場合のキャッシュフローの変動がポートフォリオ全体に過大な影響を与える場合。
- ロ.投資法人が更地を購入し、新たな建物を建築するときは、不動産の開発にかかる 各種リスク(開発リスク、許認可リスク、完工リスク、テナントリスク、価格変動 リスク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等)を投資者に 負わせることとなる場合、また、直ちにキャッシュフローを生まない投資であることに鑑み、ポートフォリオ全体に過大な影響を与える場合。

外部委託管理態勢

不動産関連ファンド運用業者は、当該ファンドから投資運用の一任を受けながら、ER業者、鑑定業者、信託銀行、プロパティ・マネジメント業者、ビル・マネジメント業者等、様々な業者に業務の一部を外部委託している。よって、運用業者が忠実義務等を果たすためには、当該外部委託先に対する適切な監督は必要不可欠である。その監督に実効性を持たせるためには、外部委託先の選定基準を含めた各種規程・基準を策定したうえで、外部委託先からの各種報告を充実させ、実効性あるモニタリングを定期的に実施すること等により、適切な外部委託管理態勢を構築する必要がある。なお、運用業者と委託先との役割分担の明確化が適切な外部委託管理態勢の前提であることに留意する。

開発SPCに対する出資等について

不動産の開発にかかる各種リスク(開発リスク、許認可リスク、完工リスク、テナントリスク、価格リスク、開発中の金利変動リスク及び大規模な自然災害発生リスク等)について、分析及びリスク管理が適切に行われているか。また、事業進捗のモニタリングについては適切に行われているか。なお、当該開発SPCに対する出資は、直ちにキャッシュフローを生まない出資であることに鑑み、ポートフォリオ全体に過大な影響を与えることのないように留意すること。

情報管理態勢

上場不動産投資法人を運用する不動産関連ファンド運用業者における情報管理については、資産運用委託契約等に基づく投資判断等(取得及び売却にかかる意思決定等)の意思決定前・取引行為前・開示前の情報の機密性確保のための施策が講じた上で、適切に管理する必要がある。

(5)監督手法・対応

上記評価項目に関して、日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、不動産関連ファンド運用業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 6 投資法人の業務の適切性

- 2 - 6 - 1 投資法人の機関運営等に関する事項

(1)役員会運営においての留意事項

役員会が形骸化していないか。例えば、実際に役員が参集せず、いわゆる持ち廻りによる決議を行っていないか等に留意すること。

役員会での審議の実効性を確保するため、資産運用会社から適切な資料の交付及び 十分な説明を受けているか。

役員会において、一般事務受託者、資産運用会社の委託業務の内容について業務分担が明確に区分され、当該区分に応じた適切な手数料となっているかについて確認されているか。

(2)執行役員の役割

執行役員は役員会で決議するべき事項を把握し、当該事項について漏れのないよう役員会に付議しているか。

(3)監督役員の役割

監督役員は投信法第111条第1項の規定のとおり、執行役員を監督するために存在していることを認識し、役員会に出席するだけでなく、執行役員の業務執行内容を監督しているか。

また、状況に応じて執行役員、一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社に対し、報告を求め、又は必要な調査を行っているか。

(4)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された機関運営等に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて投信法第213条に基づく報告を求めることを通じて、投資法人における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、投信法第214条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反

行為が認められる等の場合には、投信法第216条第1項に基づく登録取消しの発出も含め、 必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 7 その他留意事項

- 2 - 7 - 1 投信法及び信託法に関する留意事項

新信託法の施行前に信託された投資信託についての適用法令に関する留意事項は次のとおり。なお、 - 2 - 7 - 1 における用語の定義は以下のとおりとする。

「新信託法」:信託法(平成18年法律第108号)

「信託法整備法」:信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)

「新投信法」: 証券取引法等の一部を改正する法律第5条の規定による改正後の投信法

「旧投信法」:信託法整備法第25条の規定による改正前の投信法

「新法信託」: 新投信法及び新信託法の施行後に信託された投資信託

「旧法信託」: 新投信法及び新信託法の施行前に信託された投資信託

旧法信託は、信託法整備法第3条又は第26条第1項の規定により新法信託とすることが可能であるが、これを行わない場合は信託法整備法第2条の規定が適用される。その結果、旧法信託については、新信託法及び信託法整備法により制度整備が図られた受益権原簿、信託の併合、投資信託に関する公告の方法を委託者における公告の方法とすること並びに投資信託約款変更等に係る書面決議及び当該書面決議において反対した受益者の買取請求等に関する新投信法等の規定(新投信法第4条第2項第17号、第6条第7項、第16条第2号、第17条、第18条、第20条、第25条、第49条第2項第18号、第50条第4項、第54条第1項において準用する第16条第2号、第17条及び第18条、第57条及び第59条において準用する第16条第2号、第17条、第20条及び第25条並びにこれらの規定に関する罰則及び政令・内閣府令)は適用されず、これらの規定に改正される前の関係する旧投信法、政令・内閣府令が適用されることに留意する。

- 2 - 7 - 2 委託者非指図型投資信託に関する留意事項

投信法第54条第1項において準用する同法第13条第1項の規定に基づく受益者等への書面の交付に当たっての留意事項は - 2 - 3 - 2 (2)に準ずるものとする。

- 2 - 8 協会等未加入業者に関する監督上の留意点

(1)主な着眼点

金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない金融商品取引業者(以下、 - 2 - 8 において「協会等未加入業者」という。)は、協会等規則を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。

社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備(役職員への周知やその遵守状況

の検証など)が図られているか。

協会等規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。

(2)監督手法・対応

協会等未加入業者が協会等規則を考慮した社内規則を策定しておらず、また、自主的に策定することが見込まれない場合には、法第56条の4第2項の基づき、適切な社内規則の作成を命ずることとする。この場合、協会等規則の改正等があった際にはそれに応じて直ちに社内規則の見直しを行うことを併せて求めることとする。

協会等規則に照らし、協会等未加入業者の社内規則に見直しが必要であり、また、自主的な見直しが見込まれない場合には、法第56条の4第2項に基づき、社内規則の変更を命ずることとする。

協会等未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや法第56条の2第1項に基づく報告を通じて実態把握に努め、必要に応じ、法第51条に基づく業務改善命令や法第52条第1項に基づく業務停止命令を発出するなど、法第56条の4第1項に基づき、協会等規則を考慮した適切な監督を行うこととする。

- 3 諸手続(投資運用業)
- 3 1 登録
- 3 1 1 投資運用業

(1)体制審査の項目

法第29条の4第1項第1号二に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができると認められるか。

- イ.経営者が、その経歴及び能力等に照らして、投資運用業者としての業務を公正か つ的確に遂行することができる資質を有していること。
- 口.常務に従事する役員が、金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している 経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引 業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十 分な知識・経験を有すること。
- 八.権利者のために資産運用を行う者として、運用を行う資産に関する知識及び経験 を有する者が確保されていること。
- 二.資産運用部門とは独立してコンプライアンス部門(担当者)が設置され、その担当者として十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。
- ホ.上記八から二までのほか、行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門 に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。
- へ.行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られて いること。
 - a.帳簿書類(3 2 4に規定する帳簿書類を含む。)・報告書等の作成、管理
 - b . ディスクロージャー
 - c . 運用財産の分別管理
 - d.リスク管理
 - e . 電算システム管理
 - f . 運用管理、顧客管理
 - g.法人関係情報管理
 - h. 広告審査
 - . 顧客情報管理
 - j . 苦情・トラブル処理

- k . 運用財産の運用に係る業務運営
- 1.内部監查
- m.投資信託財産の運用を行う場合にあっては、投資信託財産に係る計算及びその 審査

暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。

- イ.本人が暴力団員であること(過去に暴力団員であった場合を含む。)。
- 口.本人が暴力団と密接な関係を有すること。
- 八.金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと。
- 二.禁錮以上の刑(相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと(特に、刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪に問われた場合に留意すること。)。
- (注)なお、金融商品取引業者の主要株主における上記 イから二までの事項等を総合的に勘案した結果、当該主要株主がその影響力を不当に行使することで、結果的に金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる場合も、当該金融商品取引業者は「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない」と認められる可能性があることに留意する必要がある。

(2)業務の内容及び方法を記載した書類

業務の内容及び方法を記載した書類には以下の点が適切に記載されていることを確認 するものとする。

業として行う金融商品取引行為の種類

業府令第8条第9号に掲げる事項

業務運営に関する基本原則

- イ、投資運用業者の業務の基本方針及び業務運営の原則に関する事項
- 口. 資産運用の基本方針に関する事項
- 八.運用する資産の種類
- 二.運用権限の委託に関する事項
- ホ.投資運用業者の財務の健全化に関する事項 業務執行の方法
- イ.運用の方法に関する事項
- 口.顧客の勧誘及び契約の締結等に関する事項
- 八.運用財産の管理に関する事項

業務分掌の方法

投資運用業者の組織に関する事項

苦情解決のための体制

利害関係人に関する事項

加入する金融商品取引業協会の名称及び協会自主規制等の遵守に関する事項

(3)業府令第9条第1号の書類(業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を記載した 書面)の記載事項

投資運用業の開始時における役職員の構成(役員については、各人ごとに運用の指 図又は運用を行う資産に関する知識及び経験の記載を含む。) 組織図及び各組織が担 当する業務の概略

資産の運用に係る業務運営体制

- イ、資産の運用に係る投資方針の決定を行う社内組織に関する事項
- 口,資産の運用を行う部門における運用体制
- ハ.運用を外部委託(再委託する場合を含む。)する場合には、外部委託先の選定及び 外部委託先との資産の運用に関する事務連絡体制に関する事項

資産の運用を行う者の知識及び経験

資産の運用を行う者について、各人ごとに運用を行う資産に係る知識及び経験が記載されていること。

コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験

コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験が記載されていること。

資産の運用その他に関する内部検査等の社内管理体制

運用の指図(外部委託する場合にあっては当該外部委託先の運用の指図又は運用を含む。)その他各部門に関する内部検査等を担当する部門及び各事務処理体制等細則に関する事項

法人関係情報の管理体制

- イ、管理責任者が社内規則等において定められており、当該者の記載があること。
- 口.管理体制が社内規則等において定められており、当該規則が十分に機能する体制 となっていること。

投資信託財産の運用を行う場合にあっては、投資信託財産の計算の事務を行う者の 当該事務に関する知識及び経験

- イ.投資信託財産の計算の事務を行う者について、各人ごとに当該事務に関する知識 及び経験が記載されていること。
- 口.投資信託財産の計算事務を第三者に委託して行う場合にあっては、当該第三者の 当該事務に関する知識及び経験が記載されていること。
- (4)金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引 参加者となる予定のない業者に係る留意事項

登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。

協会等規則を考慮した適切な社内規則がないと認められる場合は、原則として、登録後直ちに社内規則の策定を命ぜられることになること。

協会等未加入業者は、協会等規則を考慮して、社内規則の変更を命ぜられることがあること。

協会等未加入業者は、社内規則の策定又は変更を命ぜられた場合には、30日以内に当該社内規則の作成又は変更を行い、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。

協会等未加入業者は、上記 の承認を受けた社内規則の変更又は廃止をしようとする場合、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。

当局は、協会等未加入業者の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会等規則を考慮し、適切な監督を行うこととなっていること。

(5)登録が不要である場合

法第61条第2項に該当する場合(外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者が、金融商品取引業者(投資運用業を行う者)等のみを相手方として投資運用業を行おうとする場合)には、法第29条の規定にかかわらず、投資運用業を行うことができる。

- 3 - 1 - 2 投資法人

(1)投資法人設立届出書の受理等に際しての留意事項

財務局長は、投信法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。

設立届出書の審査に係る留意事項

- イ.設立届出書第2面の1.設立しようとする投資法人の商号 投資者に公的機関と誤認されるおそれのある商号となっていないか。
- 口.設立届出書第2面の3.(4)設立に際して出資される金銭の額 投資口の発行価額の総額は、投信法施行令第57条に規定する出資総額を下回って いないか。
- 八.設立届出書第2面の3.(7)当該投資法人の資産運用の概要 資産を主として特定資産に対する投資として運用することとなっているか。

設立届出書の添付書類の審査に関する事項

国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、投信法施行規則第108条第2項第5号に規定する「これらに代わる書面」に該当する。

設立届出書の受理手続等

イ.受理手続

財務局長は、投信法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書を受理したときは、届出書の副本及び規約1通に別紙様式 - 1による受理印を押して受理番号を記入した上で、届出者に還付しなければならない。

- 口.財務局長は、投資法人設立届出書を受理した後、投資法人設立届出書等整理簿(別紙様式 2)にその内容を記載しなければならない。
- (2)投資法人の不成立に関する届出書の受理等に際しての留意事項

財務局長は、投信法施行規則第110条第1項の規定に基づく投資法人の不成立に関する届出書の受理等に当たっては、以下の手続を行わなければならない。

設立企画人に対して、投資口の申込みをなしたる者に対する対応を聴取し、その事績を記録しておくこと。

投資法人設立届出書等整理簿に投資法人の不成立に関する届出書の受理年月日を記載し、投資法人が成立しなかった理由を摘要欄に簡記すること。

(3)投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項

財務局長は、投信法第188条第1項の規定に基づく登録申請書(投信法施行規則別紙様式第9号(以下(3)において同じ。))の受理等に当たっては、次の点に留意する。

登録申請書の審査に係る留意事項

- イ.登録申請書第2・3面の2.(5)常時保持する最低純資産額 最低純資産額は、投信法施行令第55条に規定する額を下回ることとなっていない か。
- 口.登録申請書第2・3面の2.(6)資産運用の対象及び方針 資産を主として特定資産に対する投資として運用することとなっているか。
- 八.登録申請書第6面の9.(1)出資総額

投資法人の成立時の出資総額は、投信法施行令第57条に規定する額を下回っていないか。

登録申請書の添付書類の審査に関する留意事項

国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる 書面は、投信法施行規則第215条第4号に規定する「これに代わる書面」に該当する。 登録申請書の受理等に係るその他の留意事項

- イ.財務局長は、投資法人登録申請書を受理したときは、投資法人設立届出書等整理 簿に投資法人登録申請書の受理年月日を記載しなければならない。
- 口.財務局長は、投資法人設立届出書に記載されている設立の際発行する投資口の募集期間を経過した後、投資法人登録申請書の提出に係る通常必要とされる期間を経過した後においてなお当該投資法人登録申請書又は投資法人の不成立に関する届出書が提出されない場合には、当該投資法人設立届出書を提出した設立企画人に照会をし実体把握を行うものとする。

登録の手続等

イ.登録番号

a.登録番号は、財務局ごとに一連番号を付す。ただし、4、9、13、42、83、103、 893は、欠番とする。

- b. 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。
- c.登録番号を別紙様式 3による登録投資法人登録番号台帳により管理するものとする。

口. 登録申請者への通知

財務局長は、投資法人登録申請書の審査終了後、当該投資法人登録申請書及び添付書類に不備がなく、登録拒否要件に該当しない場合には、速やかに、登録申請者に別紙様式 - 4により通知するものとする。

金融庁長官への報告

財務局長は、投資法人の登録を行った場合には、 - 別紙10により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

登録の拒否

財務局長は、登録を拒否する場合には、投信法施行規則別紙様式第15号に、拒否の理由に該当する投信法第190条第1項各号のうち該当する号の番号又は登録申請書及び添付資料のうち虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにすること。

登録申請書等の保存

設立届出書、不成立に関する届出書及びこれらの添付書類は、当該届出書の提出を 受けた財務局長が、登録申請書、変更届出書、解散届出書及びこれらの添付書類は、 登録投資法人が現に登録を受けている財務局長が保存する。

登録投資法人登録簿

- イ、登録投資法人登録簿は、公衆の縦覧に供するとともに、縦覧申請者に別紙様式
 - 5による登録投資法人登録簿縦覧申請書の所要事項の記入を求めるものとする。
- 口.登録投資法人登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する 行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。た だし、登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間の変更並びに縦 覧の停止又は拒否をすることができる。
- ハ.登録投資法人登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出させてはならない。

- 3 - 2 承認及び届出等

- 3 - 2 - 1 承認

法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。

当該業務が関係する法令に抵触するものとなっていないか。

申請する金融商品取引業者の純財産額が5千万円を下回るおそれはないか。

顧客との契約締結等を伴う業務については、当該契約締結等に当たって投資者保護 に必要な利益相反防止の方策等が具体的に整備されているか。 当該業務に係る社内規則が整備されているか。

- 3 - 2 - 2 届出

法に定める各種届出の受理又は処理に関しては、以下の点に留意して取り扱うこととする。特に、法第35条第2項に規定する業務の届出の受理に当たっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。なお、合致しない業務については、法第35条第4項の規定による承認申請を行わせるものとする。

(1)金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

取扱対象

取扱対象が純度が高く世界的に市場の確立した流通性の高い金地金又は金貨となっているか。

仕入れ

仕入先との契約に当たっては、 自社が原則として在庫を所有しないこと、 仕入れた現物については必ず仕入先が買取りに応じることの2点を当該契約に盛込むことにより、自社又は関連会社等が過大な在庫を所有することがないこととなっているか。 なお、延べ取引においては、先物予約の履行を担保する旨を仕入先との契約に盛り込んでいるか。

対顧客業務

販売方法について、以下の諸点が遵守されているか。

イ.販売方法

- a.現物取引に限るものとし、先物取引は行わないこと。
- b. 累積投資の方法による販売は、顧客に対し、事前にその仕組みを明示した書面 を交付し十分な説明を行うなど適正に行うこと。

口.勧誘

金投資は、投資者自身の判断と責任において行われるべきものであり、投資勧誘 に際しては、以下の諸点が遵守されているか。

- a.金価格の動きに関し断定的判断を提供して行う勧誘は行わない。
- b.投資者の意向、金投資に関する知識及び経験並びに投資資金の量及び性格に応じた適切な投資勧誘を行うこと。
- c. 損失補償を約したり、特別な利益を提供して行う投資勧誘は行わないこと。
- d.短期間に頻繁に売買(有価証券と金との乗換え売買を含む。)を行うことを勧誘しないこと。
- e.顧客から売買の別、数量及び価格の決定を一任されてその者の計算において行う売買取引は行わないこと。

八.顧客への証書等の交付

顧客への証書等の交付に際しては、以下の諸点が遵守されているか。

a . 保護預り証等の交付

保護預り取引又は現物引渡し取引のそれぞれの場合に応じ、保護預り証(保護預り取引の場合に限る。)受渡計算書、買取請求書(現物引渡し取引の場合、現物に付して自社が買取りに応じる旨を明示した書類)等顧客との権利義務関係を明確にするため又は取引の円滑化を図るため必要な証書等を顧客に交付すること。

ただし、延べ取引については、売買の内容及び寄託残高について受渡しの都度取引明細書を交付する場合にはその交付をもって保護預り証の交付に代えることができるものとする。また、金地金累積投資については金地金の買付けの履歴及び保護預り残高を記載した通知書を6月に1回以上交付する場合には、保護預り証、受渡計算書の交付を省略できるものとする。

b . 金地金取引約款の交付

保護預り取引又は現物引渡し取引のいずれの場合にも、金地金取引に係る事故 防止並びに投資者保護の観点から、顧客との権利義務に関係する事項等を明示し た金地金取引約款を取引開始時及び当該約款の内容の変更時に必ず顧客に交付す ること。

二.価格の決定等

価格の決定等に際しては、以下の諸点が遵守されているか。

- a.売買価格は、円建てとし、国内及び海外市場における取引価格、外国為替相場等を斟酌して適正に決定すること。また、延べ取引に係る仕入先に対する買付価格については実勢価格とし、売戻価格及び顧客との売買価格はそれを基準に算出すること。
- b.毎取引日において売買価格をすべての取扱店舗の店頭に明示し、その価格により約定するものとし、予約注文又は成行注文は行わないこと。

保管

保管について、以下の諸点が遵守されているか。

- イ.保護預り証、現物引換証及び現物受付票等、現物の寄託に基づき発行する預り証 については、その譲渡・質入れは行わないこと。
- 口.現物を取り扱う金融商品取引業者が保護預り取引を行うに当たっては、預り業務 に見合う現物の手当てを行い、保管すること。
- ハ.保護預り残高については、1年に1回以上照合通知書によりその残高を顧客に通知すること。

買取り

自社が販売した金地金(保護預り証による場合を含む。)については、顧客から買取り請求があった場合には、原則として店頭においてこれを買い取ることとしているか。

代理業務等

代理業務等は、次に定めるところにより行う延べ取引及び金地金累積投資に係るも

のに限ることとしているか。

- イ.延べ取引の委託の代理業務等
 - a.募集金融商品取引業者等に取り次ぎ、顧客と募集金融商品取引業者等との間で行われる延べ取引に係る業務の全部又は一部を募集金融商品取引業者等に代わって行うこととし、延べ取引に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、募集金融商品取引業者等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。
 - b. 当該業務を行う金融商品取引業者は、以下の点を遵守すること。
 -)延べ取引に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客に対し、申込みに係る延べ取引が募集金融商品取引業者等との間で行われる旨を十分説明し、 あらかじめ顧客の承諾を受けること。
 -)代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客の取引内容を募集金融商品取引業者等との間で定期的に照合すること。
- 口. 金地金累積投資の委託の代理業務等
 - a.金地金累積投資に係る代理業務等の範囲は、顧客を募集金融商品取引業者等に取り次ぎ、顧客と募集金融商品取引業者等との間で行われるべき金地金累積投資に係る業務の一部又は全てを募集金融商品取引業者等に代わって行うこととし、金地金累積投資に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、募集金融商品取引業者等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。
 - b. 当該業務を行う金融商品取引業者は、以下の点を遵守すること。
 -)金地金累積投資に係る代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客に対し、 申込みに係る金地金累積投資が募集金融商品取引業者等との間で行われる旨を 十分説明し、あらかじめ顧客の承諾を受けること。
 -)代理業務等を行う金融商品取引業者は、顧客の取引内容を募集金融商品取引業者等との間で定期的に照合すること。
- (2)民法第667条に規定する組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務 及び商法第535条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務 (法第2条第8項第9号に掲げる行為を行う業務を除く。)

金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員若しくは使用人は、顧客に対し組合契約の締結等の勧誘を行うに当たっては、契約内容につき十分な説明を行うとともに、顧客の意向、当該組合に関する知識及び経験並びに資力及び資金の性質等に応じた適正な勧誘が行われているか。また、契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し顧客に交付しているか。

(3)貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

取扱対象

貸出参加契約とは、平成7年6月1日に日本公認会計士協会が公表した「ロ・ン・パ・ティシペ・ションの会計処理及び表示」において想定されるものをいう。

業務の運営等

業務の運営等について、以下の諸点が遵守されているか。

- イ、業務遂行に当たっては、原債務者及び譲受者の保護に十分に配慮すること。
- 口、取扱債権等の性格・内容等について譲受者に対し十分な説明を行うこと。
- 八.取扱債権等に対する評価体制を整え、適正な価格形成を行うこと。
- 二.譲受者の意向、経験及び資力に照らして適切な勧誘を行うこと。
- ホ.契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し譲受者に交付する こと。

- 3 - 2 - 3 運用報告書

(1)投資ー任業に係る運用報告書の記載内容

法第42条の7第1項に規定する報告書の記載事項について、業府令規則第141条第1項第2号に規定する記載事項には、複数の顧客の資産を合同運用する場合は、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を含む。

業府令第141条第1項第4号に規定する記載事項には、投資一任契約に係る業務と有価証券関連業務を一体として契約した場合において、投資一任契約に係る報酬とは別に、売買委託手数料や口座管理料等の費用を徴収した場合は、これらの内訳を記載するものであること。

(2)投資信託財産運用報告書の記載内容

投信法第14条第1項の規定による投資信託財産に係る運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投資信託財産の計算に関する規則、以下「投資信託財産計算規則」という。)第58条第1項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。

当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

- イ.期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が表示されていること。併せて、当該投資信託の投資信託財産における運用方針及び前期の運用報告書に表示された「今後の運用方針」との関連(たとえば運用方針に従った投資行動が行われたかについての検証結果等)が表示されていること。
- 口.今後の運用方針が当該投資信託の投資信託財産における運用方針を基に、具体的に表示されていること。
- 八. 当期の収益分配金については、分配金の決定の根拠と留保益の今後の運用方針が表示されていること。

運用状況の推移

イ.下記の区分に応じ、当該下記に定める期間の運用実績(基準価額、分配金、期中騰落率、受益者利回り、株価指数、主要な運用対象資産の構成比率又は元本残存率等、投資信託財産の状態を的確に判断することができる実績をいう。)が、表示され

ていること。

- a.単位型投資信託 信託開始時から当期末まで
- b.追加型投資信託(下記 c 又は d に該当するものを除く。) 当期以前 5 期以上(た だし、投資信託財産計算規則第59条第 1 項による場合は、当作成期間以前 5 作成 期間以上)
- c.追加型公社債投資信託(下記 d に該当するものを除く。)当期以前 3 期以上(ただし、投資信託財産計算規則第59条第1項による場合は、当作成期間以前3作成期間以上)
- d . 計算期間が1日の追加型公社債投資信託1作成期間以上
- 口. 当期中の基準価額と市況との比較として、信託の計算期間の騰落率のほか、当該 投資信託の投資信託財産の運用方針において、特定の指数等に連動する運用をその 方針としているときは、当該指数等の推移が表示されていること。

株式につき、銘柄ごとに、前期末、当期末現在における株数及び当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額

- イ、株式には新株予約権証券を含むこと。この場合において、「株数」とあるのは「口数」と読み替える。
- 口.通貨の種類ごとに表示されていること。(通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。)
- ハ.銘柄別に表示されていること。なお、国内株式(新株予約権証券を除く。)については、業種別に表示し、当期末の国内株式時価総額に対する業種別の比率があわせて表示されていること。
- 二. 当期末の国内株式時価総額及び国内新株予約権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が表示されていること。
- ホ. 当期末の外国株式時価総額及び外国新株予約権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が表示されていること。
- へ.当該計算期間中における株式の売買総数及び売買総額は、それぞれ売付け及び買付けに区分して表示され、増減資、株式分割及び額面変更等による増減は括弧外書として表示され、かつ、その旨が表示されていること。
- ト. 当該計算期間中における株式の売買比率及び受益権一口当たりの売買委託手数料 が表示されていること。

公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信 託財産の計算期間中における売買総額

- イ.通貨の種類ごとに表示されていること。(ただし、投資信託財産計算規則令第59条第1項による場合は、通貨の種類にかかわらず、その合計額が表示されていても差し支えない。通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。)
- 口.種類は、国債証券、地方債証券、特殊債証券、新株予約権付社債券及びその他の 社債券の区分によりなされていること。
- 八.銘柄別に表示されていること。

二.当該計算期間中における売買総額は、売付け及び買付けに区分して表示され、新株予約権付社債券の割当て、償還及び新株予約権の行使等による増減は括弧外書として表示され、かつ、その旨が注記されていること。

投資信託の受益証券(親投資信託の受益証券を除く。(2)において同じ。) 親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券につき、銘柄ごとに、投資信託財産計算規則第58条第1項第5号に掲げる事項

- イ.通貨の種類ごとに表示されていること。(通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。)
- 口. 当該計算期間中における親投資信託の受益証券一口当たりの売買委託手数料が表示されていること。この場合において、当該親投資信託受益証券を組入れる投資信託(以下「子投資信託」という。)に係る売買委託手数料については、親投資信託の当該子投資信託に対応する部分について表示されていること。

当期末現在において有価証券の貸付を行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額株式、公社債に区分され、株式については総株数を、公社債については券面総額が表示されていること。

デリバティブ取引(法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。)のうち有価証券関連デリバティブ取引(法第28条第8項第3号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)については、それぞれの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額は、株式に係る取引、債券に係る取引等に区分して表示されていること。(ただし、投資信託財産計算規則第59条第1項による場合は、上記にかかわらず各月の最終の営業日の前日現在における残高及び当該計算期間中における売付け・買付け別の取引総額が表示されていても差し支えない。)

デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引以外のものに係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額

当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、投資信託財産計算規則第58条第1項第8号に掲げる事項

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して表示されていること。

投信法施行令第3条第6号に規定する手形につき、当期末現在における債権額及び 当該投資信託財産の計算期間における売買総額

当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

投信法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在にお

ける債権の総額及び当該投資信託財産の計算期間中における債権の種類ごとの売買総額

当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

投信法施行令第3条第8号に掲げる資産及び特定資産以外の資産につき、種類ごと に、当期末現在における運用資産の主な内容

当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

当期末現在における投信法施行令第3条第1号若しくは第3号から第8号までに掲 げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率

比率は、各資産(親投資信託受益証券にあっては銘柄ごと)のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率が表示されていること。なお、当期末現在における外貨建資産に係る純資産総額の投資信託財産総額に対する比率が注記されていること。

投信法第11条第1項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、 当該調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要

調査の結果及び方法の概要については、当該調査を行った特定資産の種類、事項、 行った者の資格等を含み、投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されて いること。

当期末現在における資産、負債、元本及び受益証券の基準価額の状況並びに当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態

投資信託財産計算規則に定める注記事項がある場合には、当該事項が注記されていること。

当該投資信託財産の計算期間中における利害関係人等との取引の状況及び当該利害 関係人に支払われた売買委託手数料の総額取引状況は、有価証券、デリバティブ取引 その他取引の種類ごとに、買付額、売付額に区分され、利害関係人との取引額及びそ れぞれの総額に対する比率が表示されていること。

投資信託委託会社等が第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行っている場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社等 との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた売買委託手数料の総額 取引状況は、有価証券、デリバティブ取引の種類ごとに、買付額、売付額に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。

投資信託委託会社等が宅地建物取引業を行っている場合にあっては、当該投資信託 財産の計算期間中における宅地建物取引業者である投資信託委託会社等との間の取引 の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた手数料の総額

取引状況は、不動産の種類ごとに、売買、賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。

投資信託委託会社等が不動産特定共同事業を行っている場合にあっては、当該投資 信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託会社等との 間の取引の状況 取引状況は、不動産の種類ごとに、売買、賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。

当該信託契約終了の場合は、投資信託財産運用総括表

当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略があわせて表示されていること。なお、上記 において当該運用の経過の概略が表示されている場合には当該運用の経過の概略を省略することができるものとする。

投資信託財産計算規則第59条第1項による場合は、投資信託財産計算規則別紙様式第2号中「毎計算期末の状況」については、「毎作成期間末の状況」と読み替えて作成しても差し支えない。

(3)委託者非指図型投資信託の運用報告書の記載事項

投資信託財産計算規則第62条において準用する投資信託財産計算規則第58条第1項各 号に掲げる事項の具体的な表示要領は上記(2)に準ずるものとする。

(4)投資法人に係る資産運用報告書の記載事項

投信法第129条第2項の規定により表示すべき資産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投資法人の計算に関する規則(以下「投資法人計算規則」という。)第71条に掲げる事項の具体的な表示要領は、上記(2)に準じて表示するものとする。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

なお、資産運用委託契約を締結した投資信託委託会社等が投資法人の資産を他の投資法人と合同して運用する場合には、投資法人計算規則第73条第1項第20号に規定するその他当該営業期間中における投資法人の運用状況を明らかにするために必要な事項として当該投資信託委託会社等が合同運用している資産の総額、当該資産の種類、当該資産に係る当該投資法人の持分並びに持分に相当する金額を記載するものとする。

- 3 - 2 - 4 投資信託財産等に関する帳簿書類関係

(1)投信法に基づき作成・保存する帳簿書類(以下、 - 3 - 2 - 4 において、「帳簿書類」という。)のうち、電磁的方法等による保存の対象となる帳簿書類は、投信法施行規則第26条第1項、第254条第1項及び第255条第1項に掲げる帳簿書類とする。

帳簿書類のマイクロフィルムによる作成・保存の留意事項

- イ.保存に使用するマイクロフィルムは、次の区分に応じ、次に定める保存期間の耐 久性を有していること。
 - a.投資信託財産に関する帳簿書類 投信法施行規則第26条第2項に規定する当該 投資信託財産の計算期間の終了後又は信託契約期間の終了後10年間
 - b.投資法人の帳簿書類 投信法施行規則第254条第2項に規定する当該投資法人の 決算の承認後(商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より)10年間
 - c 資産保管会社の帳簿書類 投信法施行規則第255条第2項に規定する当該投資法

人の決算の承認後10年間

- ロ.データ保存に使用するマイクロフィルムの一つを「原本」として定め、その旨を 明示していること。
- ハ.上記口の「原本」のバックアップを作成し、「副本」として保存することとなって いること。
- 二.検査部局による検査等において、合理的期間内に書面による帳簿の作成が可能であること。
- ホ.マイクロフィルムの作成・保存に関する責任者をおき、管理の手続が整備されて いること。

帳簿書類の電磁的方法による作成・保存の留意事項

- イ.保存に使用する媒体の耐久性は、上記 イに準ずるものとする。
- 口.データ入力に当たって、ID、パスワード等を管理するシステムとなっているなどにより、改ざん、混同を防止するシステムとなっていること。
- ハ.上記イ及び口のほか、 3 3 (6) 、 、 及び から までに準ずるも のとする。
- 3 2 5 外国投資信託に関する届出書の記載要領

外国投資信託に関する届出書の投信法第58条第1項各号及び投信法施行規則第96条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。

(1)委託者(委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。) 受託者及び受益者に関する事項

委託者に関する事項

委託者(外国投資信託を管理する会社から投資信託財産の運用を委託される運用会社がある場合には、当該外国投資信託を管理する会社及び運用会社)の名称、資本金の額、事業の内容及び業務の概要を記載すること。

受託者に関する事項

受託者(保管会社)の名称、資本金の額、事業の内容及び業務の概要を記載すること。

受益者に関する事項

分配金受領権、償還金の受領権、当該外国投資信託の買戻し請求権その他の権利に関 しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続を記載すること。

(2)受益証券に関する事項

当該外国投資信託の名称

外国投資信託の形態

記名・無記名の別、額面・無額面の別、オープン・エンド型・クローズド・エンド型の別、記名式及び無記名式の引換、記名式受益証券の名義書換及び受益証券の再発行について記載すること。

発行(売出)数

発行(売出)価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで外国投資信託に関する届出書を提出 する場合には、当該届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その 旨を注記すること。

発行(売出)価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで外国投資信託に関する届出書を提出 する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

申込手数料

- イ.手数料が申込取扱場所毎に異なる場合には、その申込取扱場所毎に手数料を記載すること。なお、手数料につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、 その旨を記載すること。
- 口.手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階毎に当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

申込単位

申込期間

その他

- イ.申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資信託財産への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- 口. 当該募集の取扱い等が、本邦以外の地域において当該外国投資信託の募集の取扱い等が行われる場合には、その発行(売出)数、発行(売出)価額の総額等について記載すること。
- (3)信託の管理及び運用に関する事項

信託の管理

イ.受託者に信託された資金の償還までの管理に関する事項 投資信託財産に関する報告書の作成、利益の処理方法、一部解約に関する事項等 を記載すること。

口.その他

約款の変更、関係会社との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法 に関する事項その他の重要事項を記載すること。

信託の運用

イ.運用の基本方針

投資信託財産の運用に関する基本的態度について具体的に記載すること。

口.投資対象

投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別地域別等による投資予定がある 場合にはその割合を記載すること。

八.投資制限

a 法令、約款等に記載されたすべての投資制限についてその根拠を記載すること。

- b.有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び 流動性に欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合には その根拠及び内容を記載すること。
- 二.分配方針

約款等に規定された分配方針を記載すること。

ホ.資産の貸付け

投資信託財産で取得した資産を貸し付ける場合は、その内容

(4)信託の計算及び収益の分配に関する事項

信託の計算に関する事項

イ.資産の評価

外国投資信託の受益証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資の対象とする資産の評価を含む。) 算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載すること。

口.管理報酬等

外国投資信託の投資信託財産から支払われるすべての報酬及び手数料について支払先ごとに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

八.その他

外国投資信託の存続時期、信託の計算期間、追加設定又は一部解約に関する制限 償還条件等について記載すること。

収益の分配に関する事項

- イ、収益分配可能額の算出方法に関する事項を記載すること。
- 口. 償還時の収益金の支払い又は収益金の分配について、受託者から委託者(委託者 指図型投資信託に類するものの場合に限る。)への交付、受託者の免責、および委託 者(委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。)から受益者への交付につい て、時期、場所、方法を記載すること。
- (5)委託者(委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。)の事業の全部又は一部の 譲渡に関する事項事業譲渡の手続、受益者への通知の方法及び事業譲渡に対し受益者が 異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。
- (6)受託者の辞任及び解任並びに新受託者の選任に関する事項 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する手続を記載すること。
- (7)委託者が運用の指図に係る権限を他の者に委託する場合(委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。)又は受託者が運用に係る権限を他の者に委託する場合(委託者 非指図型に類するものの場合に限る。)におけるその委託の内容

委託する権限の具体的な内容及び委託に係る費用を記載すること。

- (8)国内において募集の取扱い等を行う金融商品取引業者等の名称 募集の取扱い等を行うすべての金融商品取引業者等の名称を記載すること。
 - 3 2 6 外国投資信託の投資信託財産運用報告書の表示要領

投信法第59条において準用する投信法第14条の規定による投資信託財産運用報告書は、 投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投資信託財産計算規則第63 条第1項に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照 会等があったときは、適切に対応するものとする。

(1) 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過

期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が表示されていること。併せて、当該外国投資信託の投資信託財産に係る運用方針との関連が表示されていること。

今後の運用方針が当該外国投資信託の投資信託財産における運用方針を基に表示されていること。

当期中に権利が確定した1単位当りの収益分配金が表示されていること。

信託終了時の投資信託財産運用報告書については、当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略が表示されていること。

(2)運用状況の推移

当期以前10期の運用実績(基準価額、分配金等)が表示されていること。

当期中の基準価額と市況との比較として、当該外国投資信託の投資信託財産の運用 方針において特定の指数等に連動する運用をその方針としているときは、当該指数等 の推移が表示されていること。

(3) 当該外国投資信託の投資信託財産の計算期間の末日(-3-2-6において「当期末」という。)における貸借対照表及び当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表

当期末における貸借対照表及びその注記表が表示されていること。

当該計算期間中における損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表が記載されていること。なお、損失金額を表示する場合は、 印又は負号を付記又は括弧書きすること。

(4) 当期末における純資産額計算書

当期末における当該外国投資信託の発行済み単位数を明記し、当期末の純資産総額を発行済み単位数により除して得られた当該外国投資信託の受益証券の1単位当りの 純資産価額が表示されていること。

上記(3)における貸借対照表において当該項目が表示されている場合には、当該 貸借対照表をもって純資産額計算書に代えることができる。

(5)投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式のうち評価額上位30位について発行地又は上場金融商品取引所の区分により地域別に区分し、銘柄の名称、数量、金額及び投資比率について表示すること。

上記 に代えて、当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式及び株式以外の有価証券について、有価証券の種類別及び発行地又は上場金融商品取引所等の地域別ごとに、金額及び投資比率を表示することができる。

(6)投資の対象とする不動産、不動産の賃借権又は地上権の主な種類

当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して表示されていること。

(7)投資の対象とする金銭債権の主な種類

当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

(8)投資の対象とする手形の主な種類

当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。

- (9)投資の対象とする投信法施行令第3条第8号に掲げる資産又はこれらに類似する資産 当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資 者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。
- (10)前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された本国の法令に基づき作成された運用報告書の表示事項(当該外国投資信託が設定された本国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、投資信託財産計算規則第58条第1項に掲げる表示事項に準ずる事項)

投資信託財産計算規則第58条第1項に準じて表示する場合には、 - 3 - 2 - 3(2) に準じて表示すること。

- 3 - 2 - 7 外国投資法人に関する届出書の記載要領

外国投資法人に関する届出書の投信法第220条第1項各号及び投信法施行規則第261条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。

(1)目的、商号及び住所

目的

イ.外国投資法人の規約又はこれに相当する書類に記載された目的を記載すること。

口.発行(売出)数、発行(売出)価額の総額、発行(売出)価格、申込手数料、申 込単位、申込期間及びその他については、 -3-2-5(2)に準じて記載する こと。

商号及び住所

外国投資法人の登記簿又はこれに相当するものに記載された商号又は住所(原語名等を付記すること。)を記載すること。

(2)組織及び役員に関する事項

組織に関する事項

- イ、当該外国投資法人の組織の名称及びその内容を記載すること。
- 口. 当該外国投資法人の外国投資証券の発行会社のほか、当該外国投資法人の運営に 関与する関係法人(資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者、資 産保管会社又はこれに相当する者及び一般事務受託者又はこれに相当する者等)に ついてその名称及び関係業務の概要を記載すること。

役員に関する事項

当該外国投資法人の役員の氏名、住所及び担当業務(投資法人の執行役員又は監督 役員に相当する者の業務内容)を記載すること。

(3)資産の管理及び運用に関する事項

資産の管理に関する事項

イ、当該外国投資法人の解散までの資産の管理に関する事項を記載すること。

ロ、その他

規約又はこれに相当する書類の変更、関係会社との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他の重要事項を記載すること。

資産の運用に関する事項

イ.運用の基本方針

資産の運用に関する基本的態度について具体的な内容を記載すること。

口.投資対象

投資対象とする資産の種類、投資基準及び種類別地域別等による投資予定がある 場合にはその割合を記載すること。

八.投資制限

- a.法令、規約又はこれに相当する書類等に記載されたすべての投資制限について その根拠を記載すること。
- b.有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資及び 流動性に欠ける資産への投資についてその制限の有無並びに制限がある場合には その根拠及び内容を記載すること。

二.配当方針

規約又はこれに相当する書類等に規定された配当方針を記載すること。

(4)計算及び利益の分配に関する事項

計算に関する事項

イ.資産の評価

外国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法(投資の対象とする 資産の評価を含む。) 算出頻度、公表の方法、公表の頻度及び公表場所を記載する こと。

口.管理報酬等

外国投資法人の資産から支払われるすべての報酬及び手数料について、支払先ご とに、その算出方法、支払額、支払方法及び支払時期を記載すること。

八.その他

外国投資法人の存続時期、事業年度、追加出資又は出資の払戻しに関する制限、 解散条件等を記載すること。

利益の分配に関する事項

解散時の利益の支払い又は毎決算時の利益の分配について、資産保管会社から外国 投資法人への交付、資産保管会社の免責、および委託者から投資主又はこれに相当す る者への交付について、時期、場所、方法を記載すること。

(5)外国投資証券が表示する権利に関する事項

議決権、投資主又はこれに相当する者に関する権利、配当受領権、清算金の受領権の内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続を記載すること。

(6)外国投資証券の払戻し又は買戻しに関する事項

当該外国投資法人の払戻し又は買戻し請求権に関しその内容(権利の発生及び消滅時期を含む。)及び権利行使の手続を記載すること。

(7)資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者の事業の全部又は一部の譲 渡に関する事項

事業譲渡の手続、投資主又はこれに相当する者への通知の方法及び事業譲渡に対し投資主又はこれに相当する者が異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。

(8) 資産保管会社又はこれに相当する者の辞任及び新たな資産保管会社又はこれに相当する者の選任に関する事項

資産保管会社又はこれに相当する者の辞任及び新たな資産保管会社又はこれに相当する者の選任に関する手続を記載すること。

(9)資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者が運用に係る権限を他の者 に再委託する場合における当該再委託の内容

委託する権限の具体的な内容及び委託に係る費用を記載すること。

- 3 - 3 投資法人に係る事務処理上の留意点

- 3 - 3 - 1 登録投資法人の変更及び解散の届出

(1)登録投資法人変更届出

登録投資法人変更届出は、 - 3 - 1 - 2 (3) 及び に準じて取り扱う。

財務局長は、投信法第191条第1項の規定に基づく登録投資法人変更届出書を受理した場合(財務局の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書を除く。)には、別紙様式 - 6により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

変更届出書により、新たに執行役員となった者が投信法第98条第2号から第5号までのいずれかに該当することが明らかとなった場合、新たに監督役員となった者が投信法第100条各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合又は新たに会計監査人となった者が投信法第102条第3項各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、速やかに改善を指示し、速やかに改善が見られない場合は、投信法第216条第1項の規定により、登録を取り消すものとする。

(2)財務局の管轄区域を越えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書

財務局の管轄区域を越えて本店の所在地を変更する変更届出書を受理した財務局長は、投信法施行規則第275条第1項に規定する移管手続に併せて、当該変更届出書に別紙様式 - 7による財務局の意見書及び直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録の権限を有することとなる財務局長に送付する。

新たに登録の権限を有することとなった財務局長は、投信法施行規則第275条第2項に基づく変更の登録をしたときは従前の登録を行った財務局長に変更登録をした旨を電子メール等によりただちに連絡する。

新たに登録の権限を有することとなった財務局長から投信法施行規則第275条第2項に基づく変更の登録をした旨の連絡を受けた財務局長は、当該投資法人の登録を抹消する。

新たに登録の権限を有することとなった財務局長は、変更の登録を行った場合には、別紙様式 - 8により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

(3)投資法人解散届出書

財務局長は、投資法人解散届出書(投信法施行規則別紙様式第17号)を受理した場合には、別紙様式 - 9により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。

- 3 - 3 - 2 営業報告書

財務局長が行う手続きは次のとおりとする。

(1)金融庁長官への報告

投信法第212条の規定に基づく営業報告書を受理した場合には、金融庁長官に対して、 営業期間(当該営業期間が6月より短い期間である場合には、6月)ごとに別紙様式 - 10による営業報告書集計表を作成して報告する。

- 3 - 3 - 3 臨時報告書

財務局長が行う手続きは次のとおりとする。

(1)金融庁長官への報告

投信法第215条第 1 項の規定に基づく臨時報告書を受理した場合には、金融庁長官に対して、ただちに臨時報告書の写しを送付する。

(2)投資法人への通告

財務局長は、投信法第215条第2項に規定する通告を投資法人に対し行う場合には、あらかじめ金融庁に協議をすること。

なお、協議の際には、財務局における検討の結果及び意見を付すること。

- 3 - 3 - 4 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等

(1)投資法人等への許可等の金融庁への協議等

財務局長は、投資法人の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理にあたり、次に掲げる許可又は承認については、あらかじめ金融庁に協議するものとする。

- イ.投信法第73条第4項において準用する会社法第81条第4項の規定に基づく許可
- 口.投信法第73条第4項において準用する会社法第82条第4項の規定に基づく許可
- 八.投信法第90条第3項において準用する会社法第297条第4項の規定に基づく許可
- 二.投信法第94条第1項において準用する会社法第318条第5項の規定に基づく許可
- ホ.投信法第115条第1項において準用する会社法第371条第2項又は第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可
- へ.投信法第128条の3第2項において準用する会社法第433条第3項の規定に基づく 許可
- ト.投信法第132条第2項において準用する会社法第442条第4項の規定に基づく許可
- チ.投信法第154条の3第2項において準用する会社法第371条第2項又は第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可
- リ.投信法第157条第3項において準用する会社法第500条第2項の規定に基づく許可
- ヌ.投信法施行令第117条第1項第8号の規定に基づく承認

財務局長は、投資法人の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理にあたり、次に掲げる権限の行使については、あらかじめ金融庁に協議するものとする。

- イ.投信法第94条第1項において準用する会社法第307条第1項の規定に基づく命令
- 口.投信法第108条第2項の規定に基づく一時役員の職務を行うべき者の選任
- 八.投信法第110条第2項において準用する会社法第359条第1項の規定に基づく命令
- 二.投信法第162条の規定に基づく命令
- ホ.投信法第144条において準用する会社法第824条第1項の規定に基づく投資法人に 対する解散の命令を求める裁判所への請求
- へ.投信法第144条において準用する会社法第825条第1項の規定に基づく管理人の選任等の処分を求める裁判所への請求
- ト.投信法第151条第3項の規定に基づく清算執行人又は清算監督人の選任
- チ.投信法第151条第4項の規定に基づく清算執行人及び清算監督人の選任
- リ.投信法第151条第5項の規定に基づく清算執行人及び清算監督人の選任
- ヌ.投信法第153条第1項の規定に基づく清算執行人又は清算監督人の解任
- ル.投信法第153条第1項の規定に基づく清算執行人又は清算監督人の選任
- ヲ.投信法第154条第2項の規定に基づく清算執行人の報酬の額の決定又は投信法第 154条の2第2項において準用する投信法第154条第2項の規定に基づく清算監督人 の報酬の額の決定
- ワ.投信法第157条第3項において準用する会社法第501条第1項の規定に基づく価額 の不確定な債権の鑑定人の選任
- カ.投信法第161条において準用する会社法第508条第2項の規定に基づく帳簿書類を 保存する者の選任
- ヨ.投信法第153条第2項において準用する投信法第108条第2項の規定に基づく一時 清算執行人又は一時清算監督人の職務を行うべき者の選任
- タ.投信法第84条第2項、第139条の9第8項、第139条の10第2項、第141条第3項、 第144条、第149条の3第4項、第149条の8第4項、第149条の13第4項、第150条及 び第163条において準用する会社法第872条の規定に基づく即時抗告

財務局長は、上記 の事項について、許可又は承認をすることとした場合には、別紙様式 - 11により、許可又は承認をしないこととした場合には、別紙様式 - 12により、許可又は承認申請者に通知するものとする。

(2)行政処分等の金融庁への協議

財務局長は、投資法人の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理に当たり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁に協議するものとする。

なお、協議の際には、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。

- イ.投信法第214条第1項の規定による業務改善命令
- 口.投信法第216条の規定による登録の取消し

財務局長は、設立企画人又は投資法人等に対して行政処分を行う場合には、設立中の投資法人の設立企画人若しくは投資法人又は当該投資法人の資産運用会社、当該資

産運用会社から投信法第202条第1項の規定により再委託を受けた者、資産保管会社若しくは一般事務受託者が、他の財務局長の管轄区域内に所在する場合には、原則として、当該財務局長に対し、あらかじめ意見を聴くとともに、その処理結果についても連絡すること。

(3)関係行政機関の長への通知

投信法施行令第101条第7項及び第103条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に対する通知を行う場合には、以下の点に留意することとする。

投信法第187条の登録申請について通知を行う場合には、登録申請を受理後速やかに 関係行政機関担当部局担当課室宛に通知を行うものとする。

投信法施行令第101条第3項各号の届出について通知を行う場合には、当月中に受理 した届出内容を翌月末日までに速やかに関係行政機関担当部局担当課室宛に通知を行 うものとする。

(4)財務事務所長等への再委任

財務局長は、投信法施行令第135条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び投資法人の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長に再委任することができる。

投信法第69条第1項に規定する設立に係る届出の受理に関する事務

投信法第152条第1項の規定による届出の受理に関する事務

投信法第188条第1項に規定する登録申請書の受理に関する事務

投信法第191条第1項に規定する変更届出の受理に関する事務

投信法第192条第1項の規定による届出の受理に関する事務

- 3 - 3 - 5 証明書の発行

(1)信託会社等に対する証明書の発行

所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行

信託会社等の租税特別措置法第83条の3第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の7第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、当該信託会社等が租税特別措置法第83条の3第2項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。

- イ.信託会社等からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び金融庁 長官が発行する証明書は、別紙様式 - 13によるものとする。
- 口. 当該申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。

- 八.証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。
 - a.投資信託約款に資産運用の基本方針として、特定不動産(租税特別措置法第83条の3第1項に定める特定不動産をいう。以下同じ。)の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合(以下「特定不動産の割合」という。)を百分の七十五以上とする旨の記載があること。
 - b.資金の借入がなされている場合は、当該借入が法第2条3項第1号の適格機関 投資家からのものであること。
 - c.次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
 -)特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

(提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件を満たしているものとする。)

)信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。

(本項により要件を満たす場合においては、別紙様式 - 14により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)

不動産取得税の軽減に係る証明書の発行

信託会社等の地方税法施行令附則第11条第14項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の12に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ.信託会社等からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、別紙様式 15によるものとする。
- 口.平成14年4月1日以後に取得する不動産にかかる証明書の発行については、上記 (1) 八aからcまでに加え、投資信託約款に資産運用の基本方針として、各年 度において取得する不動産の価額の合計額の当該年度に取得する特定資産の価額の 合計額に占める割合を投資信託約款に記載された特定不動産の割合の二分の一以上 とする旨の記載があることについて確認のうえ、当該証明書を発行するものとする。

(2)投資法人に対する証明書の発行

所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行

投資法人の租税特別措置法第83条の3第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の5第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、当該投資法人が租税特別措置法第83条の3第3項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。

イ.投資法人からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式 - 16によるものとする。

- 口. 当該申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。
- 八.証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。
 - a.規約に資産運用の方針として、特定不動産の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。
 - b. 当該申請者が投信法第187条の登録を受けた者であること。
 - c.資金の借入がなされている場合は、当該借入が法第2条第3項第1号の適格機 関投資家からのものであること。
 - d.次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
 -)特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

(提出を受けた資産運用報告書により、特定不動産の割合が百分の七十五以上であることが確認できる場合は、当該要件を満たしているものとする。)

没資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、 特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。

(本項により要件を満たす場合(初年度を含む。)においては、別紙様式 - 14により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)

不動産取得税の軽減に係る証明書の発行

投資法人の地方税法施行令附則第11条第15項に基づく不動産取得税の軽減のための 同法施行規則附則第3条の2の13に規定する証明書の発行等については、以下のとお り取り扱うものとする。

- イ.投資法人からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式 17によるものとする。
- 口.平成14年4月1日以後に取得する不動産にかかる証明書の発行については、(2) ハa、c、dに加え、規約に資産運用の方針として、各年度において取得する不動産の価額の合計額の当該年度に取得する特定資産の価額の合計額に占める割合を規約に記載された特定不動産の割合の二分の一以上とする旨の記載があることについて確認のうえ、当該証明書を発行するものとする。

. 監督上の評価項目と諸手続(投資助言・代理業)

- 1 経営管理(投資助言・代理業)

金融商品取引業者(投資助言・代理業行う者に限る。 において同じ。)の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

- 1 - 1 金融商品取引業者の役員

(1)主な着眼点

金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。

欠格事由(法第29条の4第1項第2号イからトまで)のいずれかに該当すること、 又は登録当時既に該当していたことがないこと。

金融商品取引業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官 庁の処分に違反していないこと。

投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関し、投資者の利益を害する事実がない こと。

金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

(2)監督手法・対応

金融商品取引業者の役員が、法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、法第29条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は法第52条第1項第6号若しくは第8号から第10号までのいずれかに該当することとなったときは、法第52条第2項に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。

併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第56条の2に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。

- 2 業務の適切性(投資助言・代理業)

金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

- 2 - 1 投資助言業に係る業務の適切性

- 2 - 1 - 1 法令等遵守態勢

投資助言業者(金融商品取引業者のうち、投資助言業(法第2条第8項第11号に規定する業務をいう。 において同じ。)を行う者をいう。 において同じ。)は、顧客に対して

有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関する情報を提供する ことにより、当該顧客の財産形成に寄与すべき役割を担っている。このことから、投資助 言業者には顧客の利益を第一に考えて忠実にその業務を行うことが求められており、高い 自己規律の下で健全かつ適切に業務を運営する必要がある。

こうした投資助言業者のコンプライアンス態勢については、基本的には - 2 - 1 における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

- 2 - 1 - 2 勧誘・説明態勢

(1)誇大広告の禁止等

助言の実績について個々の銘柄を掲げて広告を行う場合に、当該投資助言業者に有利なもののみを掲げる表示をしていないか。

助言の実績、内容又は方法が他の投資助言業者よりも著しく優れている旨の表示を 根拠を示さずに行っていないか。

顧客勧誘の期間、対象顧客数等が限定されていない場合に、これらが限定されていると誤解させるような表示をしていないか。

投資運用業に係る登録を受けていない投資助言業者が、投資運用業を行えるものと 投資者に誤解させるような表示をしていないか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資助言業者の広告に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、投資助言業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 1 - 3 投資顧問契約の解除(クーリングオフ)

(1)投資顧問契約の解除(クーリングオフ)に係る留意事項

業府令第122条第1項第1号に規定する「投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額」とは、電話代、封筒代等をいい、旅費等は含まれない。

業府令第122条第1項第3号に規定する「契約締結時交付書面を受領した日から解除時までの日数」の計算に当たっては、当該書面を受領した日及び解除を行う旨の書面を発した日を含むものとする。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資助言業者の契約解除(クーリングオフ)に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、投資助言業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 1 - 4 弊害防止措置

(1) 二以上の種別の業務を行う場合の留意事項について

投資助言業者が二以上の業務の種別(法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。)に係る業務を行う場合の弊害防止措置については、利益相反行為の防止など業務の適切性を確保する観点から、その業容に応じて、例えば次のような点に留意して検証することとする。

異なる種別の業務間における弊害防止措置として、業務内容に応じた弊害発生防止 に関する社内管理体制を整備するなどの適切な措置が講じられているか。

業府令第154条第2号の「非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保されているか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された投資助言業者が二以上の種別の業務を行う場合の弊害防止措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、投資助言業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 1 - 5 代理・媒介業者の法令違反に係る防止措置

投資助言業者が代理・媒介業者に業務の委託を行う際には、顧客属性等に則した適正な 投資勧誘の履行を確保する観点から、当該代理・媒介業者に対し、顧客の属性等及び取引 実態を的確に把握し得る顧客管理体制の確立につき指導するとともに、当該代理・媒介業 者の投資勧誘実態を把握したうえで法令遵守の徹底を求めることが重要である。その法令 違反防止態勢については、以下の点に特に留意して検証することとする。

(1)代理・媒介業者の選定等

代理・媒介業者の選定に係る留意事項

- イ.代理・媒介業を委託する契約を締結するに際して、経営管理上の位置付けや業務 を委託することに伴う各種リスクの把握及びリスク管理の方法等について、十分に 検討が行われているか。
- ロ.代理・媒介業者が、当該業務を健全かつ適切に運営できる資質を有しているか否かについて、十分に検討が行われているか。特に、代理・媒介業者が兼業業務を行う場合にあっては、当該兼業業務の内容について、代理・媒介業者としての社会的信用を損なうおそれがないこと等に係る検討を行うことに留まらず、所属業者(代理・媒介業者の代理又は媒介によって投資顧問契約を締結する投資助言業者をいう。において同じ。)のレピュテーション等の観点からも十分な検討が行われているか。
- (2)所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置

代理・媒介業者の監督のための内部管理態勢の整備

- イ.代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、代理・媒介業者の適切な監督を 行うための態勢が整備されているが、代理・媒介業者に対する業務監査態勢を含む。)。
- 口. それらの部署又は担当者によって、各代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務 の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部 管理態勢が整備されているか。

代理・媒介業者に対して必要かつ適切な監督等を行うための措置に係る留意事項

- イ.所属業者は、代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を 確保するため、次に掲げる措置を講じるとともに、その実施状況についてモニタリ ングを実施しているか。
 - a.代理・媒介業者及びその代理・媒介業者の従事者に対し、代理・媒介業に係る 業務の指導、代理・媒介業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措 置
 - b.代理・媒介業者における代理・媒介業に係る投資勧誘の実態、その他業務の実施状況等について、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、代理・媒介業者が当該代理・媒介業を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、代理・媒介業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- ロ.上記モニタリングの結果等について、所属業者の責任ある部署において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われるなど、所属業者の適切な業務指導や代理・媒介業者の適切な業務運営に反映させるなどの態勢整備が図られているか。

代理・媒介業委託契約の解除のための措置

代理・媒介業者に対するモニタリング等の結果、問題が発見された場合には、代理・媒介業者への指導、委託契約の解除等適切な措置を講じる態勢が整備されているか。 また、委託契約の解除を行う際には、適切な顧客保護が図られる態勢が整備されているか。 るか。

苦情処理のための措置

代理・媒介業者が行う代理・媒介業者に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。

(3)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された代理・媒介業者の選定等、又は所属業者による代理・媒介業者の業務の適切性等を確保するための措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、所属業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 2 代理・媒介業に係る業務の適切性

代理・媒介業者の業務の適切性に関しては、例えば、以下に記載する監督上の着眼点に 留意して検証することとする。なお、代理・媒介業者に求められる業務の適切性を確保す るための措置は、その行う業務の内容、規模及び当該業者の兼業状況等を踏まえた上で総 合的に判断する必要があり、監督上の評価項目の一部を充足していないことをもって、直 ちに不適切とするものではないことに留意するものとする。

- 2 - 2 - 1 法令等遵守態勢

代理・媒介業の制度が創設されたことにより、投資者の投資サービスに対するアクセスの確保・向上及び金融商品取引業者等の多様な販売チャネルの効率的な活用が期待されるが、その一方で、一般事業者としての取引関係を利用した不公正な取引が行われることのないよう、代理・媒介業の健全かつ適切な運営が確保されなくてはならない。

代理・媒介業者を監督するに当たっては、代理・媒介業の適正・確実な遂行を確保するために、代理・媒介業者及び所属業者に対し適時適切な監督を行っていく必要がある。特に、既存の一般事業者が代理・媒介業へ参入した場合など、代理・媒介業者が他業を兼業する場合には、優越的地位の濫用及び顧客情報の流用等の不適切な取扱いが生ずることのないよう留意する必要がある。

こうした代理・媒介業者のコンプライアンス態勢については、基本的には - 2 - 1 に おける態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自 主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。

- 2 - 2 - 2 代理・媒介業者の態勢整備

(1)主な着眼点

社内規則に顧客への勧誘、契約内容の説明及び契約締結時交付書面の交付の方法が 具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。

法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的に定められているか。

その行う代理・媒介業の業務に関する十分な知識を有する者が、適切に確保されているか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された代理・媒介業者の態勢整備に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、代理・媒介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 2 - 3 投資者保護のための情報提供

(1)主な着眼点

優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止するための態勢

代理・媒介業者が他業を兼業する場合には、代理・媒介業に係る業務及び兼業業務に係る業務を行うに際して、特に独占禁止法上問題となる優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。

預金等との誤認を防止するための態勢

代理・媒介業者が銀行等金融機関である場合には、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を行うに当たり、これら金融商品と預金等との誤認防止のための態勢が整備されているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された代理・媒介業者による投資者保護のための情報提供に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、代理・媒介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 2 - 2 - 4 二以上の所属業者から代理・媒介業を受託する場合の措置

(1)顧客に対する説明等

所属業者が二以上ある場合には、以下 から までに掲げる事項を、事前に、顧客に対して明らかにしているか。また、その説明方法については、例えば書面を活用するなど、できる限り顧客が理解しやすい方法となっているか。

顧客が支払うべき報酬の額と同種の契約につき他の所属業者に支払うべき報酬の額が異なるときは、その旨

顧客が締結しようとする契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属業者の ために取り扱っているときは、その旨

顧客の求めに応じ、上記 の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報 最終的に顧客の取引の相手方となる所属業者の商号

(2)監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された代理・媒介業者が二以上の所属業者から代理・媒介業を受託する場合の措置に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、代理・媒介業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 3 諸手続(投資助言・代理業)

- 3 - 1 登録

登録申請書の受理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。なお、登録の要否については、投資助言・代理業に係る一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があり、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに登録が不要であると判断することは適切でないことに留意するものとする。

(1)登録が不要である場合

次に掲げる場合については、法第29条の規定にかかわらず、投資助言業を行うことができる。

法第61条第1項に該当する場合

外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人で外国において 投資助言業を行う者が、投資運用業を行う者その他政令で定める者のみを相手方とし て投資助言業を行おうとする場合

法第50条の2第3項に該当する場合

法第50条の2第3項の規定により投資助言業を行うことができる者が、定められた期間内において投資助言業を行う場合

(2)投資助言・代理業に該当しない行為

不特定多数の者を対象として、不特定多数の者が随時に購入可能な方法により、有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断(以下「投資情報等」という。)を提供する行為

例えば、以下イからハまでに掲げる方法により、投資情報等の提供を行う者については、投資助言・代理業の登録を要しない。

ただし、例えば、不特定多数の者を対象にする場合でも、インターネット等の情報 通信技術を利用することにより個別・相対性の高い投資情報等を提供する場合や、会 員登録等を行わないと投資情報等を購入・利用できない(単発での購入・利用を受け 付けない)ような場合には登録が必要となることに十分に留意するものとする。

イ.新聞、雑誌、書籍等の販売

- (注)一般の書店、売店等の店頭に陳列され、誰でも、いつでも自由に内容をみて 判断して購入できる状態にある場合。一方で、直接業者等に申し込まないと購 入できないレポート等の販売等に当たっては、登録が必要となる場合があるこ とに留意するものとする。
- ロ.投資分析ツール等のコンピュータソフトウェアの販売
 - (注)販売店による店頭販売や、ネットワークを経由したダウンロード販売等により、誰でも、いつでも自由にコンピュータソフトウェアの投資分析アルゴリズム・その他機能等から判断して、当該ソフトウェアを購入できる状態にある場合。一方で、当該ソフトウェアの利用に当たり、販売業者等から継続的に投資

情報等に係るデータ・その他サポート等の提供を受ける必要がある場合には、 登録が必要となる場合があることに留意するものとする。

- 八.金融商品の価値等について助言する行為
 - (注)有価証券以外の金融商品について、単にその価値やオプションの対価の額、 指標の動向について助言し、その分析に基づく投資判断についての助言を行っ ていない場合、又は報酬を支払うことを約する契約を締結していない場合には、 当該行為は投資助言業には該当しない。

例えば、単に今年の日本の冬の平均気温について助言するのみでは、投資助 言業には該当しない。

投資一任契約等の締結の媒介に至らない行為

媒介に至らない行為を投資助言業者又は投資一任業者から受託して行う場合には、 投資助言・代理業の登録を得る必要はない。

例えば、以下イから八までに掲げる行為の事務処理の一部のみを投資助言業者又は 投資一任業者から受託して行うに過ぎない者は、投資助言・代理業の登録が不要であ る場合もあると考えられる。

- イ.商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付
 - (注)このとき、単に投資助言業者又は投資一任業者の商号や連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。
- 口.契約申込書及びその添付書類等の受領・回収(記載内容の確認等をする場合を除く。)
 - (注)このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。
- 八.金融商品説明会等における金融商品の仕組み・活用法等についての一般的な説明
- 3 2 営業保証金の供託等に係る留意事項
- (1)投資助言・代理業者が既に供託している供託物の差し替えを行うため、新たに供託を した後、当該供託書正本を届け出てきた場合は、既に受理保管していた供託書正本につ いて、別紙様式 V - 1による供託書正本の下付証明を行うとともに、既に受理保管して いた供託書正本を投資助言・代理業者に返還する。
- (2)投資助言・代理業者が既に供託している有価証券の償還金の代供託を行うため、供託 所に代供託・付属供託請求書を提出した後、その受入証書正本を届け出てきた場合は、 下記(5)に準じ保管証書を交付するとともに、既に受理保管していた原供託書正本を 投資助言・代理業者に返還する。
- (3)投資助言・代理業者から営業保証金に代わる契約の内容の変更又は解除の承認申請が

あった場合において、投資者保護に欠けることがないと判断するときは、別紙様式 - 2による保証契約変更承認書又は別紙様式 - 3による保証契約解除承認書により、当該申請を承認する。

- (4)営業保証金取戻し公告は、別紙様式 4により行う。
- (5)供託書正本を受理した場合は、別紙様式 5による保管証書を交付する。
- (6)登録申請者等に対して、法第31条の2第9項の規定に基づき国債により営業保証金を 供託している場合、国債ニ関スル法律により一定期間経過後に消滅時効が完成し、供託 が無効となることがある旨を周知する。

. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)

- 1 業務の適切性

登録金融機関の業務の適切性については、 - 2(- 2 - 6(1) 、 - 2 - 8(3) 及び - 2 - 9を除く。)及び - 3 - 1(- 3 - 1 - 2(1)及び - 3 - 1 - 4を除く。) - 3 - 3、 - 2及び - 2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

なお、金融商品仲介業務については、 - 3 - 1 - 2 (4) イ及び口の理論価格、並びに 口及び二の社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

- 1 1 個別業務の適切性
- (1)国債証券等、短期有価証券又は資産金融型有価証券のディーリング業務を行う登録金融機関にあっては、当該業務に係る有価証券等についての投資目的(特定取引勘定(外国銀行支店にあっては特定取引勘定と類似の勘定。以下同じ。)を設けている登録金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合。以下同じ。)の売買業務等を一体として行っていないか。また、これらの部門間での顧客の紹介を行っていないか。
- (2)国債証券等のディーリング業務、先物取次業務、短期有価証券の売買等の業務、資産 金融型有価証券の売買等の業務のいずれかの業務を行う登録金融機関にあっては、

当該業務に係る経理処理及び有価証券の取扱いは、他の業務に係る経理処理及び有価証券の取扱いと区分することにより、業務及び財産の状況を明らかにするものとなっているか。

当該業務において取り扱う有価証券について、以下に掲げる勘定間振替は一切行わないこととなっているか。

- イ.特定取引勘定を設置しない登録金融機関の場合は、商品有価証券勘定とそれ以外 の有価証券勘定との勘定間振替
- 口.特定取引勘定を設置する登録金融機関の場合は、特定取引勘定中の商品有価証券 勘定とそれ以外の有価証券勘定との勘定間振替及び特定取引勘定中の商品有価証券 派生商品勘定とそれ以外の有価証券派生商品勘定との勘定間振替
- (3)選択権付債券売買を行う登録金融機関にあっては、流通性の高い国債証券等を対象銘 柄とする選択権料の気配について、店頭掲示する等適切な方法により投資者に公表する ように努めているか。
- (4)登録金融機関にあっては、顧客に対して、金融商品取引を成立させるため又は金融商品取引による損失の穴埋め、委託証拠金(追証を含む。)のための信用供与を自動的に行わないこととなっているか。また、明らかに上記を目的とした信用供与を行わないこと

となっているか。

(注) 当座貸越は自動的な信用供与に該当することに留意する。

このため、例えば次の措置をとること。

先物取次業務を行う登録金融機関にあっては、新規に債券先物取引用口座を設定し、 当該口座について当座貸越を禁止すること、及び、同一名義人の当座貸越設定口座か ら債券先物取引用口座への自動振替を行わないこと。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関にあっては、顧客が委託金融商品取引業者に 開設した証券口座の残高が不足であるために顧客が申し込んだ取引が成立しない場合 に、これを成立させるために信用の供与を自動的に行い又は行うことを約して金融商 品仲介行為を行わないこと。

(5) 先物取次業務を行う登録金融機関にあっては、

GLOBEX社の管理する端末を使用する取引を行う場合においては、業として行う行為の規定にその旨を明記し、かつ、取引に当たっての取扱規程を定めているか。 債券先物取引用口座への入金処理については、あらかじめ当該顧客に対する担当者を決め、かつ、当該顧客(又はその資金担当者)の名前を登録させて、その都度事前に電話連絡等で当該顧客の了解を得ることとなっているか。

- (6)短期有価証券の売買等の業務を行う登録金融機関にあっては、当該業務全般(受注、 売買及び受渡し)を担当する部門については、コマーシャル・ペーパー及び短期社債等 (社債等の振替に関する法律に規定する短期社債、保険業法に規定する短期社債、資産 の流動化に関する法律に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法に規定する短期商 工債、信用金庫法に規定する短期債及び農林中央金庫法に規定する短期農林債をいう。) の発行及び売買に関連する業務と融資業務等との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮 断等に十全を期することとなっているか。
- (7)有価証券関連商品の販売を行う登録金融機関にあっては、

預金と有価証券関連商品とのセット販売の勧誘においては、顧客が誤認することのないよう必要な手当てを講じているか。

投資信託等有価証券関連商品を販売するにあたっては、預金とは異なり、価格変動 等のリスクがあることを顧客に十分説明することとなっているか。

(8)金融商品仲介業務を行う登録金融機関にあっては、

金融商品仲介業務と融資業務(有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うものに限る。(8)及び - 2 - 1 (2) において同じ。)を併せて実施する組織を統括する役員若しくは使用人等が、

- イ.融資業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を金融商品仲介業務に従事 する者に提供しないこととなっているか。
- 口、金融商品仲介業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を融資業務に利用

し、又は融資業務に従事する者に提供しないこととなっているか。

金融商品仲介業務に従事する者が法令を遵守するために顧客に告知しなければならない融資業務に係る情報や、金融商品仲介業務を行うため又は委託金融商品取引業者の法令遵守のために行われる当該委託金融商品取引業者との間での顧客情報の授受について、内部管理責任者(日本証券業協会公正慣習規則第13号「協会員の内部管理責任者等に関する規則」に定める内部管理責任者をいう。)等が適切に管理を行っているか。

(9) 有価証券の私募の取扱い業務を行う登録金融機関にあっては、私募の取扱い業務の 所管部局及びその遂行については、融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務と の間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断、そのための組織面での手当等に十全を期 することとなっているか。

ただし、政令附則第12条第3項に規定する有価証券の私募の取扱いとしてみなされる行為を行う場合については、この限りではない。

(10)保険会社である登録金融機関にあっては、政令第15条の21第2項各号(第3号を除く。) に定める者(以下(10)において「代理人」という。)に法第33条の8第2項の特定金融 商品取引業務を行わせる場合は、当該代理人が所属している代理店に当該特定金融商品 取引業務の支援を行うことを委託することができるものとする。

(11) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された登録金融機関の個別業務の適切性に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、登録金融機関における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条の2に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条の2第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 1 - 2 優越的地位の濫用防止

(1)兼業業務における優越的地位の濫用

兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について(平成16年12月1日:公正取引委員会(再掲))も参考として監督を行う必要があるが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得るものであり、留意が必要である。

登録金融機関が顧客に対し、金融商品取引行為を行うことを内容とする契約(以下「金融商品取引契約」という。)の締結に応じない場合には、融資等兼業業務に係る取

引を取りやめる旨又は当該業務に係る不利な取扱いをする旨を示唆し、金融商品取引 契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか。

顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、金融商品取引契約の締結を要請し、 これに従うことを事実上余儀なくさせていないか。

顧客が競争者(登録金融機関として行う業務の競争者)との間で金融商品取引契約を締結する場合には、兼業業務の取引を取りやめる旨又は当該業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、競争者との契約締結を妨害していないか。

顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、自己の競争者と金融商品取引契約の締結を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせていないか。

(2)優越的地位の濫用防止に係る留意事項

優越的地位の濫用を防止するための態勢整備に関しては、以下の点に留意して検証するものとする。

当該行為を防止するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し、又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって当該行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。

当該行為を防止するため、登録金融機関の業務に関する知識及び実務経験を有する 者により、定期的かつ必要に応じて適宜研修が実施されているか。

当該行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されているか。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された登録金融機関の兼業業務における優越的地位の濫用に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第56条の2第1項に基づく報告を求めることを通じて、登録金融機関における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第51条の2に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第52条の2第1項に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

- 1 - 3 協会等未加入登録金融機関に関する監督上の留意点

(1)主な着眼点

金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない登録金融機関(以下「協会等未加入登録金融機関」という。)は、協会等規則を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。

社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備(役職員への周知やその遵守状況の検証など)が図られているか。

協会等規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。

(2)監督手法・対応

協会等未加入登録金融機関が協会等規則を考慮した社内規則を策定しておらず、また、自主的に策定することが見込まれない場合には、法第56条の4第2項の基づき、適切な社内規則の作成を命ずることとする。この場合、協会等規則の改正等があった場合にはそれに応じて直ちに社内規則の見直しを行うことを併せて求めることとする。協会等規則に照らし、協会等未加入登録金融機関の社内規則に見直しが必要であり、また、自主的な見直しが見込まれない場合には、法第56条の4第2項に基づき、社内規則の変更を命ずることとする。

協会等未加入登録金融機関の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや法第56条の2第1項に基づく報告を通じて実態把握に努め、必要に応じ、法第51条の2に基づく業務改善命令や法第52条の2第1項に基づく業務停止命令を発出するなど、法第56条の4第1項に基づき、協会等規則を考慮した適切な監督を行うこととする。

- 2 諸手続(登録金融機関)

- 2 - 1 登録

金融機関からの登録申請書の取扱いに当たっては、 - 3 - 1((2)及び(4)を除く。) - 3 - 1並びに - 3 - 1に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙 様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

(1)登録番号の取扱い

金融機関登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

例) 財務局長(金)第 号

(2)体制審査の項目

法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成となっているか。

行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られているか。

- イ.帳簿書類・報告書等の作成、管理
- ロ.ディスクロージャー
- 八.顧客資産の分別管理
- 二.リスク管理
- ホ. 電算システム管理
- へ.売買管理、顧客管理
- ト、苦情・トラブル処理

チ.内部監査

常勤役職員の中に有価証券関連業務を3年以上経験した者が複数確保されているか。 ただし、引受けを伴わない国債窓販業務のみ又は清算取次業務のみを行おうとする金 融機関については、当該業務を適確に遂行するために必要な知識や経験等を有すると 認められる者が複数確保されている場合には、本条件は認められたものとみなす。な お、登録後に当該業務以外の有価証券関連業務を開始した場合には、本条件について 改めて確認すること。

国債証券等のディーリング業務全般、短期有価証券の売買等の業務全般又は資産金融型有価証券の売買等の業務全般のうち、いずれか又は複数の業務全般を行う金融機関の営業所等にあっては、当該業務を担当する部門に係る組織、業務分掌及び職務権限を、当該業務に係る有価証券の投資目的の売買業務等及び融資業務から明確に分離、独立させているか。また、当該業務の担当職員が投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任していないか。

先物取次業務を行う金融機関にあっては、

- イ.顧客に係る国債証券等の有価証券先物取引等の情報が、自己売買部門に伝達されて不当に使用されることを防止しているか。この場合、先物取次業務等全般を行う営業所等にあっては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、原則としてその他の業務(登録金融機関業務のうち、法第2条第8項第2号及び第3号業務以外の業務を含む。)から分離、独立しているか。
- 口. 先物取次業務等を行う営業所等にあっては、顧客に対して融資・保証等の特別の 便宜の提供を約して勧誘することを防止する必要があり、その趣旨に従った業務を 行うべく組織上配慮しているか。

金融商品仲介業務を行う金融機関にあっては、金融商品仲介業務に従事する者と融 資業務に従事する者との間での、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報の 授受を遮断しているか。例えば、金融商品仲介業務と融資業務の分離や担当職員の明 確化又はこれに準じた措置を内容とする社内規則を整備すること等により、非公開融 資等情報の授受の遮断について実効性が図られるよう努めているか。

金融商品取引業協会に加入しない金融機関にあっては、行おうとする業務の種類に応じ、金融商品取引業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう 社内規則を整備しているか。

信用金庫等の出資の総額の変更届出書については、 - 3 - 1 (9) に準ずるものとする。

(3)金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引 参加者となる予定のない登録金融機関に係る留意事項

登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない登録金融機関に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。

協会等規則を考慮した適切な社内規則がないと認められる場合は、原則として、登録後直ちに社内規則の策定を命ぜられることになること。

協会等未加入登録金融機関は、協会等規則を考慮して、社内規則の変更を命ぜられることがあること。

協会等未加入登録金融機関は、社内規則の策定又は変更を命ぜられた場合には、30日以内に当該社内規則の作成又は変更を行い、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。

協会等未加入登録金融機関は、上記 の承認を受けた社内規則の変更又は廃止をしようとする場合、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。

当局は、協会等未加入登録金融機関の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会等規則を考慮し、適切な監督を行うこととなっていること。

- 2 2 承認及び届出等
 - 3 2 (3 2 1 (2)から(5)までを除く。)及び 4 2 4、
- 4 3 並びに 3 2 に準ずるものとする。

- 2 - 3 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、 - 3 - 3 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

(1)金融商品仲介業務に関する帳簿書類の作成について

業府令第191条第1項第3号に掲げる帳簿書類については、委託金融商品取引業者のシステムやフォーマットを利用して作成すること及び委託金融商品取引業者にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、作成及び保存の義務は登録金融機関が負うことに留意する。

- 2 - 4 法第33条の規定の解釈について

(1)法33条第1項本文の規定の解釈について

銀行、協同組織金融機関その他政令第1条の9で定める金融機関(以下 - 2 - 4 において「銀行等」という。)が行う以下の業務は、法第33条第1項により行ってはならないとされている行為には該当しない。

- イ.取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引 業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務
- 口. 勧誘行為をせず、単に顧客を金融商品取引業者に紹介する業務 上記 口の「紹介」には、以下の行為を含む。
- イ. 当該銀行等の店舗に、金融商品取引業者が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと と又は掲示すること。
- ロ.当該銀行等と金融商品取引業者の関係又は当該金融商品取引業者の業務内容について説明を行うこと。

(2)法第33条第2項の規定の解釈について

法第33条第2項に規定する書面取次ぎ行為については、次の点に留意することとする。 銀行等は、当該業務を行う際に、顧客に対し、有価証券の売買その他の取引の勧誘 を行ってはならない。ただし、以下の行為は勧誘行為には当たらない。

- イ. 当該業務内容の説明を顧客に対し行うこと。
- ロ.当該業務内容について、新聞、雑誌、文書、ダイレクトメール、インターネットのホームページ、放送、映画その他の方法を用いて紹介すること。
- ハ. 当該業務に係る注文用紙及び口に規定する文書を当該銀行等の店舗に据え置くこと若しくは顧客に送付すること、又はその文書を店舗に掲示すること。

銀行等が受ける書面による注文は、顧客の個別の取引ごとに、売買の別、銘柄、数

及び価格について、顧客の指示を受けるものとする。

当該書面による注文には、あらかじめ定められた期日における継続的な取引の注文を一括して受けるものも含まれる。

- 2 - 5 その他

(1)分別管理に係る留意事項

登録金融機関(預金取扱い登録金融機関に限る。)が有価証券関連業務に係る取引に伴って発生する顧客からの金銭の預託等を、当該登録金融機関の本来の業務である預金として取り扱う場合には、当該金銭は分別管理の対象とならないことに留意する。

(2) 社内規則の整備に係る留意事項

金融商品取引業協会に加入していない登録金融機関については、行っている登録金融機関業務の種類に応じ、金融商品取引業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備すること。

また、関係諸法令及び諸規則が改正される都度又は定期的に社内規則を見直すなど、適切な業務運営が行われるよう留意しなければならない。

. 監督上の評価項目と諸手続 (適格機関投資家等特例業務)

- 1 適格機関投資家等特例業務に係る業務の適切性

適格機関投資家等特例業者(法第63条第1項各号に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。)の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。

- 1 - 1 勧誘・説明態勢

(1)主な着眼点

報酬が無料又は実際のものよりも著しく低額であるという虚偽の表示・説明をしていないか。

利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の虚偽の表示・説明 又はこれを行っているとの虚偽の表示・説明をしていないか。

取引による損失の発生やリスク等のデメリットが全くないとの虚偽の表示・説明を していないか。

その他商品や取引の内容(基本的な商品性、及びリスクの内容、種類や変動要因等) について虚偽の表示・説明をしていないか。

(2)監督手法・対応

日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者が、勧誘等に関して投資者に対し虚偽のことを告げる行為を行っていると疑われる場合には、法第63条第7項に規定する業務に係る状況確認のための報告を求めるとともに文書で警告を行う等必要な対応を行うものとする。

- 1 - 2 適格機関投資家等自己運用業者の実態把握

適格機関投資家等自己運用業者(適格機関投資家等自己運用業(法第63条第1項第2号に規定する業務をいう。)を行う者をいう。)の業務に関する適切な状況把握を行うため、以下の事項に関し、法第63条第7項に基づき、モニタリング調査票の提出を求めることとする。

ファンド名 ファンドの類型 運用財産総額

- 1 - 3 本人確認、疑わしい取引の届出義務

適格機関投資家等特例業者の本人確認、疑わしい取引の届出については、 - 2 - 6 に 準ずるものとする。

- 1 - 4 無届業者に関する留意点

投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等か

らの情報提供又は新聞広告等から、法第63条第2項に規定する届出を行うことなく適格機 関投資家等特例業務を行っている業者を発見した場合には、当該業者に対し、かかる行為 を直ちに取り止める又は直ちに届出を行うよう文書で警告を行うこととする。

- 1 - 5 適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点

適格機関投資家等特例業務を行う者が、資金拠出者の属性の変化や適格機関投資家の投資撤退、又は一般投資家の増加等の要因によりその要件を満たさなくなる場合には、投資者保護の観点から、以下の対応を行うものとする。

(1)法63条第5項の命令

法63条第5項の「特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として開始した第1項第2号に掲げる行為に係る業務が適格機関投資家等特例業務に該当しなくなつたとき」は、特例業務開始時には資金拠出者の中に適格機関投資家が含まれていたが、特例業務届出者の責に帰さない何らかの理由で適格機関投資家が含まれなくなったときを想定しており、この場合は、特例業務届出者の業務を他の金融商品取引業者に移管させる等の措置を命ずる必要がある。

(2)上記(1)以外の場合

適格機関投資家以外の者が49人を超えることとなる場合には、法第63条の特例は適用されず、特例業務届出者は金融商品取引法の登録を受けずに投資運用業を行うことになることから、当該特例業務届出者に対しては、 - 1 - 1 (7)の無登録業者に対する対応に準じた対応をとる必要がある。

. 監督上の評価項目と諸手続(外国証券業者)

- 1 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

(1)外国証券業者に関する法令の基本的考え方

外国証券業者は、日本国内における有価証券関連業の本拠として設ける主たる営業所 又は事務所について登録を受けない限り、国内にある者を相手方として法第28条第8項 各号に掲げる行為(以下「有価証券関連業に係る行為」という。)を行うことはできない。

他方、国内に拠点を有しない無登録の外国証券業者であっても、有価証券関連業に係る行為についての勧誘をすることなく、あるいは金融商品取引業者(第一種金融商品取引業に限る。)による代理又は媒介により、国内にある者の注文を受けて外国からその者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことについては許容されている。

(2) 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

外国証券業者がホームページ等に有価証券関連業に係る行為に関する広告等を掲載する行為については、原則として、「勧誘」行為に該当する。

ただし、以下に掲げる措置を始めとして、日本国内の投資者との間の有価証券関連業に係る行為につながらないような合理的な措置が講じられている限り、国内投資者に向けた「勧誘」には該当しないものとする。

担保文言

日本国内の投資者が当該サービスの対象とされていない旨の文言が明記されていること。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- イ. 当該担保文言を判読するためには、広告等を閲覧する以外の特段の追加的操作を要しないこと。
- 口.担保文言が、当該サイトを利用する日本国内の投資者が合理的に判読できる言語 により表示されていること。

取引防止措置等

日本国内にある投資者との間の有価証券関連業に係る行為を防止するための措置が 講じられていること。

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- イ.取引に際して、投資者より、住所、郵送先住所、メールアドレス、支払い方法その他の情報を提示させることにより、その居所を確認できる手続を経ていること。
- 口.明らかに日本国内の投資者による有価証券関連業に係る行為であると信ずるに足る合理的な事由がある場合には、当該投資者から注文に応ずることのないよう配意していること。
- ハ、日本国内に顧客向けのコールセンターを設置する、或いは国内投資者を対象とす

るホームページ等にリンクを設定する等を始めとして、日本国内にある投資者に対 し有価証券関連業に係る行為を誘引することのないよう配意していること。

また、以上に掲げる措置はあくまで例示であり、これらと同等若しくはそれ以上の 措置が講じられている場合には、当該広告等の提供は、国内投資者向けの「勧誘」行 為に該当しないものとする。

なお、以上に掲げるような合理的な措置が講じられていない場合には、当該広告等の提供が国内投資者向けの「勧誘」行為に該当する蓋然性が極めて高いことから、当該外国証券業者は、日本国内の投資者との間で勧誘を伴う実際の有価証券関連業に係る行為が行われていない旨を証明すべきである。

. 監督上の評価項目と諸手続(金融商品仲介業者)

- 1 業務の適切性

金融商品仲介業者の業務の適切性については、 - 2 (- 2 - 6 (1) を除く。) 及び - 3 - 1 (3 - 1 - 2 (2) - 3 - 1 - 3 (1) 及び(2) 並びに - 3 - 1 - 5 を除く。) に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。

なお、 - 3 - 1 - 2 (4)の債券とは、業府令第280条第7号に規定する有価証券をいい、同(4) イ及び口の理論価格、並びに同(4) 口及び二の社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

(1)説明書類に係る留意事項

法第66条の18に規定する説明書類については、

常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品仲介業者に指示するものとする。

各金融商品仲介業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。

- 2 諸手続(金融商品仲介業者)

- 2 - 1 登録

法第66条の2の規定に基づく登録申請書の取扱い等にあたっては、 - 3 - 1 ((2) (9) を除く。) に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

(1)登録手続

登録番号の取扱い

金融商品仲介業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

例) 財務局長(仲)第 号

登録申請に係る代理申請について

金融商品仲介業者に係る登録申請については、申請者及び所属金融商品取引業者等の利便性、所属金融商品取引業者等の申請事務の効率化、更に、登録申請書記載内容の精度の確保、事務処理の迅速化等を目的として、所属金融商品取引業者等が申請書の内容を精査した上で代理申請を行うことなどが可能であることに留意するものとする。

また、代理により申請が行われた際には、委任状等により代理権の有無及び代理権の範囲について確認するものとし、代理権の範囲が申請書の補正依頼、登録済通知の送付等に及んでいる場合、当該依頼又は通知等は、代理人に対して行うことができることに留意するものとする。

(2)審査事項

業府令第258条第3号に規定する、所属金融商品取引業者等が2以上あるときに、登録申請者の事故につき、当該事故による損失の補てんを行う所属金融商品取引業者等の商号又は名称が適切に記載されているか否かの審査にあたっては、以下の事項が満たされていることを確認するものとする。

- イ.事故の発生状況等を類型化し、当該類型の全てについて、当該損失の補てんを行 う所属金融商品取引業者等の商号又は名称が明確に特定されているか。
- 口. いずれの類型にも該当しない場合、又はいずれの類型に該当するかが明確でない場合についても、当該事故による損失の補てんを行う所属金融商品取引業者等の商号又は名称が特定されているか。

業府令第259条に規定する、業務の内容及び方法には、次の事項が記載されているか 否かを確認するものとする。

イ.業務区域

- 口.業務の形態(対面、電気通信回線に接続した電子計算機利用、申請者が個人である場合の金融商品仲介業務を行う使用人の有無等)
- ハ.営業所の形態(有人の営業所、無人の営業所)
- 二.取り扱う有価証券の種類
- ホ.市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引のうち、媒介を行う取引の 種類(法第2条第21項各号に掲げる取引、同条第23項に規定する取引の区分に応じ て)
- へ.投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介を業務として行おうとする場合その旨

(3)その他

法第66条の4第4号に規定する金融商品仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。なお、申請者が外国法人である場合は、下記 については国内に駐在する役職員の状況を、下記 及び については国内における状況を確認するものとする。

金融商品仲介業務を行う者(金融商品仲介業務を行う役員、内部管理等の責任者等) が、日本証券業協会が実施する証券外務員資格試験に合格した者であり、法令、諸規 則等につき一定以上の知識を有しているか。

申請者が法人又は金融商品仲介業務を行う使用人のある個人である場合、その行う 業務の内容及び規模に応じて、行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成となっているか。

申請者が法人又は金融商品仲介業務を行う使用人のある個人である場合、その行う 業務の内容及び規模に応じて、次に掲げる体制整備が図られているか(下記イ及び口 については、所属金融商品取引業者等に帳票作成事務等を依頼し、仲介業者が管理す ることも可能とする。また、下記八からホまでに掲げる項目のうち、所属金融商品取 引業者等により適切に実施される体制が確保されている項目は除く。)。

- イ.帳簿書類・報告書等の作成、管理
- □.顧客管理
- 八.電算システム管理
- 二. 苦情・トラブル処理
- ホ.内部監査

- 2 - 2 届出

金融商品仲介業者の届出については、 - 3 - 2 - 2 (1)に準ずるほか、以下の点に 留意するものとする。

(1)廃業等の届出に係る留意事項

金融商品仲介業者から法第66条の19第1項の規定に基づく届出書を受理した場合には、必要に応じて検査を行うなどにより、当該金融商品仲介業者につき、法第66条の20第1項の規定による登録取消しの事由の存しないことについて確認するものとする。

- 2 - 3 業務に関する帳簿書類関係

業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、 - 3 - 3 (- 3 - 3 (4) 及び (5) を除く。) に準ずるほか、次の点に留意するものとする。

(1)金融商品仲介業務に関する帳簿書類の作成について

業府令第281条に掲げる帳簿書類については、所属金融商品取引業者等のシステムやフォーマットを利用して作成すること又は所属金融商品取引業者等にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、金融商品仲介業者が作成及び保存の義務を負うことに留意する。

- 2 - 4 外務員登録

- 4 - 3 ((2)を除く。)に準ずるものとする。

. 監督上の評価項目と諸手続(証券金融会社)

- 1 経営管理

証券金融会社の経営管理については、 - 1((1) へを除く。)に準ずるものとする。 また、証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有すると認められる人的構 成については、 - 1 - 2に準ずるものとする。

- 2 業務の適切性

証券金融会社の業務の適切性については、 - 2 (- 2 - 3 - 1 、 - 2 - 3 - 3 、 - 2 - 3 - 4 、 - 2 - 4 (1) 及び 並びに - 2 - 7 (2) へを除く。) - 3 - 1 - 5 及び - 3 - 1 - 6 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

- 2 - 1 事業報告書

証券金融会社に関する内閣府令(以下「金融会社府令」という。)第3条の4第1号に規定する事業報告書「3 個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については以下の点に留意するものとする。

(1)安全管理措置の実施状況

証券金融会社がその取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置について報告を求めるものとする。

(安全管理について必要かつ適切な措置)

保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置

実務指針 及び別添2の規定に基づく措置

(従業者の監督について必要かつ適切な措置)

保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置

実務指針 の規定に基づく措置

(委託先の監督について必要かつ適切な措置)

保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置

実務指針 の規定に基づく措置

(2)特別の非公開情報の目的外利用を防止する措置の実施状況

記載上の注意3(2)における「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に規定する場合をいう。

- 3 諸手続(証券金融会社)
- 3 1 免許の審査基準

(1)人的構成

法第156条の25第1項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項を もって判断することとする。

法第156条の24第1項に掲げる業務(以下「貸借取引業務」という。)の遂行に必要な人員が各部門に配置されているか。

役職員の中に有価証券関連業務を3年以上経験した者が確保されており、かつ、貸借取引業務の制度に精通した者が確保されているか。

その行おうとする業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況として、以下の事項に照らし、当該業務を適正かつ効率的に遂行することができると認められるか。

イ.常務に従事する役員が、金融商品取引法等の関連諸規制や監督指針で示している 経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引 業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十 分な知識・経験を有すること。

暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員 又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、証券金 融会社としての社会的信用を損なうおそれがあると認められることはないか。

- イ.本人が暴力団員であること(過去に暴力団員であった場合を含む。)。
- 口.本人が暴力団と密接な関係を有すること。
- 八.金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと。
- 二.禁錮以上の刑(相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと(特に、刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪に問われた場合に留意すること。)。

(2)信用状態及び資金調達能力

法第156条の25第1項に規定する信用状態及び資金調達能力の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。

貸借取引業務を行うに足りる株券調達能力及び資金調達能力を客観的に有すると認められるか。

取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の信用取引に関する情報が常に入手できる体制が整備されており、迅速な対応が可能と判断できる調達システム及び決済システムが金融商品取引業者及び取引先等との間に確立されているか。

- 3 - 2 届出

金融会社府令第1条の2第2項第2号に規定する業務の内容及び方法の変更とは、取引の条件を除く業務の内容及び方法の変更で、内部規程等の変更を伴い取引先に対して周知を行う必要のある事項とする。

- 3 - 3 承認

法第156条の27第3項の承認を行う場合は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 承認に係る業務が公益に反し、又は有価証券等を保有することにより多大な価格変動 リスク等が発生するおそれがあると認められる場合には、承認を行わないこととする。
- (2)金融会社府令第2条第1項第1号に規定する収支の予想を記載した書面が、当該業務 開始後3ヵ年以内に黒字化されており、当該収支計画の実行が客観的に可能であると認 められるか。

- 3 - 4 認可

(1)業務の内容若しくは方法の変更

法第156条の28第1項に規定する業務の内容若しくは方法の変更認可に係る申請書が 提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

改正の内容が貸借取引業務の円滑な遂行に支障が生じるものとなっていないか。 改正の内容について速やかに周知徹底が図られるものとされているか。

(2)資本金の額の減少

法第156条の28第1項に規定する資本金の額の減少に係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

減資後の資本金の額が、法第156条の23に定める額を下回らない額であるか。 減資により、貸借取引業務の円滑な遂行に支障が生じるものとなっていないか。 減資を行う理由が、欠損の解消その他経営維持のためやむを得ない事由によるもの と認められるか。

(3)業務の廃止又は解散の決議

法第156条の36第1号に規定する業務の廃止又は解散の決議に係る認可申請書が提出 された場合には、次の事項に留意するものとする。

法第156条の32第1項に規定する免許の取消事由が存在していないか。

資産超過の状態にあり、清算業務がスムーズに進められる体制にあるか。

廃業又は解散後も、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における信用取引に支障が生じないよう、制度面又は物理面での対応が採られているか。

(4)合併又は事業の譲渡若しくは譲受け

法第156条の36第2号に規定する合併又は事業の譲渡若しくは譲受けに係る認可申請 書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

合併又は事業譲渡により消滅する会社に、法第156条の32第1項に規定する免許取 消事由が存在していないか。

合併又は事業譲渡により、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の信用取引に支障が生じないよう、制度面又は物理面での対応が採られているか。

(別紙様式 - 1) (日本工業規格A4)

類似商号使用者に対する警告書(案)

第 種金融商品取引業者 代表取締役社長 殿

財務(支)局長 印

金融商品取引法第31条の3の規定により、金融商品取引業者でない者は「金融商品取引業者」という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の商号は同規定に抵触していると認められますので、直ちに商号を変更されますよう警告します。つきましては、貴社における是正措置予定を 年月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき 措置をとることとします。

また、金融商品取引業は登録事業であり、登録のない者がこれを行うことは「金融商品取引法」 に抵触することとなりますので、念のために申し添えます。

(注)是正措置予定の回答は、概ね、発送日から2週間を目途とする(以下の案文についても同じ。)。

(別紙様式 - 2) (日本工業規格A4)

類似商号使用者に対する警告書(案)

証券委託株式会社

代表取締役社長 殿

財務(支)局長 印

金融商品取引法第31条の3の規定により、金融商品取引業者でない者は「金融商品取引業者」という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならないこととなっております。

貴社の商号は同規定に抵触するおそれがあると認められますので、直ちに商号を変更されますよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を 年 月 日までに書面によりご回答願います。 また、金融商品取引業は登録事業であり、登録のない者がこれを行うことは「金融商品取引法」 に抵触することとなりますので、念のために申し添えます。 (別紙様式 - 3) (日本工業規格A4)

類似商号使用者に対する警告書(案)

証券委託株式会社

代表取締役社長 殿

財務(支)局長 印

先般、貴社の商号は、金融商品取引法第31条の3の規定に抵触するおそれがあると認められるので、直ちに商号変更を行うよう警告したところでありますが、当局のその後の調査により、貴社の商号は同規定に抵触していると認められます。(また、貴社の業務は、金融商品取引業に該当することも判明しました。)

金融商品取引業者でない者が、金融商品取引業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いること(や金融商品取引業を行うこと)は、金融商品取引法の規定により固く禁じられておりますので、直ちに商号変更される(とともに、当該行為を取り止める)よう再度警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を 年 月 日までに書面によりご回答願います。 なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき 措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

(注)()内は、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っている場合の警告文である。

(別紙様式 - 4) (日本工業規格A4)

無登録で金融商品取引業を行っている者に対する警告書(案)

商事株式会社

代表取締役社長 殿

財務(支)局長 印

金融商品取引法第29条の規定により、金融商品取引業は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は金融商品取引業に該当していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を 年 月 日までに書面によりご回答願います。 なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき 措置をとることとしますので、念のため申し添えます。 (別紙様式 - 5) (日本工業規格A4)

無登録で金融商品取引業を行っているおそれがある者に対する照会書(案)

株式会社

代表取締役社長 殿

財務(支)局長 印

金融商品取引法第29条の規定により、金融商品取引業は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は金融商品取引業に該当しているおそれがあると 認められます。

つきましては、貴社における業務の状況を 年 月 日までに書面によりご回答願います。 なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがあ りますので、念のため申し添えます。 (別紙様式 - 6) (日本工業規格A4)

				類	i 似	商	号	使	用	者	等	管	理	台	帳					
業	者	ž	名																	
所	右	Ē	地																	
代	表	社	字				資	7		金			百万	円	役	職	員	数		人
店舗	名(所在均	也)																	
業	務	内	容																	
日			付	苦情	• 照:	会等	の内!	容及	なび	当局	の指	導内	容、	相	手方	でのな	付応	等		

(別紙様式 - 7) (日本工業規格A4)

金融商品取引業者の状況

年 月末日現在

金融商品取引業者名	登録番号	登録年月日	資	本	金	認可業務の状況(PTS)
				百万	5円	

- (注) 1. 登録番号順に記載すること。
 - 2. 認可業務の状況欄には、認可年月日を記入(認可を受けていない業者については、を記入)すること。
 - 3. 資本金欄は、外国法人については、持込資本金を記入し、個人業者等については、 を記入すること。
 - 4.前回報告した内容からの変更点について注記すること。

(別紙様式 - 8) (日本工業規格A4)

登録金融機関の状況

年 月末日現在

登録金融機関名	区分	登録番号	登録年月日	委託金融商品取引業者名	備	考

- (注)1.登録番号順に記載すること。
 - 2.区分には、地銀、第二地銀、信用金庫、信用組合等の別を記入すること。
 - 3.委託金融商品取引業者名欄には、金融商品仲介業務を行っている場合には委託金融商品取引業者名を、金融商品仲介業務を行っていない場合には を記入すること。
 - 4. 備考欄には、当四半期中に新規登録、合併、営業譲渡及び名称変更等の異動があった場合には、その旨を記載すること。また、委託金融商品取引業者名に変更があった場合には、変更部分に下線を引くこと。
 - 5. 当四半期中に登録金融機関でなくなった金融機関がある場合には、欄外に名称、登録番号、廃止等事由及び廃止等年月日を記載すること。

(別紙様式 - 9) (日本工業規格A4)

金融商品仲介業者の状況

年 月末日現在

X	分	金融商品仲介業者名	登録番号	登録年月日	所属金融商品取引業者等

- (注) 1. 登録番号順に記載すること。
 - 2.区分の欄には、法人または個人の別を記入すること。
 - 3. 当四半期中に金融商品仲介業者名、所属金融商品取引業者等の変更があった金融商品仲介業者については、変更部分に下線を引くこと。
 - 4. 当四半期中に金融商品仲介業者でなくなった者がある場合は、欄外に当該業者名、登録番号、廃止等事由、廃止等年月日を記載すること。

(別紙様式 - 10) (日本工業規格A4)

金融商品取引業者又は金融商品取引持株会社の主要株主の状況

財務(支)局

年 月 日現在

							, , ,	H - 70 II
金融商品取引業者又は								
金融商品取引持株会社	提	出者		に	関す	る	事	項
に関する事項								
商号 本店所在地	個人・法人の別	氏名・名称 (法人の場合 は代表者氏名 も 併 記)	住所· 所在地	電話番号	保有する議決権の数	提出者が保有する議決権の数	議 決 権保有割合	届出義務生年月日
					· ·			

(記載上の注意)

- ・ 本表でいう「金融商品取引業者」については、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う 者に限り、外国法人を除くものとする。
- ・ 本表には、作成基準日現在で届出書を提出している者すべてについて記入すること。
- ・ 本表には議決権保有者から各財務局に対して提出された届出書の内容を記入すること。(他の財務局から回付された届出書については記入を要しない。)
- ・ 「保有する議決権の数」の欄には提出者及び特別の関係にある者が保有する議決権の数(届出書の(A)の数を記入すること。)

(別紙様式 - 11) (日本工業規格A4)

確認事務処理状況報告書

年 月

소류	独商品	2 BD 5	11	坐 夕	受	5 理	3	確	認	申	Ì	清	書	の		内	容	処	理	状	況
- SE 19		署)		月日		即伛	者名	役	職	ロロロ	客名	事故	女の	利	益	処	理	処理	≣の
	יום	1	П	,	-	-77 L		天 万	T T	100	48%	准只	合口	概	要	提信	共者	年月	日	内	容

(記載要領)

- 1 「事故の概要」欄及び「利益提供額」欄については、確認申請書の中から該当事項を抜粋して記載する。
- 2 「処理の内容」欄については、「確認」と「確認拒否」とに区分して、それぞれ次のように 記載する。
 - 「確認」の場合は「金融商品取引業等に関する内閣府令」第125条の該当条項を記載する。 「確認拒否」の場合はその理由を記載する。
- 3 「金融商品取引業等に関する内閣府令」第126条第3項の規定に基づく報告については記載を要しない。

(別紙様式 - 12) (日本工業規格A4)

				金融	商品	取引業	者等	に関	する苦	情受	を付票	
属			性									
日			時	年	月	日()	時	分~	時	分	[電話・来局・文書]
業	者	等	名									
申	님	<u> </u>	者					応	接		者	
苦	情	内	容									
摘			要									

(別紙様式 - 13) (日本工業規格A4)

							連	į	絡	箋			
属				性									
田	時	•	場	所	年	月	日()			[電	話・来局・その他]
照		숝		者					応	接	者		
照	会		内	容									
回		答		案									
処				理									

(別紙様式 - 14) (日本工業規格A4)

							応		接	箋			
属				性									
日	時	•	場	所	年	月	日()			[電	話・来局・その他]
照		会		者					応	接	者		
照	会	:	内	容									
回				答									
備				考									

(別紙様式 - 15) (日本工業規格A4)

 文 書 番 号

 年 月 日

(商号)

(代表者の氏名) 殿

財務(支)局長 印

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

年 月 日付 第 号をもって貴社に通知した検査結果に係る問題点に関し、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第56条の2第1項の規定に基づき、報告書の提出を命ずる。報告書には、通知した問題点に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策を明記し、 年月 日()までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求を することができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

(別紙様式 - 1) (日本工業規格A4)

金融庁長官 財務(支)局長 沖縄総合事務局長 殿

金融機関名

代 表 者

ED

		担	当	者	情	報		
所	属							
氏	名							
電話	番号							
E - ma	ail							

今般、以下のように障害等が発生したので、 年 月 日付 第 号に基づき報告します。

障害発生等報告書

(第 報)

/ 注击 4夕 🖂 🗀 .	_		ロ土	ノヘヽ
(連絡日時:	-	Н	時	分)

項	目	内 容
	発 生 日 時	年 月 日 時 分頃
障害の概要	発生場 所	
	障害状況・規模等	
	障 害 分 類	
障害原因	原因内容等	未確認 確認済 内容()
	システム名称	
対象システム	ハードウエア	
	ソフトウエア	
		復 旧 済 み (日 時頃)
	復旧見込等	復旧見込み(日 時頃)
被害状況等		不 明
	被害状況	
	復旧までの影響	
他の事業者	等への影響等	
	復旧までの対応	
対 処 状 況	対 外 説 明	
	その他の連絡先等	
事 後	改善策	

(記載要領)

1.第1報については、障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても差し支えないものとする

第2報以降については、第1報後の状況の変化の都度適時にその状況を記載すること

- 2. 障害の状況や原因等が多岐に亘る場合、または補足説明資料等がある場合については、本様式にその旨記載した上で、別紙に記載し添付することも可能とする(様式任意)
- 3.「障害の概要」欄における「発生場所」については、障害が発生しているシステムの設置場 所等(市町村名まで)、及び店舗等の名称を記載すること
- 4.「障害原因」欄における「障害分類」については、報告時点において障害分類表で示した原因の中で分類可能なものを記載すること

なお、障害の原因が多岐に亘る場合は、該当し得るものを複数記載することを可とするまた、「災害」を起因とするシステム障害については、通信障害による遠隔地での通信スループット低下等のように被災地以外で発生したものに限り、本様式に記載すること(被災地で発生しているシステム障害は本様式に記載する必要はない)

- 5.「対象システム」欄における「システム名称」については、障害が発生しているシステムの 名称、または当該システムが担っている業務名(勘定系、対外接続系等)を記載すること
- 6.「対象システム」欄における「ハードウェア」及び「ソフトウェア」ついては、ソフトウエア及びハードウエアのバージョン非更新や不適切なパッチ処理等を起因とした障害である場合に限り、具体的にその内容を記載すること
- 7.「被害状況等」欄における「被害状況」については、被害(顧客等への影響等)が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載すること
- 8.「他の事業者等への影響等」欄については、他の事業者等に対して攻撃・障害等が波及する 可能性、現況等が確認されている場合には、その内容を記載すること
- 9.「対処状況」欄における「復旧までの対応」については、応急措置や抜本的対応(代替措置 等の状況・方針)、抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること
- 10.「対処状況」欄における「その他の連絡先等」については、警察、セキュリティ関係機関、 他省庁等に対して、既に本障害等を報告している場合に、その内容を記載すること

(障害分類表)

本様式の「障害原因」欄における「障害分類」には、下記表の分類記号(大分類 - 中分類 - 小分類 - 脅威の分類)を記載すること

報告時点において障害原因が不明である場合は、障害分類は空白であっても差し支えない

大分類		中分類		小分類	インシデントの例示	脅 威 の 分 類
サービス停 止、不能	1	電磁的手段を用い た不正侵入(アク	1	サービス停止攻撃 (DoS、DDoSなど)	サービス停止攻撃によって サービスが停止した場合	Α
		セス)	2	システムへの侵入	外部からシステムに不正に 侵入されたことによりサー ビスが停止した場合	
			3	コンピュータウィル ス、ワーム、bot	コンピュータウィルスの活動により、サービスが停止 した場合	
			4	不正なオペレーショ ン(内部不正)	内部利用者による異常(不正)なアクセスにより、サービスが停止した場合	
			5	その他	その他のサイバー系不正ア クセスによりサービスが停 止した場合	
	2	物理的手段を用い た不正侵入	6	情報システムの物理 的破壊	情報システム機器などが物 理的に破壊されたことによ リサービスが停止した場合	
			7	その他	その他の物理的不正アクセスにより、サービスが停止した場合	
	3	情報システムの停止	8	ハードウエア故障	ハードウエアが故障したこ とによりサービスが停止し た場合	В
			9	ソフトウエアの不具合	コンピュータプログラムの 不具合 (バグ) によってサ ービスが停止した場合	
			10	ソフトウエアの異常 終了	コンピュータプログラムが 異常終了したことによりサ ービスが停止した場合	
			11	その他	その他の原因で情報システムが停止し、サービスが停止し、サービスが停止した場合	
	4	通信障害	12	ハードウエア故障・ 不具合 (通信機器)	自社の通信機器のハードウ エア故障・不具合により、 サービスが停止した場合	
			13	回線断	自社の通信回線が切れたことにより、サービスが停止 した場合	
			14	その他	その他の原因で発生した自 社の通信障害により、サー ビスが停止した場合	
	5	人的問題による停 止	15	オペレーションミス	システムの操作ミスにより、サービスが停止した場 合	

大分類		中分類		小分類	インシデントの例示	脅威の分 類
			16	設定ミス	システムの環境定義情報等 の設定ミスにより、サービ スが停止した場合	
			17	その他	その他の人的問題による原因でサービスが停止した場合	
	6	災害	18	災害	災害により、サービスが停 止した場合	С
	7	他インフラの障害 による影響	19	他インフラの障害 による影響	他分野、他事業者の障害により、サービスが停止した場合	В
	8	その他	20	その他	の上記以外の原因で、サ ービスが停止した場合	D
パフォーマ ンス低下	1	電磁的手段を用いた不正侵入(アクセス)	1	サービス停止攻撃 (DoS、DDoSなど)	サービス停止攻撃によって パフォーマンスが低下した 場合	Α
			2	システムへの侵入	外部からシステムに不正に 侵入されたことによりパフ ォーマンスが低下した場合	
			3	コンピュータウィ ルス、ワーム、bot	コンピュータウィルスの活 動により、サービスのパフ ォーマンスが低下した場合	
			4	不正なオペレーション (内部不正)	内部利用者の不正なオペレーションによりパフォーマンが低下した場合	
			5	その他	その他のサイバー系不正ア クセスによりパフォーマン ス低下が発生した場合	
	2	物理的手段を用いた不正侵入	6	情報システムの物理的破壊行為	情報システム機器などが物 理的に破壊されたことによりパフォーマンスが低下した場合	
			7	その他	その他の物理的不正アクセスにより、パフォーマンス低下が発生した場合	
	3	情報システムの停 止	8	ハードウエア故障	ハードウエアが故障したこ とによりパフォーマンスが 低下した場合	
			9	ソフトウエアの不 具合		
			10	ソフトウエアの異 常終了		
			11	その他	その他の原因で情報システムが停止し、パフォーマンスが低下した場合	
	4	通信障害	12	ハードウエア故障・不具合(通信機器)	自社の通信機器のハードウ	
			13	回線断	自社の通信回線が切れたことにより、パフォーマンスが低下した場合	

大分類		中分類		小分類	インシデントの例示	脅威の分 類	
			14		その他の原因で発生した自 社における通信障害によ り、パフォーマンスが低下 した場合		
	5	人的問題による停止	15	オペレーションミス	り、パフォーマンスが低下 した場合		
			16	設定ミス	システムの環境定義情報等 の設定ミスにより、パフォ ーマンスが低下した場合		
			17	その他	その他の人的問題による原 因でパフォーマンスが低下 した場合		
	6	災害	18	災害	災害が原因でパフォーマン スが低下した場合	С	
	7	他インフラの障害 による影響	19	による影響	他分野、他事業者の障害に より、パフォーマンスが低 下した場合	В	
	8	その他	20	その他	の上記以外の理由でパフ ォーマンスが低下した場合	D	
不正アクセ ス(情報漏 えい・改ざ	1	電磁的手段を用いた不正侵入(アクセス)	1	スキャン活動	システムに対してスキャン (探索)行為が行われてい た場合	Α	
ん・削除 等)			2	不正なオペレーシ ョン 	内部利用者による異常(不正)なアクセスがあった場合		
			3	システムへの侵入	外部からシステムに対して 不正アクセスを受けた場合		
			4	データ(情報)の 改ざん、削除	ホームページの改ざん等、 システム等のデータが改ざ んされた場合		
			5	コンピュータウィ ルス、ワーム、bot	コンピュータウィルス等の 感染活動等が検知された場合		
			6	トロイの木馬・バ ックドア	システム内部にトロイの木 馬、バックドアが仕掛けら れていた場合		
			7	その他	その他のサイバー系不正ア クセスが行われていた場合		
	2	物理的手段を用いた不正侵入	8	建物内への不正な侵入	外部からの不正侵入や利用 者制限した区画等への内部 利用者からの侵入があった 場合		
			9	ソーシャルエンジ ニアリング	侵入等目的でソーシャルエ ンジニアリング活動が行わ れていた場合		
			10	盗難、破壊	システムに関するシステム 構成や設定情報などが盗まれた場合		
		-	11	その他	その他の物理的不正アクセ スが行われていた場合		
	3	情報漏えい	12	情報漏えい	内部利用者もしくは外部からの不正アクセスにより情報が漏えい(持ち出し)した場合		

大分類		中分類		小分類	インシデントの例示	脅威の分類
			13	コンピュータウィ ルス、ワーム、bot	コンピュータウィルス等の 感染により、情報が流出・ 漏えいした場合	
			14	盗聴	通信等が盗聴され、情報が 流出する場合	
			15	その他	その他の原因により情報漏 えいが発生した場合	
	4	攻撃の踏み台等	16	攻撃の踏み台	システム内のコンピュータ が何らかの攻撃の踏み台に された場合	
			17	メールの不正中継	スパムメールの中継等不正 な電子メールの中継をして しまった場合	
			18	機器等の不正使用	踏み台、不正中継以外でシステム内のサーバ機器に侵入され、不正に利用されたことが発覚した場合	
			19	その他	その他の手法等により、攻撃の踏み台が構築されてい た場合	
	5	その他	20	その他	の上記以外で内外部から の不正アクセスがあった場 合	D
その他	1	その他	1	その他	、 、 以外の原因で情報システムに異常が発生した場合	

脅威の分類

- A サイバー攻撃・意図的要因
- B 非意図的要因
- C 災害
- D その他

(別紙様式 - 2) (日本工業規格A4)

金融商品取引業者登録番号台帳

財務局

登	録	番	号	登	録	年	月	日	金	融	商	品	取	引	業	者	名
(金	商)第	<u>;</u>	号		:	年	月	日									

(注)登録を抹消した場合は、——線を引くものとする。

(別紙様式 - 3) (日本工業規格A4)

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

(商号)

(代表者の氏名) 殿

財務(支)局長 印

金融商品取引業の登録について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録しましたので、 金融商品取引法第57条第3項の規定に基づき通知します。

記

登録年月日 年 月 日

登録番号 財務(支)局長(金商)第 号

(別紙様式 - 4) (日本工業規格A4)

 文 書 番 号

 年 月 日

(商号)

(代表者の氏名) 殿

財務(支)局長 印

金融商品取引業の登録の拒否について

年 月 日付で申請のあった金融商品取引業の登録の申請については、下記の理由により拒否したので、金融商品取引法第57条第3項に基づき通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算 して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求 をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った 日の翌日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処 分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否の理由

(別紙様式 - 5) (日本工業規格A4)

金融商品取引業者登録簿縱覧表

纷吹口	· 覧日 縦覧者氏名		縦覧者の住所			登録番号	金融商品取引業者名	貸出	返納	確認
似見口			話	番	号	豆球笛写	並熙的即取り集有有	時間	時間	EП

(別紙様式 - 1) (日本工業規格A4)

(現金から有価証券へ)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 主たる営業所の住所 商号又は名称 氏 名 (法人にあっては代表者氏名)

供託書正本下付証明申請書

供託書正本 1通

供託の表示

供 託 所 法務局

供託年月日 年月日

供託年度番号 年度金第 号

供 託 金 金 円

根拠法令 金融商品取引法第31条の2第1項

供託者住所氏名 主たる営業所の住所

商号又は名称

登録番号財務(支)局長(金商)第号

上記供託書正本は、供託者 が貴局に対して提出していた供託書正本に係る供託の供託物を所定の金額に相当する有価証券に差し替えるための供託 (法務局 年度金第 号)をしたため、その供託金を取り戻すために下付されたことを御証明下さい。

年 月 日上記のとおり証明する。

(有価証券から有価証券へ)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 主たる営業所の住所 商号又は名称 氏 名 (法人にあっては、代表者氏名)

供託書正本下付証明申請書

供託書正本 1通

供託の表示

供 託 所 法務局

供託年月日 年月日

供託年度番号 年度金第 号

供 託 物 有価証券 枚数 枚、総額面 円

根 拠 法 令 金融商品取引法第31条の2第1項

供託者住所氏名 主たる営業所の住所

商号又は名称

登録番号財務(支)局長(金商)第号

上記供託書正本は、供託者 が貴局に対して提出していた供託書正本に係る供託の供 託物を所定の金額に相当する有価証券に差し替えるための供託 (法務局 年度金第 号) をしたため、その供託物を取り戻すために下付されたことを御証明下さい。

年 月 日上記のとおり証明する。

(有価証券から現金へ)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 主たる営業所の住所 商 号 又 は 名 称 氏 名 (法人にあっては、代表者氏名)

供託書正本下付証明申請書

供託書正本 1通

供託の表示

供 託 所 法務局

供託年月日 年月日

供託年度番号 年度金第 号

供 託 物 有価証券 枚数 枚、総額面 円

根 拠 法 令 金融商品取引法第31条の2第1項

供託者住所氏名 主たる営業所の住所

商号又は名称

登録番号財務(支)局長(金商)第号

上記供託書正本は、供託者 が貴局に対して提出していた供託書正本に係る供託の供 託物を所定の額に相当する金銭に差し替えるための供託 (法務局 年度金第 号)をした ため、その供託物を取り戻すために下付されたことを御証明下さい。

年 月 日上記のとおり証明する。

(別紙様式 - 2) (日本工業規格A4)

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

(商 号 又 は 名 称) 氏 名

(法人にあっては代表者氏名)殿

財務(支)局長 印

営業保証金に代わる契約の変更承認について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、金融商品取引法施行令第15条の13第3号に基づき承認します。

(別紙様式 - 3)

(日本工業規格A4)

 文 書 番 号

 年 月 日

(商 号 又 は 名 称)氏 名(法人にあっては代表者氏名)殿

財務(支)局長 印

営業保証金に代わる契約の解除承認について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、金融商品取引法施行令第15条の13第3号に基づき承認します。

(別紙様式 - 4) (日本工業規格A4)

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則(平成19年法 務省・内閣府令第 号)第13条第2項の規定によ リ次ように公示する。

- 1.供託者の商号又は名称
- 2. 住所
- 3. 代表者の氏名
- 4. 取戻しをしようとする営業保証金の額

, , 円

- 5.上記の者(登録番号〇〇財務(支)局長第〇〇号)の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、平成〇年〇月〇日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて〇〇財務(支)局〇〇部〇〇課に提出されたい。
- 6.前号の期間内に申出書の提出がないときは、 配当手続から除斥される。

〇年〇月〇日

○○財務(支)局長 ○○ ○○

[記載上の注意]

1~3の事項について、届出等の提出が未済により、縦覧事項と現時点での事実が相違するものについては、縦覧されている事項以降の事実について全て記載する。

住所については、登録簿第7面上に記載されている本店等の所在地を記載する。

文字は14ポイント、数字は原則半角文字とする。

は一字あけ、部の不要文字は削る。

一行の文字数は22文字とする。

(別紙様式 - 5) (日本工業規格A4)

文 書 番 号

保管証書

供託書正本 通

1.供託者名

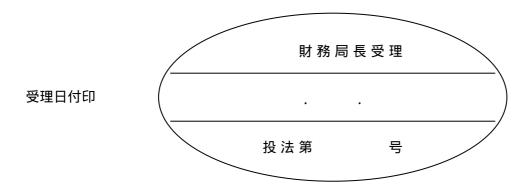
2.供託所名・供託番号

上記保管します。

年 月 日

(別紙様式 - 1)

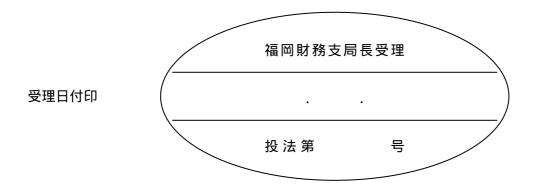
1. 各財務局長用



注 1.縦40mm、横60mmとする。

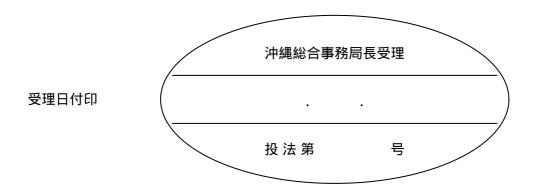
2. 受理日付印は、各財務局ごとに作成する。

2.福岡財務支局長用



注 1.縦40mm、横60mmとする。

3.沖縄総合事務局長用



注 1.縦40mm、横60mmとする。

(別紙様式 - 2) (日本工業規格A4)

投資法人設立届出書等整理簿

							設 立	の際に				
			設立	<u>I</u> 1	上画 人	に	発行す	「る投資		登 録	不成立	
届出	届出	₽₩≱	関す	ţ	る事	項	ロの	申込に	設 立			
受理	受 理	届出者					関す	る事項	予 定	申請書	届出受理	摘 要
番号	年月日	の氏名	氏名	3	住所又	くは	募集	申込の	年月日	受 理		
			又は	ţ	現 在	の	の	勧誘を		年月日	年月日	
			名和	尔	場	所	期間	行う者				
							~					
							~					
							~					
							~					
							~					
							~					
							~					
							~					
							~					
							~					

(別紙様式 - 3) (日本工業規格A4)

登録投資法人登録番号台帳

財務(支)局

登	録	番	号	登	録	年	月	日	登録投資法人の商号

(記載上の留意事項)

登録を抹消した場合には、――線を引くものとする。

(別紙様式 - 4) (日本工業規格A4)

文書番号年月日

金融庁長官 殿

財務(支)局長 印

投資法人の登録について

表記のことについて、別紙のとおり登録(年月分)したので、報告します。

(別紙)

(財務(支)局)

							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
登 録	登 録	投資	投資信	資産	成立	成 立	時 の	状 況
年月日	番号	法 人 の商号	託委託 業者名	保 管 会社名	年月日	出資総額	投資口の総口数	投資主数

灭	ᄼᆂᆂ	÷π	次	:+	1	登	ᄼᆂᆂ	红车	4/14	臣人	ф	≐主	#
\Box	並来	ťΣ		汯	Λ	\Box	並来	浬	쇘	异.	罒	丽	舌

年 月 日

財務(支)局長 殿

縦覧の目的			
登 録 番 号	登録投資法人の商号	貸出印	返却印

上記登録投資法人登録簿を縦覧したいので申請します。

申請者	氏	名	

<u>住 所</u> 電話番号

电前笛与							
職	業						

貸	出	時	分
返	却	時	分

(別紙様式 - 6) (日本工業規格A4)

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

金融庁長官 殿

財務(支)局長 印

投資法人の変更事項の登録について

標記のことについて、別紙のとおり変更事項を登録(年 月分)したので、報告します。

(別紙)

(財務(支)局)

									•		
変更登録 年 月 日		更	登録番号	投	資 商	人号	該当条項	变	更	内	容
年月日	年月	日		0	冏	5					
		•									

(記載上の留意事項)

「該当条項」は、法第188条第1項各号又は施行規則第214条各号の該当条項を記載すること。

(別紙様式 - 7) (日本工業規格A4)

				 見	書	
投資	<u></u> 法人の概	要				
(執行	テ役員の状	況)				
(監督	賢役員の状	況)				
(投)	資信託委託	業者の状況	.)			
(そ)	の他)					
(問題	題点)					
直前	の検査結	果				
苦帽	うの 状	況				
行 政	如 分	等				
		— _				

(別紙様式 - 8) (日本工業規格A4)

文書番号年月日

金融庁長官 殿

財務(支)局長 印

投資法人の登録の移管について

標記のことについて、別紙のとおり登録の移管(年 月分)をしたので、報告します。

(別紙)

(財務(支)局)

										(","	
変更登録	変 更	変 更	投	姿	;±	1	Φ.	商		変 更 前 の	変更前の
年 月 日	年 月 日	登録番号	仅	貝	冮	人	U)	问	号	管轄財務局等	登録番号

(別紙様式 - 9) (日本工業規格A4)

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

金融庁長官 殿

財務(支)局長 印

投資法人の解散について

標記のことについて、別紙のとおり解散届出書(年 月分)が提出されたので、報告します。

(別紙)

(財務(支)局)

解	投資法人の商号	該当条項	解	散	理	由

(記載上の留意事項)

「該当条項」は、法第192条第1項各号の該当条項を記載すること。

(別紙様式 - 10) (日本工業規格A4)

	(第1面)
_	財務(支)局

営業報告書集計表(年月末)

1.投資法人数 _____社

2.投資法人の純資産の状況

前期末残高	追 加	出資	出資の	払 戻 し	運	用	増	減	当期末残高
	出資口数	出資金額	払戻口数	払戻金額					
千円		千円		千円					

3.保有有価証券等の売買状況

有価証券の売買状況

13177233													
区		売			付	買			付	싐			計
7.	ˈ [ˈ	株	数	金	額	株	数	金	額	株	数	金	額
株	Ė	,	千株		百万円		千株		百万円		千株		百万円
新株予約権証券	i	/											
国債証券	ŧ /	/											
地方債証券	#												
特殊債券	Ė												
社 債 券	#												
(うち新株予約)												
権付社債券)													
そ の 他	į												·
計			<u> </u>		·				·				

(第2面)

先物取引等の状況

X	分	売	付	買	付	合	計
	株式に係る取引		百万円		百万円		百万円
先 物 取 引	債券に係る取引						
	そ の 他						
	株式に係る取引						
オプション取引	債券に係る取引						
	そ の 他						

不動産の売買等の状況

	X						分	売	付	買	付	合	計
			建		物		百万円		百万円		百万円		
賃		貸		用	土		地						
					そ	の	他						
					建		物						
賃	貸	用	以	外	土		地						
					そ	の	他						

その他の特定資産の売買等の状況

X	分	売	付	買	付	仁	計
			百万円		百万円		百万円

4 . 執行役員及び監督役員の状況

執	行	役	員	監	督	役	員	合	計
			名				名		名

(別紙様式 - 11) (日本工業規格A4)

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

(商 号)

(代表者の氏名) 殿

財務(支)局長 印

年 月 日付で申請のあった標記事項について、 (許可) したので通知する。

(別紙様式 - 12) (日本工業規格A4)

 文 書 番 号

 年 月 日

(商 号)

(代表者の氏名) 殿

財務(支)局長 印

年 月 日付で申請のあった標記事項の (許可) については、下記理由により、拒否したので通知する。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求を することができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

拒否理由

年 月 \Box

金融庁長官 殿

申請者 所在地 商 号 (会社名)

> 取締役 (氏 名) 印

申請者が と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関す る所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の3第2項の規定の適用を受けたいので、租 税特別措置法施行規則第31条の7第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類:投資信託約款(写)

:不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)

: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面

: 運用報告書(直近期)

: 租税特別措置法第83条の3第2項第2号口に該当する場合は、直近期の運用報告書 (直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式 - 14により作成のうえ 添付すること。)

証 明 書

1.申請者の別紙記載の不動産の取得は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の3第2 項第1号イ及び八に掲げ要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。

なお、当該投資信託は同項第1号口に規定する投資信託及び投資法人に関する法律第3条第1 頃の委託者指図型投資信託(投資運用業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けて いる旨の国土交通大臣の証明書が必要となる場合)である(ではない)。

2. 当該不動産の取得は法第83条の3第2項に規定する投資信託約款に従ったものであり、同項第 2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。

同号イに該当する割合 100分の 同号口に該当する割合 100分の

当該不動産取得前の割合 100分の

3.申請者の上記2.にかかる特定不動産の取得日は平成年月日であり、この証明書により 法第83条の3第2項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

年 月 日

金融庁長官 EΠ

(別	紙)

[不動産の表示]

土	地	の	所	在	地	番	地	目	地	積
										m²

土	地	の	所	在	地	番	地	目	地	積	床	面	積
													m²

(注)表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。

(別紙様式 - 14) (日本工業規格A4)

特定資産等の状況(年 月末現在)

年 月 日提出

申請者 所在地又は住所 商 号

1.特定資産の状況(総括)

(単位:百万円、%)

	X				直	近 決	算	期		申	請	時		
			,	/]	金	客	頁	構成比	金		額		構成比	t
4	寺	定	資	産										
	特	定	不 動	産										
	その	の他	の特定	資産										

(注) 「その他の特定資産」とは、特定資産のうち特定不動産以外の特定資産をいう。 申請時の「特定不動産」は、申請不動産等の取得価額を加算して記載する。 申請時の「その他の特定資産」のうち、有価証券等の時価評価が可能なものについては、 申請日の属する月の前月末現在によること。

2.その他の特定資産の状況

有価証券の状況

(単位:千株、百万円)

							(1 = 1 1 1	м пулгу
	X	分		枚	数	金	額	Į
株			券					
新	株	約権	正券					
国	債	証	券					
地	方	債 証	券					
特	殊	債	券					
社		債	券					
	(うち新栁	未予約権付社	債券)					
そ		0	他					
	·	計					·	

先物	ıΗV	2	空/	$\boldsymbol{\tau}$	14	:0
77.47	ᇽ	7	==(IJ	4 N	ıπ.

(単位:百万円)

	X	分	金額
		株式に係る取引	
先 物	取 引	債券に係る取引	
		そ の 他	
		株式に係る取引	
オプシ	ョン取引	債券に係る取引	
		そ の 他	

その他の特定資産の状況

(単位:百万円)

区分	金額

(注)本表は、上記 、 以外のその他の特定資産の状況について、記載する。

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 所在地 商 号 (会社名) 取締役 (氏 名) 印

申請者が<u></u> 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第14項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の12に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類:投資信託約款(写)

:不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)

: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面

: 運用報告書(直近期)

:地方税法施行令附則第7条第13項第4号口に該当する場合は、直近期の運用報告書 (又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式 - 14により作成の

うえ添付すること。)

証 明書

- 1.申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則(以下「令附則」という。)第7条 第13項第1号及び第3号に規定する要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。 なお、当該投資信託は同項第3号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律第3条第1項 の委託者指図型投資信託(投資運用業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている旨の国土交通大臣の証明書が必要となる場合)である(ではない)。
- 2. 当該不動産の取得について、令附則第7条第13項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。

同号イに該当する割合 100分の 同号口に該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の

以上のとおり証明する。

年 月 日

金融庁長官

印

														(別	紙
不重	前産の	表示]													
土	地	の	所	在	地		番	地		目	地				積
															m
	116			+-	11L		116			11L	1 =	÷			1=
<u>±</u>	地	の	所	在	地	番	地		目	地	積	床	面		積
															m

(注)表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 住 所 商 号 (投資法人名) 執行役員 (氏 名) 印

申請者が<u></u> 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の3第3項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の7第3項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類:投資法人規約(写)

:不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)

: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面

: 運用報告書(直近期)

:租税特別措置法第83条の3第3項第2号口に該当する場合は、直近期の運用報告書 (直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式 -14により作成のうえ 添付すること。)

証 明書

- 1.申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の3第3項第1号イ、口及び二に掲げ要件を満たす投資法人である。
- 2.申請者の別紙記載の不動産の取得は、法第83条の3第3項に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は以下のとおりである。

同号イに該当する割合 100分の 同号口に該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の

3.申請者の上記2.にかかる特定不動産の取得日は平成年月日であり、この証明書により法第83条の3第3項の規定の適用を受けることができる期限は平成年月日である。

以上のとおり証明する。

年 月 日

財務(支)局長

印

														(別	紙)
[不重	動産の	表示]													
土	地	の	所	在	地		番	地		目	地				積
															m²
					l							I			
土	地	の	所	在	地	番	地		目	地	積	床	面		積
															m²
()	主)表	示内容	子につ	いて	ま、いす	れも登	記簿	算の記	載にお	合わせて	記載す	る。		•	

年 月 日

財務(支)局 殿

申請者 住 所 商 号 (投資法人名) 執行役員 (氏 名) 印

申請者が<u></u>と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第15項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の13に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類:投資信託約款(写)

:不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)

: 資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面

: 運用報告書(直近期)

: 地方税法施行令附則第7条第14項第4号ロに該当する場合は、直近期の資産運用報告 (又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式 - 14により作成の

うえ添付すること。)

証 明書

- 1.申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則(以下「令附則」という。)第7条第14項第1号及び第3号に規定する要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。
- 2. 当該不動産の取得について、令附則第7条第14項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。

同号イに該当する割合 100分の 同号口に該当する割合 100分の

当該不動産取得前の割合 100分の

以上のとおり証明する。

年 月 日

財務(支)局長

印

														(別	紙
不重	前産の	表示]													
土	地	の	所	在	地		番	地		目	地				積
															m
	116			+-	11L		116			11L	1 =	÷			1=
<u>±</u>	地	の	所	在	地	番	地		目	地	積	床	面		積
															m

(注)表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。